



* 0017301000 *

0017301-000



a 3 2 5 - 1 8

改正民事訴訟法条文

最高裁判所事務局民事部・編

最高裁判所事務局民事部

1 9 4 8

ACH



昭和二十三年七月編

新旧
对照
改正民事訴訟法條文

附
改正民事訴訟用印紙法條文
改正商事非訟事件印紙法條文
行政事件訴訟特例法條文

最高裁判所事務局民事部

325
18



13389

目次

民事訴訟法

第一編 總則

第一章 裁判所……………一

 第一節 管轄……………一

 第二節 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避……………八

第二章 當事者……………三

 第一節 當事者能力及訴訟能力……………三

 第二節 共同訴訟……………六

 第三節 訴訟參加……………七

 第四節 訴訟代理人及輔佐人……………一〇

第三章 訴訟費用……………三三

 第一節 訴訟費用ノ負擔……………三三

 第二節 訴訟費用ノ擔保……………三七

 第三節 訴訟上ノ救助……………三〇

第四章 訴訟手續……………三三

 第一節 口頭辯論……………三二

 第二節 期日及期間……………三二

 第三節 送達……………三三

 第四節 裁判……………三九

 第五節 訴訟手續ノ中斷及中止……………三六

第二編 第一審ノ訴訟手續

第一章 訴……………三九

第二章 辯論及其ノ準備……………四〇

第三章 證據……………四六

 第一節 總則……………四六

 第二節 證人訊問……………七七

 第三節 鑑定……………五九

 第四節 書證……………六一

 第五節 檢證……………六七

 第六節 當事者訊問……………六八

 第七節 證據保全……………七〇

第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特則……………七二

第三編 上訴

第一章 控訴……………七六

第二章 上告……………一〇二

第三章 抗告……………一〇八

第四編 再審……………一一一

第五編 督促手續……………一二五

第六編 強制執行

第一章 總則……………一二九

第二章 金錢ノ債權ニ付テノ強制執行……………一三四

第一節 動産ニ對スル強制執行……………一三四

第一款 有體動産ニ對スル強制執行……………一三四

第二款 債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強制執行……………一四六

第四款 配當手續……………一五一

第二節 不動産ニ對スル強制執行……………一五二

第一款 通則……………一五二

第二款 強制競賣……………一五三

第三款 強制管理……………一六六

第三節 船舶ニ對スル強制執行……………一六八

第三章 金錢ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ付テノ強制執行……………一六九

第四章 假差押及ヒ假處分……………一七一

第七編 公示催告手續……………一七三

第八編 仲裁手續……………一七五

附則……………一七六

民事訴訟用印紙法……………一八〇

商事非訟事件印紙法
行政事件訴訟特例法

.....一六
.....一五

民事訴訟法

(明治二十三年四月二十一日
法律第二十九號)

改正、明治三一—法律一一、明治四四—法律七二、大正一一—法律五四、大正
一五—法律六一、昭和六一—法律一七、昭和一一〇—法律一五、昭和一一三—
法律一九、昭和一一六—法律五七、昭和一一三—法律一四九

民事訴訟法

(旧法通) 第一編 總則

(旧法通) 第一章 裁判所

(旧法通) 第一節 管轄

(旧法通) 第一條 訴ハ被告ノ普通裁判籍所在地ノ裁判所ノ管轄ニ屬ス
(旧法通) 第二條 人ノ普通裁判籍ハ住所ニ依リテ定ル

日本ニ住所ナキトキ又ハ住所ノ知レサルトキハ普通裁判籍ハ居所ニ依リ、居所ナキト
キ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所ニ依リテ定ル

(變 更) 第三條 大使、公使其ノ他外國ニ在リテ治外法權ヲ享クル日本人カ前條ノ規定ニ依リ普通裁判籍ヲ有セサルトキハ其ノ者ノ普通裁判籍ハ最高裁判所ノ定ムル地ニ在ルモノトス

旧第三條 大使、公使其ノ他外國ニ在リテ治外法權ヲ享クル日本人カ前條ノ規定ニ依リ普通裁判籍ヲ有セサルトキハ其ノ者ノ普通裁判籍ハ東京市ニ在ルモノトス

(旧法通) 第四條 法人其ノ他ノ社團又ハ財團ノ普通裁判籍ハ其ノ主タル事務所又ハ營業所ニ依リ、事務所又ハ營業所ナキトキハ主タル業務擔當者ノ住所ニ依リテ定ル
國ノ普通裁判籍ハ訴訟ニ付國ヲ代表スル官廳ノ所在地ニ依リテ定ル

第一項ノ規定ハ外國ノ社團又ハ財團ノ普通裁判籍ニ付テハ日本ニ於ケル事務所、營業所又ハ業務擔當者ニ之ヲ適用ス

(旧法通) 第五條 財産權上ノ訴ハ義務履行地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第六條 寄留者ニ對スル財産權上ノ訴ハ寄留地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(變 更) 第七條 船員ニ對スル財産權上ノ訴ハ船舶ノ船籍ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得
旧第七條 軍人、軍屬又ハ船員ニ對スル財産權上ノ訴ハ軍專用ノ廳舎ノ所在地

又ハ艦船ノ本籍若ハ船籍ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第八條 日本ニ住所ナキ者又ハ住所ノ知レサル者ニ對スル財産權上ノ訴ハ請求若ハ其ノ擔保ノ目的又ハ差押フルコトヲ得ヘキ被告ノ財産ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第九條 事務所又ハ營業所ヲ有スル者ニ對スル訴ハ其ノ事務所又ハ營業所ニ於ケル業務ニ關スルモノニ限り其ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十條 船舶又ハ航海ニ關シ船舶所有者其ノ他船舶ノ利用ヲ爲ス者ニ對スル訴ハ船籍ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十一條 船舶債權其ノ他船舶ヲ以テ擔保スル債權ニ基ク訴ハ船舶ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十二條 會社其ノ他ノ社團ヨリ社員ニ對スル訴又ハ社員ヨリ社員ニ對スル訴ハ社員タル資格ニ基クモノニ限り會社其ノ他ノ社團ノ普通裁判籍所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ規定ハ社團又ハ財團ヨリ役員ニ對スル訴及會社ヨリ發起人又ハ検査役ニ對スル訴ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第十三條 會社其ノ他ノ社團ノ債權者ヨリ社員ニ對スル訴ハ社員タル資格ニ基クモノニ

限リ前條ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十四條 第十二條及前條ノ規定ハ社團、財團、社員又ハ社團ノ債權者ヨリ社員、役員、發起人又ハ検査役タリシ者ニ對スル訴及社員タリシ者ヨリ社員ニ對スル訴ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第十五條 不法行爲ニ關スル訴ハ其ノ行爲アリタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得
船舶ノ衝突其ノ他海上ノ事故ニ基ク損害賠償ノ訴ハ損害ヲ受ケタル船舶カ最初ニ到達シタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十六條 海難救助ニ關スル訴ハ救助アリタル地又ハ救助セラレタル船舶カ最初ニ到達シタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十七條 不動産ニ關スル訴ハ不動産所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十八條 登記又ハ登録ニ關スル訴ハ登記又ハ登録ヲ爲スヘキ地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第十九條 相續權ニ關スル訴又ハ遺留分若ハ遺贈其ノ他死亡ニ因リテ效力ヲ生スヘキ行爲ニ關スル訴ハ相續開始ノ時ニ於ケル被相續人ノ普通裁判籍所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第二十條 相續債權其ノ他相續財産ノ負擔ニ關スル訴ニシテ前條ノ規定ニ該當セサルモ

ノハ相續財産ノ全部又ハ一部カ前條ノ裁判所ノ管轄區域内ニ在ルトキニ限リ其ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第二十一條 一ノ訴ヲ以テ數個ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ第一條乃至前條ノ規定ニ依リ

一ノ請求ニ付管轄權ヲ有スル裁判所ニ其ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

(変) 更) 第二十二條 裁判所法ニ依リ管轄カ訴訟ノ目的ノ價額ニ依リテ定ルトキハ其ノ價額ハ訴

ヲ以テ主張スル利益ニ依リテ之ヲ算定ス

前項ノ價額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ハ五千圓ヲ超過スルモノト看做ス

旧第二十二條 裁判所構成法ニ依リ管轄カ訴訟ノ目的ノ價額ニ依リテ定ルトキ

ハ其ノ價額ハ訴ヲ以テ主張スル利益ニ依リテ之ヲ算定ス

前項ノ價額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ハ千圓ヲ超過スルモノト

看做ス

(旧法通) 第二十三條 一ノ訴ヲ以テ數個ノ請求ヲ爲ストキハ其ノ價額ヲ合算ス

果實、損害賠償、違約金又ハ費用ノ請求カ訴訟ノ附帶ノ目的ナルトキハ其ノ價額ハ之ヲ訴訟ノ目的ノ價額ニ算入セス

(変) 更) 第二十四條 左ノ場合ニ於テハ關係アル裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ管轄裁判所ヲ定ム

- 一 管轄裁判所カ法律上又ハ事實上裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ
 - 二 裁判所ノ管轄區域明確ナラサル爲管轄裁判所カ定テサルトキ
- 前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

旧第二十四條 左ノ場合ニ於テハ關係アル裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ管轄裁判所ヲ定ム

- 一 管轄裁判所及裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リテ之ニ代ルヘキ裁判所カ法律上又ハ事實上裁判權ヲ行フコト能ハサルコト
 - 二 裁判所ノ管轄區域明確ナラサル爲管轄裁判所カ定ラサルトキ
- 前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(旧法通) 第二十五條 當事者ハ第一審ニ限り合意ニ依リ管轄裁判所ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ合意ハ一定ノ法律關係ニ基ク訴ニ關シ且書面ヲ以テ之ヲ爲スニ非サレハ其ノ效ナシ

(旧法通) 第二十六條 被告カ第一審裁判所ニ於テ管轄違ノ抗辯ヲ提出セスシテ本案ニ付辯論ヲ爲シ又ハ準備手續ニ於テ申述ヲ爲シタルトキハ其ノ裁判所管轄權ヲ有ス

(旧法通) 第二十七條 第一條、第五條乃至第二十一條、第二十五條及前條ノ規定ハ訴ニ付專屬管轄ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第二十八條 裁判所ハ管轄ニ關スル事項ニ付職權ヲ以テ證據調ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二十九條 裁判所ノ管轄ハ起訴ノ時ヲ標準トシテ之ヲ定ム

(變 更) 第三十條 裁判所ハ訴訟ノ全部又ハ一部カ其ノ管轄ニ屬セスト認ムルトキハ決定ヲ以テ之ヲ管轄裁判所ニ移送ス

地方裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄區域内ノ簡易裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ニ付自ラ審理及裁判ヲ爲スコトヲ得但シ訴ニ付專屬管轄ノ定ノアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

旧第三十條 裁判所ハ訴訟ノ全部又ハ一部カ其ノ管轄ニ屬セスト認ムルトキハ決定ヲ以テ之ヲ管轄裁判所ニ移送ス

(旧法通) 第三十一條 裁判所ハ其ノ管轄ニ屬スル訴訟ニ付著キ損害又ハ遲滞ヲ避クル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ專屬管轄ニ屬スルモノヲ除クノ外申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得

(新 設) 第三十一條ノ二 簡易裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ其ノ專屬管轄ニ屬スルモノヲ除クノ外申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ移送スルコトヲ得

(旧法通) 第三十二條 移送ノ裁判ハ移送ヲ受ケタル裁判所ヲ羈束ス

移送ヲ受ケタル裁判所ハ更ニ事件ヲ他ノ裁判所ニ移送スルコトヲ得ス

(変 更) 第三十三條 移送ノ裁判及移送ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

旧第三十三條 移送ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

移送ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(旧法通) 第三十四條 移送ノ裁判確定シタルトキハ訴訟ハ初ヨリ移送ヲ受ケタル裁判所ニ繫屬シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ移送ノ裁判ヲ爲シタル裁判所ノ書記ハ其ノ裁判ノ正本ヲ訴訟記録ニ添附シ移送ヲ受ケタル裁判所ノ書記ニ之ヲ送付スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二節 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避

(変 更) 第三十五條 裁判官ハ左ノ場合ニ於テハ法律上其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラル

- 一 裁判官又ハ其ノ配偶者若ハ配偶者タリシ者カ事件ノ當事者ナルトキ又ハ事件ニ付當事者ト共同權利者、共同義務者若ハ償還義務者タル關係ヲ有スルトキ
- 二 裁判官カ當事者ノ四親等内ノ血族、三親等内ノ姻族若ハ同居ノ親族ナルトキ又ハナリシトキ

三 裁判官カ當事者ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

四 裁判官カ事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ

五 裁判官カ事件ニ付當事者ノ代理人又ハ輔佐人ナルトキ又ハナリシトキ

六 裁判官カ事件ニ付仲裁判斷ニ關與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル前審ノ裁判ニ關與シタルトキ但シ他ノ裁判所ノ囑託ニ因リ受託裁判官トシテ其ノ職ヲ行フコトヲ妨ケス

旧第三十五條 判事ハ左ノ場合ニ於テハ法律上其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラル

- 一 判事又ハ其ノ妻若ハ妻タリシ者カ事件ノ當事者ナルトキ又ハ事件ニ付當事者ト共同權利者、共同義務者若ハ償還義務者タル關係ヲ有スルトキ
- 二 判事カ當事者ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキ又ハナリシトキ
- 三 判事カ當事者ノ後見人、後見監督人、保佐人又ハ戸主若ハ家族ナルトキ
- 四 判事カ事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
- 五 判事カ事件ニ付當事者ノ代理人又ハ輔佐人ナルトキ又ハナリシトキ
- 六 判事カ事件ニ付仲裁判斷ニ關與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル前審ノ裁判ニ關與シタルトキ但シ他ノ裁判所ノ囑託ニ因リ受託判事トシテ其ノ職

九

務ヲ行フコトヲ妨ケス

(旧法通) 第三十六條 除斥ノ原因アルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ除斥ノ裁判ヲ爲

ス

(変) 更) 第三十七條 裁判官ニ付裁判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者ハ之ヲ忌避スルコ

トヲ得

當事者カ裁判官ノ面前ニ於テ辯論ヲ爲シ又ハ準備手續ニ於テ申述ヲ爲シタルトキハ其ノ裁判官ヲ忌避スルコトヲ得ス忌避ノ原因カ其ノ後ニ生シ又ハ當事者カ其ノ原因アルコトヲ知ラサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

旧第三十七條 判事ニ付裁判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

當事者カ判事ノ面前ニ於テ辯論ヲ爲シ又ハ準備手續ニ於テ申述ヲ爲シタルトキハ其ノ判事ヲ忌避スルコトヲ得ス但シ忌避ノ原因カ其ノ後ニ生シ又ハ當事者カ其ノ原因アルコトヲ知ラサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

(変) 更) 第三十八條 第三十六條又ハ前條ニ規定スル申立ハ其ノ原因ヲ開示シテ裁判官所屬ノ裁

判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

除斥又ハ忌避ノ原因ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日内ニ之ヲ疏明スルコトヲ要ス前條第

二項但書ノ事實亦同シ

旧第三十八條 第三十六條又ハ前條ニ規定スル申立ハ其ノ原因ヲ開示シテ判事所屬ノ裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

除斥又ハ忌避ノ原因ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日内ニ之ヲ疏明スルコトヲ要ス前條第二項但書ノ事實亦同シ

(変) 更) 第三十九條 合議體ノ構成員タル裁判官及地方裁判所ノ一人ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ

付テハ其ノ裁判官所屬ノ裁判所カ、簡易裁判所ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所カ決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

前項ノ裁判ハ地方裁判所ニ於テハ合議體ニ於テ之ヲ爲ス

旧第三十九條 合議裁判所ノ判事ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判所、區裁判所ノ判事ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

(変) 更) 第四十條 裁判官ハ其ノ除斥又ハ忌避ニ付裁判ニ關與スルコトヲ得ス但シ意見ヲ述フル

コトヲ得

旧第四十條 判事ハ其ノ除斥又ハ忌避ニ付裁判ニ關與スルコトヲ得ス但シ意見ヲ述フルコトヲ得

(旧法通) 第四十一條 除斥又ハ忌避ヲ理由アリトスル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス之ヲ理由ナシトスル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第四十二條 除斥又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ其ノ申立ニ付テノ裁判ノ確定ニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スルコトヲ要ス但シ急速ヲ要スル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(変 更) 第四十三條 第三十五條及第三十七條第一項ノ場合ニ於テハ裁判官ハ監督權アル裁判所ノ許可ヲ得テ回避スルコトヲ得

旧第四十三條 第三十五條及第三十七條第一項ノ場合ニ於テハ判事ハ監督權アル判事ノ許可ヲ得テ回避スルコトヲ得

(変 更) 第四十四條 本節ノ規定ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲シ簡易裁判所ノ書記ノ回避ノ許可ハ其ノ裁判所ノ裁判所法第三十七條ニ規定スル裁判官之ヲ爲ス

旧第四十四條 本節ノ規定ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス

(旧法通) 第二章 當事者

(旧法通) 第一節 當事者能力及訴訟能力

(旧法通) 第四十五條 當事者能力及訴訟無能力者ノ法定代理ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外民法其ノ他ノ法令ニ從フ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權亦同シ

(旧法通) 第四十六條 法人ニ非サル社團又ハ財團ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノハ其ノ名ニ於テ訴へ又ハ訴へラルルコトヲ得

(旧法通) 第四十七條 共同ノ利益ヲ有スル多數ニシテ前條ノ規定ニ該當セサルモノハ其ノ中ヨリ總員ノ爲ニ原告若ハ被告ト爲ルヘキ一人若ハ數人ヲ選定シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ得訴訟ノ繫屬ノ後前項ノ規定ニ依リテ原告又ハ被告ト爲ルヘキ者ヲ定メタルトキハ他ノ當事者ハ當然訴訟ヨリ脫退ス

(旧法通) 第四十八條 前條ノ規定ニ依リテ選定セラレタル當事者中死亡其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ他ノ當事者ニ於テ總員ノ爲ニ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第四十九條 未成年者及禁治産者ハ法定代理人ニ依リテノミ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得但シ未成年者カ獨立シテ法律行爲ヲ爲スコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(変 更) 第五十條 準禁治産者又ハ法定代理人カ相手方ノ提起シタル訴又ハ上訴ニ付訴訟行爲ヲ爲スニハ保佐人又ハ後見監督人ノ同意其ノ他ノ授權ヲ要セス

準禁治産者又ハ法定代理人カ訴、控訴若ハ上告ノ取下、和解、請求ノ拋棄若ハ認諾又ハ第七十二條ノ規定ニ依ル脫退ヲ爲スニハ常ニ特別ノ授權アルコトヲ要ス

旧第五十條 準禁治産者、妻又ハ法定代理人カ相手方ノ提起シタル訴又ハ上訴ニ付訴訟行爲ヲ爲スニハ保佐人ノ同意、夫ノ許可又ハ親族會ノ同意其ノ他ノ授權ヲ要セス

準禁治産者、妻又ハ法定代理人カ訴、控訴若ハ上告ノ取下、和解、請求ノ拋棄若ハ認諾又ハ第七十二條ノ規定ニ依ル既退ヲ爲スニハ常ニ特別ノ授權アルコトヲ要ス

(旧法通)

第五十一條

外國人ハ其ノ本國法ニ依レハ訴訟能力ヲ有セサルトキト雖日本ノ法律ニ依レハ訴訟能力ヲ有スベキトキハ之ヲ訴訟能力者ト看做ス

(旧法通)

第五十二條

法定代理權又ハ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス

第四十七條ノ規定ニ依ル當事者ノ選定及變更亦同シ

前項ノ書面ハ訴訟記録ニ之ヲ添附スルコトヲ要ス

(旧法通)

第五十三條

訴訟能力、法定代理權又ハ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權ノ欠缺アルトキハ裁判所ハ期間ヲ定メテ其ノ補正ヲ命シ若遲滯ノ爲損害ヲ生スル虞アルトキハ一時訴訟行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

(旧法通)

第五十四條

訴訟能力、法定代理權又ハ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權ノ欠缺アル者カ

爲シタル訴訟行爲ハ其ノ欠缺ナキニ至リタル當事者又ハ法定代理人ノ追認ニ因リ行爲ノ時ニ遡リテ其ノ效力ヲ生ス

(旧法通)

第五十五條

第五十三條及前條ノ規定ハ第四十七條ノ規定ニ依ル當事者カ訴訟行爲ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通)

第五十六條

法定代理人ナキ場合又ハ法定代理人カ代理權ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ未成年者又ハ禁治産者ニ對シ訴訟行爲ヲ爲サムトスル者ハ遲滯ノ爲損害ヲ受クル虞アルコトヲ疏明シテ受訴裁判所ノ裁判長ニ特別代理人ノ選任ヲ申請スルコトヲ得

裁判所ハ何時ニテモ特別代理人ヲ改任スルコトヲ得

特別代理人カ訴訟行爲ヲ爲スニハ後見人ト同一ノ授權アルコトヲ要ス

特別代理人ノ選任及改任ノ命令ハ特別代理人ニモ之ヲ送達スルコトヲ要ス

其ノ效ナシ

前項ノ規定ハ第四十七條ノ規定ニ依ル當事者ノ變更ニ之ヲ準用ス

(旧法通)

第五十八條

本法中法定代理及法定代理人ニ關スル規定ハ法人ノ代表者及法人ニ非スシテ其ノ名ニ於テ訴ヘ又ハ訴ヘラルルコトヲ得ル社團又ハ財團ノ代表者又ハ管理人ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第二節 共同訴訟

(旧法通) 第五十九條 訴訟ノ目的タル權利又ハ義務カ數人ニ付共通ナルトキ又ハ同一ノ事實上及法律上ノ原因ニ基クトキハ其ノ數人ハ共同訴訟人トシテ訴ヘ又ハ訴ヘラルコトヲ得
訴訟ノ目的タル權利又ハ義務カ同種ニシテ事實上及法律上同種ノ原因ニ基クトキ亦同シ

(旧法通) 第六十條 他人間ノ訴訟ノ目的ノ全部又ハ一部ヲ自己ノ爲ニ請求スル者ハ其ノ訴訟ノ繫屬中當事者雙方ヲ共同被告トシ第一審ノ受訴裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第六十一條 共同訴訟人ノ一人ノ訴訟行爲又ハ之ニ對スル相手方ノ訴訟行爲及其ノ一人ニ付生シタル事項ハ他ノ共同訴訟人ニ影響ヲ及ホサス

(旧法通) 第六十二條 訴訟ノ目的カ共同訴訟人ノ全員ニ付合一ニノミ確定スヘキ場合ニ於テハ其ノ一人ノ訴訟行爲ハ全員ノ利益ニ於テノミ其ノ效力ヲ生ス

共同訴訟人ノ一人ニ對スル相手方ノ訴訟行爲ハ全員ニ對シテ其ノ效力ヲ生ス
共同訴訟人ノ一人ニ付訴訟手續ノ中斷又ハ中止ノ原因アルトキハ其ノ中斷又ハ中止ハ全員ニ付其ノ效力ヲ生ス

(旧法通) 第六十三條 第五十條第一項ノ規定ハ前條第一項ノ場合ニ於テ共同訴訟人ノ一人カ提起

シタル上訴ニ付他ノ共同訴訟人ノ爲スヘキ訴訟行爲ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第三節 訴訟參加

(旧法通) 第六十四條 訴訟ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル第三者ハ其ノ訴訟ノ繫屬中當事者ノ一方ヲ補助スル爲メ訴訟ニ參加スルコトヲ得

(旧法通) 第六十五條 參加ノ申出ハ參加ノ趣旨及理由ヲ具シ參加ニ依リテ訴訟行爲ヲ爲スヘキ裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

書面ニ依リテ參加ノ申出ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ書面ハ之ヲ當事者雙方ニ送達スルコトヲ要ス

參加ノ申出ハ參加人トシテ爲シ得ル訴訟行爲ト共ニ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第六十六條 當事者カ參加ニ付異議ヲ述ヘタルトキハ參加ノ理由ハ之ヲ説明スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ參加ノ許否ニ付決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス
前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第六十七條 當事者カ參加ニ付異議ヲ述ヘスシテ辯論ヲ爲シ又ハ準備手續ニ於テ申述ヲ爲シタルトキハ異議ヲ述フル權利ヲ失フ

(旧法通) 第六十八條 參加人ハ參加ニ付異議アル場合ニ於テモ參加ヲ許ササル裁判確定セサル間

ハ訴訟行為ヲ爲スコトヲ得

参加人ノ訴訟行為ハ當事者カ之ヲ援用シタルトキハ参加ヲ許ササル裁判確定シタル場合ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

(旧法通) 第六十九條 参加人ハ訴訟ニ付攻撃又ハ防禦ノ方法ノ提出、異議ノ申立、上訴ノ提起其ノ他一切ノ訴訟行為ヲ爲スコトヲ得但シ参加ノ時ニ於ケル訴訟ノ程度ニ從ヒ爲スコトヲ得サルモノハ此ノ限ニ在ラス

参加人ノ訴訟行為カ被参加人ノ訴訟行為ト牴觸スルトキハ其ノ效力ヲ有セス

(旧法通) 第七十條 前條ノ規定ニ依リテ参加人カ訴訟行為ヲ爲スコトヲ得ス又ハ其ノ訴訟行為カ效力ヲ有セザリシ場合、被参加人カ参加人ノ訴訟行為ヲ妨ケタル場合及被参加人カ参加人ノ爲スコト能ハサル訴訟行為ヲ故意又ハ過失ニ因リテ爲サザリシ場合ヲ除クノ外裁判ハ参加人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

(旧法通) 第七十一條 訴訟ノ結果ニ因リテ權利ヲ害セラルヘキコトヲ主張スル第三者又ハ訴訟ノ目的ノ全部若ハ一部カ自己ノ權利ナルコトヲ主張スル第三者ハ當事者トシテ訴訟ニ参加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第六十二條及第六十五條ノ規定ヲ準用ス

(旧法通) 第七十二條 前條ノ規定ニ依リ自己ノ權利ヲ主張スル爲訴訟ニ参加シタル者アル場合ニ於テハ参加前ノ原告又ハ被告ハ相手方ノ承認ヲ得テ訴訟ヨリ脱退スルコトヲ得但シ判

決ハ脱退シタル當事者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

(旧法通) 第七十三條 訴訟ノ繫屬中其ノ訴訟ノ目的タル權利ノ全部又ハ一部ヲ讓受ケタルコトヲ主張シ第七十一條ノ規定ニ依リテ訴訟参加ヲ爲シタルトキハ其ノ参加ハ訴訟ノ繫屬ノ初ニ遡リテ時効ノ中断又ハ法律上ノ期間遵守ノ效力ヲ生ス

(旧法通) 第七十四條 訴訟ノ繫屬中第三者カ其ノ訴訟ノ目的タル債務ヲ承繼シタルトキハ裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ其ノ第三者ヲシテ訴訟ヲ引受ケシムルコトヲ得

裁判所ハ前項ノ規定ニ依リテ決定ヲ爲ス前當事者及第三者ヲ審訊スルコトヲ要ス
第七十二條ノ規定中脱退及判決ノ效力ニ關スルモノハ第一項ノ規定ニ依リテ訴訟ノ引受アリタル場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第七十五條 訴訟ノ目的カ當事者ノ一方及第三者ニ付合一ニノミ確定スヘキ場合ニ於テハ其ノ第三者ハ共同訴訟人トシテ訴訟ニ参加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第六十五條ノ規定ヲ準用ス

(旧法通) 第七十六條 當事者ハ訴訟ノ繫屬中参加ヲ爲スコトヲ得ル第三者ニ其ノ訴訟ノ告知ヲ爲スコトヲ得

訴訟告知ヲ受ケタル者ハ更ニ訴訟告知ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第七十七條 訴訟告知ハ理由及訴訟ノ程度ヲ記載シタル書面ヲ裁判所ニ提出シテ之ヲ爲

スコトヲ要ス

前項ノ書面ハ相手方ニモ之ヲ送達スルコトヲ要ス

(旧法通) 第七十八條 訴訟告知ヲ受ケタル者カ参加セザリシ場合ニ於テモ第七十條ノ規定ノ適用ニ付テハ参加スルコトヲ得ヘカリシ時ニ参加シタルモノト看做ス

(旧法通) 第四節 訴訟代理人及輔佐人

(変 更) 第七十九條 法令ニ依リテ裁判上ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ル代理人ノ外辯護士ニ非サレハ訴訟代理人タルコトヲ得ス但シ簡易裁判所ニ於テハ許可ヲ得テ辯護士ニ非サル者ヲ訴訟代理人ト爲スコトヲ得
前項ノ許可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

旧第七十九條 法令ニ依リテ裁判上ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ル代理人ノ外辯護士ニ非サレハ訴訟代理人タルコトヲ得ス但シ區裁判所ニ於テハ許可ヲ得テ辯護士ニ非サル者ヲ訴訟代理人ト爲スコトヲ得
前項ノ許可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

(旧法通) 第八十條 訴訟代理人ノ權限ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス

前項ノ書面カ私文書ナルトキハ裁判所當該吏員ノ認證ヲ受クヘキ旨ヲ訴訟代理人ニ命

スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ當事者カ口頭ヲ以テ訴訟代理人ヲ選任シ裁判所書記カ調書ニ其ノ陳述ヲ記載シタル場合ニハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第八十一條 訴訟代理人ハ委任ヲ受ケタル事件ニ付反訴、参加、強制執行、假差押及假

處分ニ關スル訴訟行爲ヲ爲シ且辨濟ヲ受領スルコトヲ得
左ニ掲クル事項ニ付テハ特別ノ委任ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 反訴ノ提起
- 二 訴ノ取下、和解、請求ノ拋棄若ハ認諾又ハ第七十二條ノ規定ニ依ル脱退
- 三 控訴、上告又ハ其ノ取下
- 四 代理人ノ選任

訴訟代理權ハ之ヲ制限スルコトヲ得ス但シ辯護士ニ非サル訴訟代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通) 第八十二條 前條ノ規定ハ法令ニ依リテ裁判上ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ル代理人ノ權限ヲ妨ケス

(旧法通) 第八十三條 數人ノ訴訟代理人アルトキハ各自當事者ヲ代理ス
當事者カ前項ノ規定ニ異ル定ヲ爲スモ其ノ效力ヲ生セス

(旧法通) 第八十四條 訴訟代理人ノ事實上ノ陳述ハ當事者カ直ニ之ヲ取消シ又ハ更正シタルトキハ其ノ效力ヲ生セス

(旧法通) 第八十五條 訴訟代理權ハ當事者ノ死亡若ハ訴訟能力ノ喪失、當事者タル法人ノ合併ニ因ル消滅、當事者タル受託者ノ信託ノ任務終了又ハ法定代理人ノ死亡、訴訟能力ノ喪失若ハ代理權ノ消滅、變更ニ因リテ消滅セス

(旧法通) 第八十六條 一定ノ資格ヲ有スル者ニシテ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲訴訟ノ當事者タルモノノ訴訟代理人ノ代理權ハ當事者ノ資格ノ喪失ニ因リテ消滅セス
前項ノ規定ハ第四十七條ノ規定ニ依リテ選定セラレタル當事者カ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第八十七條 第五十二條第二項、第五十三條、第五十四條及第五十七條ノ規定ハ訴訟代理ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第八十八條 當事者又ハ訴訟代理人ハ裁判所ノ許可ヲ得テ輔佐人ト共ニ出頭スルコトヲ得此ノ許可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得
輔佐人ノ陳述ハ當事者又ハ訴訟代理人カ直ニ之ヲ取消シ又ハ更正セサルトキハ自ラ之ヲ爲シタルモノト看做ス

(旧法通) 第三章 訴訟費用

(旧法通) 第一節 訴訟費用ノ負擔

(旧法通) 第八十九條 訴訟費用ハ敗訴ノ當事者ノ負擔トス

(旧法通) 第九十條 裁判所ハ事情ニ從ヒ勝訴ノ當事者ヲシテ其ノ權利ノ伸張若ハ防禦ニ必要ナラサル行爲ニ因リテ生シタル訴訟費用又ハ訴訟ノ程度ニ於テ相手方ノ權利ノ伸張若ハ防禦ニ必要ナリシ行爲ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

(旧法通) 第九十一條 當事者カ適當ノ時期ニ攻撃若ハ防禦ノ方法ヲ提出セサル爲又ハ期日若ハ期間ノ懈怠其ノ他當事者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ訴訟ヲ遲滞セシメタルトキハ裁判所ハ之ヲシテ其ノ勝訴ノ場合ニ於テモ遲滞ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

(旧法通) 第九十二條 一部敗訴ノ場合ニ於テ各當事者ノ負擔スヘキ訴訟費用ハ裁判所ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム但シ事情ニ從ヒ當事者ノ一方ヲシテ訴訟費用ノ全部ヲ負擔セシムルコトヲ得

(旧法通) 第九十三條 共同訴訟人ハ平等ノ割合ヲ以テ訴訟費用ヲ負擔ス但シ裁判所ハ事情ニ從ヒ

共同訴訟人ヲシテ連帯シテ訴訟費用ヲ負擔セシメ又ハ他ノ方法ニ依リ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ラス權利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナラサル行爲ヲ爲シタル當事者ヲシテ其ノ行爲ニ因リテ生シタル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

(旧法通) 第九十四條 第八十九條乃至前條ノ規定ハ當事者カ參加ニ付異議ヲ述ヘタル場合ニ於テハ其ノ異議ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ參加人ト異議ヲ述ヘタル當事者トノ間ニ於ケル負擔ニ關シ之ヲ準用ス參加ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ參加人ト相手方トノ間ニ於ケル負擔ニ付亦同シ

(旧法通) 第九十五條 裁判所ハ事件ヲ完結スル裁判ニ於テ職權ヲ以テ其ノ審級ニ於ケル訴訟費用ノ全部ニ付裁判ヲ爲スコトヲ要ス但シ事情ニ從ヒ事件ノ一部又ハ中間ノ争ニ關スル裁判ニ於テ其ノ費用ノ裁判ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第九十六條 上級裁判所カ本案ノ裁判ヲ變更スル場合ニ於テハ訴訟ノ總費用ニ付裁判ヲ爲スコトヲ要ス事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所カ其ノ事件ヲ完結スル裁判ヲ爲ス場合亦同シ

(旧法通) 第九十七條 當事者カ裁判所ニ於テ和解ヲ爲シタル場合ニ於テ和解ノ費用及訴訟費用ノ負擔ニ付別段ノ定ヲ爲ササルトキハ其ノ費用ハ各自之ヲ負擔ス

(麥 更) 第九十八條 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記又ハ執行吏カ故意又ハ重大ナル過失

ニ因リテ無益ナル費用ヲ生セシメタルトキハ受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ此等ノ者ニ對シ其ノ費用額ノ償還ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ハ法定代理人又ハ訴訟代理人トシテ訴訟行爲ヲ爲シタル者カ其ノ代理權又ハ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權アルコトヲ證明スルコト能ハス又ハ追認ヲ得サリシ場合ニ於テ其ノ訴訟行爲ニ因リテ生シタル訴訟費用ニ之ヲ準用ス
前二項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

旧第九十八條 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記又ハ執達吏カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ無益ナル費用ヲ生セシメタルトキハ受訴裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ此等ノ者ニ對シ其ノ費用額ノ償還ヲ命スルコトヲ得
前項ノ規定ハ法定代理人又ハ訴訟代理人トシテ訴訟行爲ヲ爲シタル者カ其ノ代理權又ハ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權アルコトヲ證明スルコト能ハス又ハ追認ヲ得サリシ場合ニ於テ其ノ訴訟行爲ニ因リテ生シタル訴訟費用ニ之ヲ準用ス前二項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第九十九條 裁判所カ前條第二項ノ場合ニ於テ訴ヲ却下シタルトキハ訴訟費用ハ代理人トシテ訴訟行爲ヲ爲シタル者ノ負擔トス

(旧法通) 第百條 裁判所カ訴訟費用ノ負擔ヲ定ムル裁判ニ於テ其ノ額ヲ定メサルトキハ第一審ノ

受訴裁判所ハ其ノ裁判カ執行力ヲ生シタル後申立ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ定ム

訴訟費用額ノ確定ヲ求ムル申立ヲ爲スニハ費用計算書及其ノ謄本並費用額ノ疏明ニ必要ナル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第一項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第百一條 裁判所ハ訴訟費用額ヲ定ムル決定ヲ爲ス前相手方ニ費用計算書ノ謄本ヲ交付シ陳述ヲ爲スヘキ旨並一定ノ期間内ニ費用計算書及費用額ノ疏明ニ必要ナル書面ヲ提出スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

相手方カ期間内ニ前項ノ書面ヲ提出セザルトキハ裁判所ハ申立人ノ費用ノミニ付裁判ヲ爲スコトヲ得但シ相手方ノ費用額ノ確定ヲ求ムル申立ヲ妨ケス

(旧法通) 第百二條 裁判所カ訴訟費用額ヲ定ムル裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ前條第二項ノ場合ヲ除クノ外各當事者ノ負擔スヘキ費用ハ其ノ對當額ニ付相殺アリタルモノト看做ス

(旧法通) 第百三條 第九十七條ノ場合ニ於テ當事者カ訴訟費用ノ負擔ヲ定メ其ノ額ヲ定メサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ其ノ額ヲ定ムルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項第三項、第百一條及前條ノ規定ヲ準用ス

(旧法通) 第百四條 前條ノ場合ヲ除クノ外訴訟カ裁判ニ因ラスシテ完結シタルトキハ裁判ハ申立

ニ因リ決定ヲ以テ訴訟費用ノ額ヲ定メ且其ノ負擔ヲ命スルコトヲ要ス參加又ハ之ニ付テノ異議ノ取下アリタルトキ亦同シ

第八十九條乃至第九十四條、第百條第二項第三項、第百一條及第百二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第百五條 裁判所ハ裁判所書記ヲシテ訴訟費用額ノ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

(旧法通) 第百六條 費用ヲ要スル行爲ニ付テハ裁判所ハ當事者ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

當事者カ裁判所ノ命ニ從ヒ費用ヲ豫納セザルトキハ裁判所ハ前項ノ行爲ヲ爲ササルコトヲ得

(旧法通) 第二節 訴訟費用ノ擔保

(旧法通) 第百七條 原告カ日本ニ住所、事務所及營業所ヲ有セザルトキハ裁判所ハ被告ノ申立ニ因リ訴訟費用ノ擔保ヲ供スヘキコトヲ原告ニ命スルコトヲ要ス擔保ニ不足ヲ生シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ請求ノ一部ニ付争ナキ場合ニ於テ其ノ額カ擔保ニ十分ナルトキハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第八八條 擔保ヲ供スヘキ事由アルコトヲ知りタル後被告カ本案ニ付辯論ヲ爲シ又ハ準備手續ニ於テ申述ヲ爲シタルトキハ擔保ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

(旧法通) 第九九條 擔保ノ申立ヲ爲シタル被告ハ原告カ擔保ヲ供スル迄應訴ヲ拒ムコトヲ得

(旧法通) 第一百十條 裁判所ハ擔保ヲ供スヘキコトヲ命スル決定ニ於テ擔保額及擔保ヲ供スヘキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス

擔保額ハ被告カ各審ニ於テ支出スヘキ費用ノ總額ヲ標準トシテ之ヲ定ム

(旧法通) 第一百一條 擔保ノ申立ニ關スル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第一百十二條 擔保ヲ供スルニハ金錢又ハ裁判所カ相當ト認ムル有價證券ヲ供託スルコトヲ要ス但シ當事者カ別段ノ契約ヲ爲シタルトキハ其ノ契約ニ依ル

(旧法通) 第一百十三條 被告ハ訴訟費用ニ付前條ノ規定ニ依リテ供託シタル金錢又ハ有價證券ノ上ニ質權者ト同一ノ權利ヲ有ス

(變 更) 第一百十四條 原告カ擔保ヲ供スヘキ期間内ニ之ヲ供セサルトキハ裁判所ハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ訴ヲ却下スルコトヲ得但シ判決前擔保ヲ供シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ口頭辯論ヲ經スシテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス

旧第一百十四條 原告カ擔保ヲ供スヘキ期間内ニ之ヲ供セサルトキハ裁判所ハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ訴ヲ却下スルコトヲ得但シ判決前擔保ヲ供シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通) 第一百十五條 擔保ヲ供シタル者カ擔保ノ事由止ミタルコトヲ證明シタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ擔保取消ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

擔保ヲ供シタル者カ擔保取消ニ付擔保權利者ノ同意ヲ得タルコトヲ證明シタルトキ亦前項ニ同シ

訴訟ノ完結後裁判所カ擔保ヲ供シタル者ノ申立ニ因リ擔保權利者ニ對シ一定ノ期間内ニ其ノ權利ヲ行使スヘキ旨ヲ催告シ擔保權利者カ其ノ行使ヲ爲ササルトキハ擔保取消ニ付擔保權利者ノ同意アリタルモノト看做ス

第一項及第二項ノ規定ニ依ル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第一百十六條 裁判所ハ擔保ヲ供シタル者ノ申立ニ因リ決定ヲ以テ供託シタル擔保物ヲ變換ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ハ供託シタル擔保ヲ契約ニ因リテ他ノ擔保ニ變換スルコトヲ妨ケス

(旧法通) 第一百十七條 第九九條、第一百十條第一項及第一百一十條乃至前條ノ規定ハ他ノ法令ニ依リテ訴ノ提起ニ付供スヘキ擔保ニ之ヲ準用ス

(旧法通)

第三節 訴訟上ノ救助

(旧法通)

第一百十八條 訴訟費用ヲ支拂フ資力ナキ者ニ對シテハ裁判所ハ申立ニ因リ訴訟上ノ救助

ヲ與フルコトヲ得但シ勝訴ノ見込ナキニ非サルトキニ限ル

(旧法通)

第一百十九條 訴訟上ノ救助ハ各審ニ於テ之ヲ與フ

救助ノ事由ハ之ヲ疏明スルコトヲ要ス

(變 更)

第二十條 訴訟上ノ救助ハ訴訟及強制執行ニ付左ノ效力ヲ生ス

- 一 裁判費用ノ支拂ノ猶豫
- 二 執行吏及裁判所ニ於テ附添ヲ命シタル辯護士ノ報酬及立替金ノ支拂ノ猶豫
- 三 訴訟費用ノ擔保ノ免除

旧第二十條 訴訟上ノ救助ハ訴訟及強制執行ニ付左ノ效力ヲ生ス

一 裁判費用ノ支拂ノ猶豫

二 執達吏及裁判所ニ於テ附添ヲ命シタル辯護士ノ報酬及立替金ノ支拂ノ

猶豫

三 訴訟費用ノ擔保ノ免除

(旧法通)

第二十一條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ受ケタル者ノ爲ニノミ其ノ效力ヲ有ス

(旧法通)

第二十二條 訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者カ訴訟費用ノ支拂ヲ爲ス資力ヲ有スルコト判

裁判所ハ訴訟ノ承繼人ニ對シ猶豫シタル費用ノ支拂ヲ命ス

明シ又ハ之ヲ有スルニ至リタルトキハ訴訟記録ノ存スル裁判所ハ利害關係人ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ救助ヲ取消シ猶豫シタル訴訟費用ノ支拂ヲ命スルコトヲ得

(變 更)

第二十三條 訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ニ支拂ヲ猶豫シタル費用ハ其ノ負擔ヲ命セラ

レタル相手方ヨリ直接ニ之ヲ取立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ辯護士又ハ執行吏ハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ノ有スル債務名義ニ依リ報酬及立替金ニ付費用額ヲ定ムル申立及強制執行ヲ爲スコトヲ得

辯護士又ハ執行吏ハ報酬及立替金ニ付當事者ニ代リ第三條又ハ第四條ノ裁判ヲ求ムル申立ヲ爲スコトヲ得

旧第二十二條 訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ニ支拂ヲ猶豫シタル費用ハ其ノ負

擔ヲ命セラレタル相手方ヨリ直接ニ之ヲ取立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ辯

護士又ハ執達吏ハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ノ有スル債務名義ニ依リ報酬及

立替金ニ付費用額ヲ定ムル申立及強制執行ヲ爲スコトヲ得

辯護士又ハ執達吏ハ報酬及立替金ニ付當事者ニ代リ第三條又ハ第四條ノ

裁判ヲ求ムル申立ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二百二十四條 本節ニ規定スル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第四章 訴訟手續

(旧法通) 第一節 口頭辯論

(旧法通) 第二百五條 當事者ハ訴訟ニ付裁判所ニ於テ口頭辯論ヲ爲スコトヲ要ス但シ決定ヲ以テ完結スヘキ事件ニ付テハ裁判所口頭辯論ヲ爲スヘキカ否ヲ定ム

前項但書ノ規定ニ依リテ口頭辯論ヲ爲ササル場合ニ於テハ裁判所ハ當事者ヲ審訊スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ニハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第二百二十六條 口頭辯論ハ裁判長之ヲ指揮ス

裁判長ハ發言ヲ許シ又ハ其ノ命ニ從ハサル者ニ發言ヲ禁スルコトヲ得

(變) 更) 第二百二十七條 裁判長ハ訴訟關係ヲ明瞭ナラシムル爲事實及法律上ノ事項ニ關シ當事者ニ對シテ問ヲ發シ又ハ立證ヲ促スコトヲ得

陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケテ前項ニ規定スル處置ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ裁判長ニ對シ必要ナル發問ヲ求ムルコトヲ得

旧第二百二十七條 裁判長ハ訴訟關係ヲ明瞭ナラシムル爲事實及法律上ノ事項ニ關シ當事者ニ對シテ問ヲ發シ又ハ立證ヲ促スコトヲ得

陪席判事ハ裁判長ニ告ケテ前項ニ規定スル處置ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ裁判長ニ對シ必要ナル發問ヲ求ムルコトヲ得

口頭辯論期日前準備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

(旧法通) 第二百二十八條 裁判長ハ前條ノ規定ニ依リテ當事者ヲシテ釋明セシムヘキ事項ヲ指示シ

口頭辯論期日前準備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

(變) 更) 第二百二十九條 當事者カ辯論ノ指揮ニ關スル裁判長ノ命又ハ第二百二十七條若ハ前條ノ規定ニ依ル裁判長若ハ陪席裁判官ノ處置ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ裁判所決定ヲ以テ其ノ異議ニ付裁判ヲ爲ス

旧第二百二十九條 當事者カ辯論ノ指揮ニ關スル裁判長ノ命又ハ第二百二十七條若ハ前條ノ規定ニ依ル裁判長若ハ陪席判事ノ處置ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ裁判所決定ヲ以テ其ノ異議ニ付裁判ヲ爲ス

旧第二百二十九條 當事者カ辯論ノ指揮ニ關スル裁判長ノ命又ハ第二百二十七條若ハ前條ノ規定ニ依ル裁判長若ハ陪席判事ノ處置ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ

裁判所決定ヲ以テ其ノ異議ニ付裁判ヲ爲ス

カ指定ス

(變) 更) 第三十條 受命裁判官ヲシテ其ノ職務ヲ行ハシムヘキ場合ニ於テハ裁判長其ノ裁判官

カ指定ス

裁判所ノ爲ス囑託ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判長之ヲ爲ス

旧第三十條 受命判事ヲシテ其ノ職務ヲ行ハシムヘキ場合ニ於テハ裁判長其

ノ判事ヲ指定ス

裁判所ノ爲ス囑託ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判長之ヲ爲ス

(旧法通) 第三百三十一條 裁判所ハ訴訟關係ヲ明瞭ナラシムル爲左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 當事者本人又ハ其ノ法定代理人ノ出頭ヲ命スルコト
- 二 訴訟書類又ハ訴訟ニ於テ引用シタル文書其ノ他ノ物件ニシテ當事者ノ所持スルモノヲ提出セシムルコト
- 三 當事者又ハ第三者ノ提出シタル文書其ノ他ノ物件ヲ裁判所ニ留置クコト
- 四 檢證ヲ爲シ又ハ鑑定ヲ命スルコト
- 五 必要ナル調査ヲ囑託スルコト

前項ニ規定スル檢證、鑑定及調査ノ囑託ニ付テハ證據調ニ關スル規定ヲ準用ス

(旧法通) 第三百三十二條 裁判所ハ口頭辯論ノ制限、分離若ハ併合ヲ命シ又ハ其ノ命ヲ取消スコトヲ得

(旧法通) 第三百三十三條 裁判所ハ終結シタル口頭辯論ノ再開ヲ命スルコトヲ得

(旧法通) 第三百三十四條 辯論ニ與ル者カ日本語ニ通セサルトキ又ハ聾若ハ啞ナルトキハ通事ヲ立

會ハシム但シ聾者又ハ啞者ニハ文字ヲ以テ問ヒ又ハ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得
鑑定人ニ關スル規定ハ通事ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第三百三十五條 裁判所ハ訴訟關係ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナル陳述ヲ爲スコト能ハサル

當事者、代理人又ハ輔佐人ノ陳述ヲ禁シ辯論續行ノ爲新期日ヲ定ムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ陳述ヲ禁シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ辯護士ノ附添ヲ命スルコトヲ得

訴訟代理人ノ陳述ヲ禁シ又ハ辯護士ノ附添ヲ命シタルトキハ本人ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

(變 更) 第三百三十六條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス和解ヲ試ミ又ハ受命裁判官

若ハ受託裁判官ヲシテ之ヲ試ミシムルコトヲ得

裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託裁判官ハ和解ノ爲當事者本人又ハ其ノ法定代理人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

旧第三百三十六條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス和解ヲ試ミ又ハ

受命判事若ハ受託判事ヲシテ之ヲ試ミシムルコトヲ得

裁判所又ハ受命判事若ハ受託判事ハ和解ノ爲當事者本人又ハ其ノ法定代理人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

(旧法通) 第三百三十七條 攻撃又ハ防禦ノ方法ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外口頭辯論ノ終結ニ

至ル迄之ヲ提出スルコトヲ得

(旧法通)

第三百三十八條

原告又ハ被告カ最初ニ爲スヘキ口頭辯論ノ期日ニ出頭セス又ハ出頭スル

モ本案ノ辯論ヲ爲ササルトキハ其ノ者ノ提出シタル訴狀、答辯書其ノ準備書面ニ記載シタル事項ハ之ヲ陳述シタルモノト看做シ出頭シタル相手方ニ辯論ヲ命スルコトヲ得

(旧法通)

第三百三十九條

當事者カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ時機ニ後レテ提出シタル攻撃又ハ防禦ノ方法ハ之カ爲訴訟ノ完結ヲ遅延セシムヘキモノト認メタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ却下ノ決定ヲ爲スコトヲ得

攻撃又ハ防禦ノ方法ニシテ其ノ趣旨明瞭ナラサルモノニ付當事者カ必要ナル釋明ヲ爲サス又ハ釋明ヲ爲スヘキ期日ニ出頭セサルトキ亦前項ニ同シ

(變 更)

第四百十條

當事者カ口頭辯論ニ於テ相手方ノ主張シタル事實ヲ明ニ争ハサルトキハ其ノ事實ヲ自白シタルモノト看做ス但シ辯論ノ全趣旨ニ依リ其ノ事實ヲ争ヒタルモノト認ムヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

相手方ノ主張シタル事實ヲ知ラサル旨ノ陳述ヲ爲シタル者ハ其ノ事實ヲ争ヒタルモノト推定ス

第一項ノ規定ハ當事者カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セサル場合ニ之ヲ準用ス但シ口頭辯論期日ニ出頭セサル當事者カ公示送達ニ依ル呼出ヲ受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

旧第四百十條 當事者カ口頭辯論ニ於テ相手方ノ主張シタル事實ヲ明ニ争ハサルトキハ其ノ事實ヲ自白シタルモノト看做ス但シ辯論ノ全趣旨ニ依リ其ノ事實ヲ争ヒタルモノト認ムヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス
相手方ノ主張シタル事實ヲ知ラサル旨ノ陳述ヲ爲シタル者ハ其ノ事實ヲ争ヒタルモノト推定ス

(旧法通)

第四百十一條

當事者カ訴訟手續ニ關スル規定ノ違背ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシ場合ニ於テ遅滞ナク異議ヲ述ヘサルトキハ之ヲ述フル權利ヲ失フ但シ拋棄スルコトヲ得サルモノハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通)

第四百十二條

口頭辯論ニ付テハ裁判所書記期日毎ニ調書ヲ作ルコトヲ要ス
第四百十三條 調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ裁判長及裁判所書記之ニ署名捺印シ裁判長支障アルトキハ陪席裁判官之ニ代リテ署名捺印シ且其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス但シ裁判官皆支障アルトキハ書記其ノ旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

- 一 事件ノ表示
- 二 裁判官及裁判所書記ノ氏名
- 三 立會ヒタル檢察官ノ氏名
- 四 出頭シタル當事者、代理人、輔佐人及通事並陪席シタル當事者ノ氏名

五 辯論ノ場所及年月日

六 辯論ヲ公開シタルコト又ハ公開セサル場合ニ於テハ其ノ理由

旧第四十三條 調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ裁判長及裁判所書記之ニ署名捺印シ裁判長支障アルトキハ陪席判事其ノ席次ニ從ヒ順次之ニ代リテ署名捺印シ且其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス但シ判事皆支障アルトキハ書記其ノ旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

一 事件ノ表示

二 判事及裁判所書記ノ氏名

三 立會ヒタル檢察官ノ氏名

四 出頭シタル當事者、代理人、輔佐人及通事並陪席シタル當事者ノ氏名

五 辯論ノ場所及年月日

六 辯論ヲ公開シタルコト又ハ公開セサル場合ニ於テハ其ノ理由

(旧法通)

第四百十四條

調書ニハ辯論ノ要領ヲ記載シ殊ニ左ノ事項ヲ明確ニスルコトヲ要ス

一 和解、認諾、拋棄、取下及自白

二 證人、鑑定人ノ宣誓及陳述

三 檢證ノ結果

四 裁判長ノ記載ヲ命シタル事項及當事者ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項

五 書面ニ作ラサル裁判

六 裁判ノ言渡

(旧法通)

第四百十五條

調書ニハ書面、寫真其ノ他裁判所ニ於テ適當ト認ムルモノヲ引用シ訴訟記録ニ添附シテ之ヲ調書ノ一部ト爲スコトヲ得

(旧法通)

第四百十六條

調書ノ記載ハ申立ニ因リ法廷ニ於テ關係人ニ之ヲ讀聞カセ又ハ閱覽セシメ且調書ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

調書ノ記載ニ付關係人カ異議ヲ述ヘタルトキハ調書ニ其ノ趣旨ヲ記載スルコトヲ要ス

(旧法通)

第四百十七條

口頭辯論ノ方式ニ關スル規定ノ遵守ハ調書ニ依リテノミ之ヲ證スルコトヲ得但シ調書カ滅失シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通)

第四百十八條

裁判所必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ速記者ヲシテ口頭辯論ニ於ケル陳述ノ全部又ハ一部ヲ筆記セシムルコトヲ得

(變 更)

第四百十九條

第四百二十二條乃至前條ノ規定ハ裁判所ノ審訊、受命裁判官又ハ受託裁判官ノ審問及證據調ニ之ヲ準用ス

旧第四百十九條 第四百二十二條乃至前條ノ規定ハ裁判所ノ審訊、受命判事又ハ

受託判事ノ審問及證據調ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第五百十條 申立其ノ他ノ申述ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外書面又ハ口頭ヲ以テ之

ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申述ヲ爲スニハ裁判所書記ノ面前ニ於テ陳述ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ書記調書ヲ作り之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

(変 更) 第五百十一條 何人モ訴訟記録ノ閲覧ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得但シ訴訟記録ノ

保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラス

公開ヲ禁止シタル口頭辯論ニ係ル訴訟記録ニ付テハ當事者及利害關係ヲ疏明シタル第
三者ニ限り前項ノ規定ニ依ル請求ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ訴訟記録ノ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ訴訟ニ關スル事項ノ證明書ノ
交付ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得利害關係ヲ疏明シタル第三者亦同シ

訴訟記録ノ正本、謄本又ハ抄本ニハ其ノ正本、謄本又ハ抄本ナルコトヲ記載シ書記之
ニ署名捺印シ且裁判所ノ印ヲ押捺スルコトヲ要ス

旧第五百十一條 當事者ハ訴訟記録ノ閲覧若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本

若ハ訴訟ニ關スル事項ノ證明書ノ交付ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得利害
關係ヲ疏明シタル第三者亦同シ

訴訟記録ノ正本、謄本又ハ抄本ニハ其ノ正本、謄本又ハ抄本ナルコトヲ記載

シ書記之ニ署名捺印シ且裁判所ノ印ヲ押捺スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二節 期日及期間

(変 更) 第五百十二條 期日ハ裁判長之ヲ定ム

受命裁判官又ハ受託裁判官ノ審問ノ期日ハ其ノ裁判官之ヲ定ム

期日ノ指定ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

口頭辯論ニ於ケル最初ノ期日ノ變更ハ顯著ナル事由ノ存セサルトキト雖當事者ノ合意
アル場合ニ於テハ之ヲ許ス準備手續ニ於ケル最初ノ期日ノ變更亦同シ

旧第五十二條 期日ハ裁判長之ヲ定ム

受命判事又ハ受託判事ノ審問ノ期日ハ其ノ判事之ヲ定ム

期日ノ指定ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

口頭辯論ニ於ケル最初ノ期日ノ變更ハ顯著ナル事由ノ存セサルトキト雖當事
者ノ合意アル場合ニ於テハ之ヲ許ス準備手續ニ於ケル最初ノ期日ノ變更亦同
シ

(旧法通) 第五百十三條 期日ハ已ムコトヲ得サル場合ニ限り日曜日其ノ他ノ一般ノ休日ニ之ヲ定

ムルコトヲ得

(旧法通) 第五百十四條 期日ニ於ケル呼出ハ呼出狀ヲ送達シテ之ヲ爲ス但シ當該事件ニ付店頭シタル者ニ對シテハ期日ヲ告知スルヲ以テ足ル

(旧法通) 第五百十五條 期日ハ事件ノ呼上ヲ以テ之ヲ開始ス

(旧法通) 第五百十六條 期間ノ計算ハ民法ニ從フ

期間ノ末日カ日曜日其ノ他ノ一般ノ休日ニ當ルトキハ期間ハ其ノ翌日ヲ以テ滿了ス

(旧法通) 第五百十七條 期間ヲ定ムル裁判ニ於テ始期ヲ定メサルトキハ其ノ期間ハ裁判カ效力ヲ生シタル時ヨリ進行ヲ始ム

(變 更) 第五百十八條 裁判所ハ法定期間又ハ其ノ定メタル期間ヲ伸長シ又ハ之ヲ短縮スルコトヲ得但シ不變期間ハ此ノ限ニ在ラス

不變期間ニ付テハ裁判所ハ遠隔ノ地ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ノ爲附加期間ヲ定ムルコトヲ得

裁判長、受命裁判官又ハ受託裁判官ハ其ノ定メタル期間ヲ伸長シ又ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

裁判長、受命裁判官又ハ受託裁判官ハ其ノ定メタル期間ヲ伸長シ又ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

裁判長、受命裁判官又ハ受託裁判官ハ其ノ定メタル期間ヲ伸長シ又ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

旧第五百十八條 裁判所ハ法定期間又ハ其ノ定メタル期間ヲ伸長シ又ハ之ヲ短縮スルコトヲ得但シ不變期間ハ此ノ限ニ在ラス

不變期間ニ付テハ裁判所ハ遠隔ノ地ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ノ爲附加期間

ヲ定ムルコトヲ得

ヲ定ムルコトヲ得

裁判長、受命判事又ハ受託判事ハ其ノ定メタル期間ヲ伸長シ又ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

ルコトヲ得

(旧法通) 第五百十九條 當事者カ其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ不變期間ヲ遵守スルコト能ハサリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一週間内ニ限り懈怠シタル訴訟行為ノ追完ヲ爲スコトヲ得

此ノ期間ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

完ヲ爲スコトヲ得

此ノ期間ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

(旧法通) 第三節 送達

(旧法通) 第六十條 送達ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外職權ヲ以テ之ヲ爲ス

(變 更) 第六十一條 送達ニ關スル事務ハ裁判所書記之ヲ取扱フ

前項ノ事務ノ取扱ハ送達地ノ地方裁判所ノ書記ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

旧第六十一條 送達ニ關スル事務ハ裁判所書記之ヲ取扱フ

前項ノ事務ノ取扱ハ送達地ノ區裁判所ノ書記ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

(變 更) 第六十二條 送達ハ執行吏又ハ郵便ニ依リ之ヲ爲ス

郵便ニ依ル送達ニ在リテハ郵便集配人ヲ以テ送達ヲ爲ス吏員トス

旧第六十二條 送達ハ執達吏又ハ郵便ニ依リ之ヲ爲ス

郵便ニ依ル送達ニ在リテハ郵便集配人ヲ以テ送達ヲ爲ス吏員トス

(旧法通) 第六十三條 當該事件ニ付出頭シタル者ニ對シテハ裁判所書記自ラ送達ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第六十四條 送達ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外送達ヲ受クヘキ者ニ送達スヘキ書類ノ謄本ヲ交付シテ之ヲ爲ス

送達スヘキ書類ノ提出ニ代ヘ調書ヲ作りタルトキハ其ノ調書ノ謄本又ハ抄本ヲ交付シテ送達ヲ爲ス

(旧法通) 第六十五條 訴訟無能力者ニ對スル送達ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ爲ス

(旧法通) 第六十六條 數人カ共同シテ代理權ヲ行フヘキ場合ニ於テハ送達ハ其ノ一人ニ之ヲ爲スヲ以テ足ル

(削除) 第六十七條 削除
旧第六十七條 軍所用ノ廳舎又ハ艦船ニ屬スル者ニ對スル送達ハ其ノ廳舎又ハ艦船ノ長ニ之ヲ爲ス

(旧法通) 第六十八條 在監者ニ對スル送達ハ監獄ノ長ニ之ヲ爲ス

(旧法通) 第六十九條 送達ハ之ヲ受クヘキ者ノ住所、居所、營業所又ハ事務所ニ於テ之ヲ爲ス

但シ法定代理人ニ對スル送達ハ本人ノ營業所又ハ事務所ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得
送達ヲ受クヘキ者カ日本ニ住所、居所、營業所又ハ事務所ヲ有スルコト明ナラサルトキハ送達ハ其ノ者ニ出會ヒタル場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得住所、居所、營業所又ハ事務所ヲ有スル者カ送達ヲ受クルコトヲ拒マサルトキ亦同シ

(旧法通) 第七十條 當事者、法定代理人又ハ訴訟代理人ハ受訴裁判所ノ所在地ニ住所、居所、營業所又ハ事務所ヲ有セサルトキハ其ノ裁判所ノ所在地ニ於テ送達ヲ受クヘキ場所及送達受取人ヲ定メ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

送達ヲ受クヘキ者カ前項ノ届出ヲ爲サルトキハ其ノ者ニ對シテ送達スヘキ書類ハ前條第一項ノ規定ニ依リ送達スヘキ場所ニ宛テ書留郵便ニ付シテ之ヲ發送スルコトヲ得
第一項ノ届出ハ送達ヲ受クヘキ者カ受訴裁判所ノ所在地ニ住所、居所、營業所又ハ事務所ヲ有スル場合ニ於テモ亦之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第七十一條 送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ送達ヲ受クヘキ者ニ出會ハサルトキハ事務員、雇人又ハ同居者ニシテ事理ヲ辨識スルニ足ルヘキ知能ヲ具フル者ニ書類ヲ交付スルコトヲ得

前項ニ掲クル者其ノ他書類ノ交付ヲ受クヘキ者カ正當ノ事由ナクシテ之ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ送達ヲ爲スヘキ場所ニ書類ヲ差置クコトヲ得

(旧法通) 第七十二條 前條ノ規定ニ依リテ送達ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所書記書

類ヲ書留郵便ニ付シテ之ヲ發送スルコトヲ得

(旧法通) 第七十三條 第七十條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リテ書類ヲ郵便ニ付シテ發送シタ

ル場合ニ於テハ其ノ發送ノ時ニ於テ送達アリタルモノト看做ス

(變 更) 第七十四條 日曜日其ノ他ノ一般ノ休日又ハ日出前日没後ニ於テ執行吏ニ依ル送達ヲ

爲スニハ裁判長ノ許可アルコトヲ要ス

前項ノ許可アリタルトキハ裁判所書記ハ送達スヘキ書類ニ其ノ旨ヲ附記スルコトヲ要

ス

前二項ノ規定ニ違背スル送達ハ書類ノ交付ヲ受クヘキ者カ之ヲ受取リタル場合ニ限り

其ノ效力ヲ有ス

旧第七十四條 日曜日其ノ他ノ一般ノ休日又ハ日出前日没後ニ於テ執達吏ニ

依ル送達ヲ爲スニハ裁判長ノ許可アルコトヲ要ス

前項ノ許可アリタルトキハ裁判所書記ハ送達スヘキ書類ニ其ノ旨ヲ附記スル

コトヲ要ス

前二項ノ規定ニ違背スル送達ハ書類ノ交付ヲ受クヘキ者カ之ヲ受取リタル場

合ニ限り其ノ效力ヲ有ス

(旧法通) 第七十五條 外國ニ於テ爲スヘキ送達ハ裁判長其ノ國ノ管轄官廳又ハ其ノ國ニ駐在ス

ル日本ノ大使、公使若ハ領事ニ囑託シテ之ヲ爲ス

(削 除) 第七十六條 削除

旧第七十六條 出陣ノ軍隊若ハ外國駐在ノ軍隊ニ屬スル者又ハ役務ニ服スル

艦船ノ乗組員ニ對スル送達ハ裁判長上班司令官廳ニ囑託シテ之ヲ爲ス

前項ノ送達ニ付テハ第六十七條ノ規定ヲ準用ス

(旧法通) 第七十七條 送達ヲ爲シタル吏員ハ書面ヲ作り送達ニ關スル事項ヲ記載シ之ヲ裁判所

ニ提出スルコトヲ要ス

(旧法通) 第七十八條 當事者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場所カ知レサル場合又ハ外國

ニ於テ爲スヘキ送達ニ付第七十五條ノ規定ニ依ルコト能ハス若ハ之ニ依ルモ其ノ效

ナシト認ムヘキ場合ニ於テハ申立ニ因リ裁判長ノ許可ヲ得テ公示送達ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ訴訟ノ遲滞ヲ避クル爲必要アリト認ムルトキハ申立ナキト

キト雖公示送達ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

同一ノ當事者ニ對スル爾後ノ公示送達ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

(旧法通) 第七十九條 公示送達ハ裁判所書記送達スヘキ書類ヲ保管シ何時ニテモ送達ヲ受クヘ

キ者ニ交付スヘキ旨ヲ裁判所ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ爲ス但シ呼出狀ノ送達ハ呼出狀

ヲ揭示場ニ貼附シテ之ヲ爲ス
裁判所ハ公示送達アリタルコトヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載スヘキコトヲ命スルコトヲ得
但シ外國ニ於テ爲スヘキ送達ニ付テハ公示送達アリタルコトヲ郵便ニ付シテ通知スル
コトヲ得

(變 更)

第百八十條 公示送達ハ前條第一項ノ規定ニ依ル揭示ヲ始メ又ハ貼附ヲ爲シタル日ヨリ
二週間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス但シ第七十八條第三項ノ公示送達ハ揭示
ヲ始メ又ハ貼附ヲ爲シタル日ノ翌日ニ於テ其ノ效力ヲ生ス
外國ニ於テ爲スヘキ送達ニ付爲シタル公示送達ニ在リテハ前項ノ期間ハ之ヲ六週間ト
ス

前二項ノ期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得ス

旧第百八十條 公示送達ハ前條第一項ノ規定ニ依ル揭示ヲ始メ又ハ貼附ヲ爲シ
タル日ヨリ二週間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス但シ第七十八條第三
項ノ公示送達ハ揭示ヲ始メ又ハ貼附ヲ爲シタル日ノ翌日ニ於テ其ノ效力ヲ生
ス

前項ノ期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得ス

(變 更)

第百八十一條 送達ニ關スル裁判長ノ權限ハ受命裁判官、受託裁判官及送達地ノ地方裁

判所ノ裁判官亦之ヲ有ス

旧第百八十一條 送達ニ關スル裁判長ノ權限ハ受命判事、受託判事及送達地ノ
區裁判所ノ判事亦之ヲ有ス

(旧法通)

第四節 裁判

(旧法通)

第百八十二條 訴訟カ裁判ヲ爲スニ熟スルトキハ裁判所ハ終局判決ヲ爲ス

(旧法通)

第百八十三條 訴訟ノ一部カ裁判ヲ爲スニ熟スルトキハ裁判所ハ其ノ一部ニ付終局判決
ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ口頭辯論ノ併合ヲ命シタル數個ノ訴訟中其ノ一カ裁判ヲ爲スニ熟スル場
合及本訴又ハ反訴カ裁判ヲ爲スニ熟スル場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通)

第百八十四條 獨立シタル攻撃又ハ防禦ノ方法其ノ他中間ノ争ニ付裁判ヲ爲スニ熟スル
トキハ裁判所ハ中間判決ヲ爲スコトヲ得請求ノ原因及數額ニ付争アル場合ニ於テ其ノ
原因ニ付亦同シ

(旧法通)

第百八十五條 裁判所ハ判決ヲ爲スニ當リ其ノ爲シタル口頭辯論ノ全趣旨及證據調ノ結
果ヲ斟酌シ自由ナル心證ニ依リ事實上ノ主張ヲ眞實ト認ムヘキカ否ヲ判斷ス

(旧法通)

第百八十六條 裁判所ハ當事者ノ申立テサル事項ニ付判決ヲ爲スコトヲ得ス

(變 更) 第八十七條 判決ハ其ノ基本タル口頭辯論ニ關與シタル裁判官之ヲ爲ス

裁判官ノ更迭アル場合ニ於テハ當事者ハ従前ノ口頭辯論ノ結果ヲ陳述スルコトヲ要ス
單獨ノ裁判官ノ更迭アリタル場合ニ於テ従前訊問ヲ爲シタル證人ニ付當事者カ更ニ訊
問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス合議體ノ裁判官ノ過半
數カ更迭シタル場合ニ於テ従前訊問ヲ爲シタル證人ニ付當事者カ更ニ訊問ノ申出ヲ爲
シタルトキ亦同シ

旧第八十七條 判決ハ其ノ基本タル口頭辯論ニ關與シタル判事之ヲ爲ス
判事ノ更迭アル場合ニ於テハ當事者ハ従前ノ口頭辯論ノ結果ヲ陳述スルコト
ヲ要ス

(旧法通) 第八十八條 判決ハ言渡ニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

(旧法通) 第八十九條 判決ノ言渡ハ判決原本ニ基キ裁判長主文ヲ朗讀シテ之ヲ爲ス

裁判長ハ相當ト認ムルトキハ判決ノ理由ヲ朗讀シ又ハ口頭ヲ以テ其ノ要領ヲ告クルコ
トヲ得

(旧法通) 第九十條 判決ノ言渡ハ口頭辯論終結ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲ス但シ事件繁雜ナル
トキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

判決ノ言渡ハ當事者カ在庭セサル場合ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

(變 更) 第九十一條 判決ニハ左ノ事項ヲ記載シ判決ヲ爲シタル裁判官之ニ署名捺印スルコト
ヲ要ス

一 主文

二 事實及争點

三 理由

四 當事者及法定代理人

五 裁判所

事實及争點ノ記載ハ口頭辯論ニ於ケル當事者ノ陳述ニ基キ要領ヲ適示シテ之ヲ爲スコ
トヲ要ス

裁判官判決ニ署名捺印スルニ支障アルトキハ他ノ裁判官判決ニ其ノ事由ヲ記載シテ署
名捺印スルコトヲ要ス

旧第九十一條 判決ニハ左ノ事項ヲ記載シ判決ヲ爲シタル判事之ニ署名捺印
スルコトヲ要ス

一 主文

二 事實及争點

三 理由

四 當事者及法定代理人

五 裁判所

事實及争點ノ記載ハ口頭辯論ニ於ケル當事者ノ陳述ニ基キ要領ヲ摘示シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

判事判決ニ署名捺印スルニ支障アルトキハ他ノ判事判決ニ其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スルコトヲ要ス

(旧法通)

第九十二條

判決ハ言渡後遲滞ナク之ヲ裁判所書記ニ交付シ書記ハ言渡及交付ノ日ヲ附記シ之ニ捺印スルコトヲ要ス

(旧法通)

第九十三條

判決ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス

判決ノ送達ハ正本ヲ以テ之ヲ爲ス

(新設)

第九十三條ノ二

判決カ法令ニ違背シタルコトヲ發見シタルトキハ裁判所ハ其ノ言渡後一週間内ニ限り變更ノ判決ヲ爲スコトヲ得但シ判決確定シタルトキ又ハ判決ヲ變更スル爲事件ニ付尙辯論ヲ爲ス必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

變更ノ判決ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲ス

前項ノ判決ノ言渡期日ノ呼出ニ於テハ公示送達ニ依ル場合ヲ除クノ外呼出狀ヲ送達ヲ

受クヘキ者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場所ニ宛テ發シタル時ニ於テ其ノ送達アリタルモノト看做ス

(旧法通)

第九十四條

判決ニ違算、書損其ノ他之ニ類スル明白ナル誤謬アルトキハ裁判所ハ何時ニテモ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更正決定ヲ爲スコトヲ得

更正決定ハ判決ノ原本及正本ニ之ヲ附記スルコトヲ要ス但シ正本ニ附記スルコト能ハサルトキハ決定ノ正本ヲ作り之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス

更正決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得但シ判決ニ對シ適法ノ控訴アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通)

第九十五條

裁判所カ請求ノ一部ニ付裁判ヲ脱漏シタルトキハ訴訟ハ其ノ請求ノ部分ニ付仍裁判所ニ繫屬ス

訴訟費用ノ裁判ヲ脱漏シタル場合ニ於テハ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其ノ訴訟費用ニ付裁判ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ第四百四條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル訴訟費用ノ裁判ハ本案判決ニ對シ適法ノ控訴アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ控訴裁判所ハ訴訟ノ總費用ニ付裁判ヲ爲ス

(旧法通)

第九十六條

財産權上ノ請求ニ關スル判決ニ付テハ裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ擔保ヲ供シ又ハ供セスシテ假執行ヲ爲スコトヲ得ヘキコト

ヲ宣言スルコトヲ得

裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ擔保ヲ供シテ假執行ヲ免ルルコトヲ得ヘキコトヲ宣言スルコトヲ得

前二項ノ宣言ハ判決主文ニ之ヲ掲クルコトヲ要ス

(旧法通) 第九十七條 第一百十二條、第一百十三條、第一百十五條及第一百十六條ノ規定ハ前條ノ擔保

ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第九十八條 假執行ノ宣言ハ其ノ宣言又ハ本案判決ヲ變更スル判決ノ言渡ニ因リ變更

ノ限度ニ於テ其ノ效力ヲ失フ

本案判決ヲ變更スル場合ニ於テハ裁判所ハ被告ノ申立ニ因リ其ノ判決ニ於テ假執行ノ宣言ニ基キ被告カ給付シタルモノノ返還及假執行ニ因リ又ハ之ヲ免ルル爲被告ノ受ケタル損害ノ賠償ヲ原告ニ命スルコトヲ要ス

假執行ノ宣言ノミヲ變更シタルトキハ後ニ本案判決ヲ變更スル判決ニ付前項ノ規定ヲ適用ス

(旧法通) 第九十九條 確定判決ハ主文ニ包含スルモノニ限り既判力ヲ有ス

相殺ノ爲主張シタル請求ノ成立又ハ不成立ノ判斷ハ相殺ヲ以テ對抗シタル額ニ付既判力ヲ有ス

(旧法通) 第一百條 外國裁判所ノ確定判決ハ左ノ條件ヲ具備スル場合ニ限り其ノ效力ヲ有ス

- 一 法令又ハ條約ニ於テ外國裁判所ノ裁判權ヲ否認セサルコト
- 二 敗訴ノ被告カ日本人ナル場合ニ於テ公示送達ニ依ラスシテ訴訟ノ開始ニ必要ナル呼出若ハ命令ノ送達ヲ受ケタルコト又ハ之ヲ受ケサルモ應訴シタルコト
- 三 外國裁判所ノ判決カ日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト
- 四 相互ノ保證アルコト

(旧法通) 第一百一條 確定判決ハ當事者、口頭辯論終結後ノ承繼人又ハ其ノ者ノ爲請求ノ目的物

ヲ所持スル者ニ對シテ其ノ效力ヲ有ス

他人ノ爲原告又ハ被告ト爲リタル者ニ對スル確定判決ハ其ノ他人ニ對シテモ效力ヲ有ス

前二項ノ規定ハ假執行ノ宣言ニ之ヲ準用ス

(更) 第一百一條 不適法ナル訴ニシテ其ノ欠缺カ補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テ

ハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第一百十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

旧第一百一條 不適法ナル訴ニシテ其ノ欠缺カ補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

(旧法通) 第二百三條 和解又ハ請求ノ拋棄若ハ認諾ヲ調書ニ記載シタルトキハ其ノ記載ハ確定判決ト同一ノ效力ヲ有ス

(旧法通) 第二百四條 決定及命令ハ相當ト認ムル方法ヲ以テ告知スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス
 裁判所書記ハ告知ノ方法、場所及年月日ヲ裁判ノ原本ニ附記シ之ニ捺印スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百五條 訴訟ノ指揮ニ關スル決定及命令ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

(旧法通) 第二百六條 裁判所書記ノ處分ニ對スル異議ニ付テハ其ノ書記所屬ノ裁判所決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

(旧法通) 第二百七條 決定及命令ニハ其ノ性質ニ反セサル限り判決ニ關スル規定ヲ準用ス

(新設) 第二百七條ノ二 判決以外ノ裁判ハ判事補單獨ニテ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第五節 訴訟手續ノ中斷及中止

(旧法通) 第二百八條 當事者カ死亡シタルトキハ訴訟手續ハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ相續人、相續財産管理人其ノ他法令ニ依リ訴訟ヲ續行スヘキ者ハ訴訟手續ヲ受繼クコトヲ要ス
 相續人ハ相續ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ル間ハ訴訟手續ヲ受繼クコトヲ得ス

(旧法通) 第二百九條 當事者タル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ訴訟手續ハ中斷ス此ノ場

合ニ於テハ合併ニ因リテ設立シタル法人又ハ合併後存續スル法人ハ訴訟手續ヲ受繼クコトヲ要ス
 前項ノ規定ハ合併ヲ以テ相手方ニ對抗スルコトヲ得サル場合ニハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第二百十條 當事者カ訴訟能力ヲ失ヒタルトキ又ハ其ノ法定代理人カ死亡シ若ハ代理權ヲ失ヒタルトキハ訴訟手續ハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ法定代理人又ハ訴訟能力ヲ有スルニ至リタル當事者ハ訴訟手續ヲ受繼クコトヲ要ス

(旧法通) 第二百十一條 受託者ノ信託ノ任務終了シタルトキハ訴訟手續ハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ新受託者訴訟手續ヲ受繼クコトヲ要ス

(旧法通) 第二百十二條 一定ノ資格ヲ有スル者カ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲訴訟ノ當事者タル場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ訴訟手續ハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ同一ノ資格ヲ有スル者訴訟手續ヲ受繼クコトヲ要ス當事者ノ死亡ニ因リ訴訟手續カ中斷シタル場合亦同シ

第四十七條ノ規定ニ依リテ原告又ハ被告ト爲ルヘキ者ヲ選定シタル訴訟ニ於テ其ノ選定セラレタル當事者ノ全員カ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ訴訟手續ハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ選定ヲ爲シタル者ノ總員又ハ新ニ原告若ハ被告トシテ選定セラレタル者ハ訴訟手續ヲ受繼クコトヲ要ス

(旧法通) 第二百十三條 第二百八條第一項、第二百九條第一項及第二百十條乃至前條ノ規定ハ訴訟代理人アル間ハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第二百十四條 當事者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ破産財團ニ關スル訴訟手續ハ中斷ス此ノ場合ニ於テ破産法ニ依ル受繼アル迄ニ破産手續ノ解止アリタルトキハ破産者ハ當然訴訟手續ヲ受繼ス

(旧法通) 第二百十五條 破産法ニ依リテ破産財團ニ關スル訴訟手續ノ受繼アリタル後破産手續ノ解止アリタルトキハ訴訟手續ハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ破産者ハ訴訟手續ヲ受繼クコトヲ要ス

(旧法通) 第二百十六條 訴訟手續ノ受繼ハ相手方ニ於テモ亦之ヲ爲スコトヲ得
(旧法通) 第二百十七條 訴訟手續受繼ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ之ヲ相手方ニ通知スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百十八條 訴訟手續受繼ノ申立ハ裁判所職權ヲ以テ之ヲ調査シ理由ナシト認メタルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ要ス
裁判ノ送達後中斷シタル訴訟手續ノ受繼ニ付テハ其ノ裁判ヲ爲シタル裁判所裁判ヲ爲スコトヲ要ス

(旧法通) 第二百十九條 裁判所ハ當事者カ訴訟手續ノ受繼ヲ爲ササル場合ニ於テモ職權ヲ以テ其ノ續行ヲ命スルコトヲ得

(旧法通) 第二百二十條 天災其ノ他ノ事故ニ因リテ裁判所カ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ訴訟手續ハ其ノ事故ノ止ム迄中斷ス

(旧法通) 第二百二十一條 當事者カ不定期間ノ故障ニ因リ訴訟手續ヲ續行スルコト能ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ其ノ中止ヲ命スルコトヲ得
裁判所ハ前項ノ決定ヲ取消スコトヲ得

(旧法通) 第二百二十二條 判決ノ言渡ハ訴訟手續ノ中繼中ト雖之ヲ爲スコトヲ得
訴訟手續ノ中斷又ハ中止ハ期間ノ進行ヲ止メ訴訟手續ノ受繼ノ通知又ハ續行ノ時ヨリ更ニ全期間ノ進行ヲ始ム

(旧法通) 第二編 第一審ノ訴訟手續
(變 更) 第一章 訴

旧第一章 地方裁判所ノ訴訟手續

第一節 訴

(旧法通) 第二百二十三條 訴ノ提起ハ訴狀ヲ裁判所ニ提出シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

(旧法通) 第二百二十四條 訴狀ニハ當事者、法定代理人並請求ノ趣旨及原因ヲ記載スルコトヲ要ス

準備書面ニ關スル規定ハ訴狀ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第二百二十五條 確認ノ訴ハ法律關係ヲ證スル書面ノ眞否ヲ確定スル爲ニモ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第二百二十六條 將來ノ給付ヲ求ムル訴ハ豫メ其ノ請求ヲ爲ス必要アル場合ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第二百二十七條 數個ノ請求ハ同種ノ訴訟手續ニ依ル場合ニ限り一ノ訴ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二百二十八條 訴狀カ第二百二十四條第一項ノ規定ニ違背スル場合ニ於テハ裁判長ハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ欠缺ヲ補正スヘキコトヲ命スルコトヲ要ス法律ノ規定ニ從ヒ訴狀ニ印紙ヲ貼用セサル場合亦同シ

原告カ欠缺ノ補正ヲ爲ササルトキハ裁判長ハ命令ヲ以テ訴狀ヲ却下スルコトヲ要ス
前項ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二百二十九條 抗告狀ニハ却下セラレタル訴狀ヲ添附スルコトヲ要ス
訴狀ハ之ヲ被告ニ送達スルコトヲ要ス

前條ノ規定ハ訴狀ノ送達ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第二百三十條 訴ノ提起アリタルトキハ裁判長ハ口頭辯論ノ期日ヲ定メ當事者ヲ呼出スコトヲ要ス

(旧法通) 第二百三十一條 裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ當事者ハ更ニ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

(旧法通) 第二百三十二條 原告ハ請求ノ基礎ニ變更ナキ限リ口頭辯論ノ終結ニ至ル迄請求又ハ請求ノ原因ヲ變更スルコトヲ得但シ之ニ因リ著ク訴訟手續ヲ遲滯セシムヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

請求ノ變更ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百三十三條 裁判所カ請求又ハ請求ノ原因ノ變更ヲ不當ナリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其ノ變更ヲ許ササル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

(旧法通) 第二百三十四條 裁判カ訴訟ノ進行中ニ争ト爲リタル法律關係ノ成立又ハ不成立ニ繫ルトキハ當事者ハ請求ヲ擴張シテ其ノ法律關係ノ確認ノ判決ヲ求ムルコトヲ得但シ其ノ確認ノ請求カ他ノ裁判所ノ管轄ニ專屬セサルトキニ限ル

前項ノ規定ニ依リ請求ノ擴張ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百三十五條 時效ノ中断又ハ法律上ノ期間遵守ノ爲必要ナル裁判上ノ請求ハ訴ヲ提起シタル時又ハ第二百三十二條第二項若ハ前條第二項ノ規定ニ依リ書面ヲ裁判所ニ提出シタル時ニ於テ其ノ效力ヲ生ス

(變 更) 第二百三十六條 訴ハ判決ノ確定ニ至ル迄其ノ全部又ハ一部ヲ取下クルコトヲ得

訴ノ取下ハ相手方カ本案ニ付準備書面ヲ提出シ、準備手續ニ於テ申述ヲ爲シ又ハ口頭辯論ヲ爲シタル後ニ在リテハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス
訴ノ取下ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ口頭辯論ニ於テ又ハ準備手續中受命裁判官ノ面前ニ於テ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

訴狀送達ノ後ニ在リテハ取下ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

第三項但書ノ場合ニ於テ相手方カ期日ニ出頭セサルトキハ口頭辯論又ハ準備手續ノ調書ノ謄本ヲ之ニ送達スルコトヲ要ス

訴ノ取下ノ書面ノ送達アリタル日ヨリ三月内ニ相手方カ異議ヲ述ヘサルトキハ訴ノ取下ニ同意シタルモノト看做ス第三項但書ノ場合ニ於テ相手方カ期日ニ出頭シタル場合ニ於テハ訴ノ取下アリタル日ヨリ相手方カ期日ニ出頭セサル場合ニ於テハ前項ノ謄本ノ送達アリタル日ヨリ三月内ニ相手方カ異議ヲ述ヘサルトキ亦同シ

旧第二百三十六條 訴ハ判決ノ確定ニ至ル迄其ノ全部又ハ一部ヲ取下クルコト

ヲ得

訴ノ取下ハ相手方カ本案ニ付準備書面ヲ提出シ、準備手續ニ於テ申述ヲ爲シ又ハ口頭辯論ヲ爲シタル後ニ在リテハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

訴ノ取下ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ口頭辯論ニ於テ又ハ準備手續中判事ノ面前ニ於テ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

訴狀送達ノ後ニ在リテハ取下ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

第三項但書ノ場合ニ於テ相手方カ期日ニ出頭セサルトキハ口頭辯論又ハ準備手續ノ調書ノ謄本ヲ之ニ送達スルコトヲ要ス

訴ノ取下ノ書面ノ送達アリタル日ヨリ三月内ニ相手方カ異議ヲ述ヘサルトキハ訴ノ取下ニ同意シタルモノト看做ス第三項但書ノ場合ニ於テ相手方カ期日ニ出頭シタル場合ニ於テハ訴ノ取下アリタル日ヨリ、相手方カ期日ニ出頭セサル場合ニ於テハ前項ノ謄本ノ送達アリタル日ヨリ三月内ニ相手方カ異議ヲ述ヘサルトキ亦同シ

(旧法通) 第二百三十七條 訴訟ハ訴ノ取下アリタリ部分ニ付テハ初ヨリ繫屬ナカリシモノト看做

ス

本案ニ付終局判決アリタル後訴ヲ取下ケタル者ハ同一ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

(旧法通) 第二百三十八條 當事者雙方カ口頭辯論ノ期間ニ出頭セス又ハ辯論ヲ爲サスシテ退廷シタル場合ニ於テ三月内ニ期日指定ノ申立ヲ爲ササルトキハ訴ノ取下アリタルモノト看

做ス

(旧法通) 第二百三十九條 被告ハ口頭辯論ノ終結ニ至ル迄本訴ノ繫屬スル裁判所ニ反訴ヲ提起スルコトヲ得但シ其ノ目的タル請求カ他ノ裁判所ノ管轄ニ專屬セサルトキ及本訴ノ目的タル請求又ハ防禦ノ方法ト牽連スルトキニ限ル

(旧法通) 第二百四十條 反訴ニ付テハ本訴ニ關スル規定ニ依ル

(旧法通) 第二百四十一條 本訴ノ取下アリタルトキハ被告ハ原告ノ同意ヲ得スシテ反訴ヲ取下ケルコトヲ得

(麥 更) 第二章 辯論及其ノ準備

第二章 辯論及其ノ準備

旧第二節 辯論ノ準備

(旧法通) 第二百四十二條 口頭辯論ハ書面ヲ以テ之ヲ準備スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百四十三條 準備書面ハ之ニ記載シタル事項ニ付相手方カ準備ヲ爲スニ必要ナル期間ヲ存シ之ヲ裁判所ニ提出シ裁判所ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

裁判長ハ準備書面ヲ提出スヘキ期間ヲ定ムルコトヲ得

(旧法通) 第二百四十四條 準備書面ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者又ハ代理人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

- トヲ要ス
- 一 當事者ノ氏名、名稱又ハ商號、職業及住所
- 二 代理人ノ氏名、職業及住所
- 三 事件ノ表示
- 四 攻撃又ハ防禦ノ方法
- 五 相手方ノ請求及攻撃又ハ防禦ノ方法ニ對スル陳述
- 六 附屬書類ノ表示
- 七 年月日
- 八 裁判所ノ表示

(旧法通) 第二百四十五條 當事者ノ所持スル文書ニシテ準備書面ニ引用シタルモノハ準備書面ノ各通ニ其ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

文書ノ一部ノミヲ必要トスルトキハ其ノ抄本ヲ添附シ文書カ大部ナルトキハ其ノ文書ヲ表示スルヲ以テ足ル

(旧法通) 第二百四十六條 前條ノ文書ハ相手方ノ求ニ因リ其ノ原本ヲ閱覽セシムルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百四十七條 準備書面ニ記載セサル事實ハ相手方カ在廷セサルトキハ口頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ得ス

(旧法通) 第二百四十八條 外國語ヲ以テ作りタル文書ニハ其ノ譯文ヲ添附スルコトヲ要ス

(変 更) 第二百四十九條 裁判所ハ訴訟ニ付合議體ニ於テ審理ヲ爲ス場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ受命裁判官ニ依リ訴訟ノ全部若ハ一部又ハ或争點ノミニ付口頭辯論ノ準備手續ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得

旧第二百四十九條 訴訟ニ付テハ受命判事ニ依リ口頭辯論ノ準備手續ヲ爲スコトヲ要ス但シ裁判所相當ト認ムルトキハ直ニ辯論ヲ命シ又ハ訴訟ノ一部若ハ或争點ノミニ付準備手續ヲ命スルコトヲ得

(変 更) 第二百五十條 準備手續ニ於テハ調書ヲ作り當事者ノ陳述ニ基キ第二百四十四條第四號及第五號ニ掲クル事項ヲ記載シ殊ニ證據ニ付テハ其ノ申出ヲ明確ニスルコトヲ要ス
受命裁判官相當ト認ムルトキハ準備書面ヲ以テ前項ノ陳述及調書ニ代フルコトヲ得
旧第二百五十條 準備手續ニ於テハ調書ヲ作り當事者ノ陳述ニ基キ第二百四十四條第四號及第五號ニ掲クル事項ヲ記載シ殊ニ證據ニ付テハ其ノ申出ヲ明確ニスルコトヲ要ス
受命判事相當ト認ムルトキハ準備書面ヲ以テ前項ノ陳述及調書ニ代フルコト

ヲ得

(旧法通) 第二百五十一條 當事者ノ一方カ期日ニ出頭セサルトキハ前條ノ調書ノ謄本ヲ之ニ送達シ新期日ヲ定メ當事者雙方ヲ呼出スコトヲ得

(変 更) 第二百五十二條 受命裁判官ハ當事者ヲシテ準備書面ヲ提出セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四十三條ノ規定ヲ準用ス
旧第二百五十二條 受命判事ハ當事者ヲシテ準備書面ヲ提出セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四十三條ノ規定ヲ準用ス

(変 更) 第二百五十三條 當事者カ期日ニ出頭セス又ハ前條ノ規定ニ依リ受命裁判官ノ定メタル期間内ニ準備書面ヲ提出セサルトキハ受命裁判官ハ準備手續ヲ終結スルコトヲ得
旧第二百五十三條 當事者カ期日ニ出頭セス又ハ前條ノ規定ニ依リ受命判事ノ定メタル期間内ニ準備書面ヲ提出セサルトキハ受命判事ハ準備手續ヲ終結スルコトヲ得

(旧法通) 第二百五十四條 當事者ハ口頭辯論ニ於テ準備手續ノ結果ヲ陳述スルコトヲ要ス
(旧法通) 第二百五十五條 調書又ハ之ニ代ルヘキ準備書面ニ記載セサル事項ハ口頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ得ス但シ其ノ事項カ裁判所職權ヲ以テ調査スヘキモノナルトキ、著ク訴訟ヲ遲滯セシメサルトキ又ハ重大ナル過失ナクシテ準備手續ニ於テ之ヲ提出スル

コト能ハサリシコトヲ疏明シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ノ規定ハ第二百四十七條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

訴狀又ハ準備手續前ニ提出シタル準備書面ニ記載シタル事項ハ調書又ハ之ニ代ルヘキ
準備書面ニ記載セサルモノト雖口頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ妨ケス

(旧法通) 第二百五十六條 第二百二十六條乃至第二百二十九條、第三百三十一條、第三百三十三條乃至第
百四十一條及第二百三十八條ノ規定ハ準備手續ニ之ヲ準用ス

(麥 更) 第三章 證據

旧第三節 證據

(麥 更) 第一節 總則

旧第一款 總則

(旧法通) 第二百五十七條 裁判所ニ於テ當事者カ自白シタル事實及顯著ナル事實ハ之ヲ證スルコ
トヲ要セス

(旧法通) 第二百五十八條 證據ノ申出ハ證スヘキ事實ヲ表示シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

證據ノ申出ハ期日前ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二百五十九條 當事者ノ申出テタル證據ニシテ裁判所ニ於テ不必要ト認ムルモノハ之

ヲ取調フルコトヲ要セス

(旧法通) 第二百六十條 證據調ニ付不定期間ノ障碍アルトキハ裁判所ハ證據調ヲ爲ササルコトヲ
得

(削 除) 第二百六十一條 削除

旧第二百六十一條 裁判所ハ當事者ノ申出テタル證據ニ依リテ心證ヲ得ルコト
能ハサルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ證據調ヲ爲スコトヲ
得

(旧法通) 第二百六十二條 裁判所ハ必要ナル調査ヲ官廳若ハ公署、外國ノ官廳若ハ公署又ハ學
校、商業會議所、取引所其ノ他ノ團體ニ囑託スルコトヲ得

(旧法通) 第二百六十三條 證據調ハ當事者カ期日ニ出願セサル場合ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二百六十四條 外國ニ於テ爲スヘキ證據調ハ其ノ國ノ管轄官廳又ハ其ノ國ニ駐在スル

日本ノ大使、公使若ハ領事ニ之ヲ囑託シテ爲スコトヲ要ス
外國ニ於テ爲シタル證據調ハ其ノ國ノ法律ニ違背スルモ本法ニ違背セサルトキハ其ノ
效力ヲ有ス

(麥 更) 第二百六十五條 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ裁判所外ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ得此
ノ場合ニ於テハ合議體ノ構成員ニ命シ又ハ地方裁判所若ハ簡易裁判所ニ囑託シテ證據

調ヲ爲サシムルコトヲ得
受託裁判官カ他ノ地方裁判所又ハ簡易裁判所ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ相當ト認ムル
トキハ更ニ證據調ノ囑託ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ受託裁判所及當事
者ニ通知スルコトヲ要ス

旧第二百六十五條 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ裁判所外ニ於テ證據調ヲ爲ス
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ部員ニ命シ又ハ區裁判所ニ囑託シテ證據調ヲ爲サ
シムルコトヲ得

受託判事カ他ノ區裁判所ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ相當ト認ムルトキハ更ニ
證據調ノ囑託ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ受託裁判所及當事者
ニ通知スルコトヲ要ス

(變 更) 第二百六十六條 受託裁判官ハ證據調ニ關スル記録ヲ受託裁判所ニ送付スルコトヲ要ス
旧第二百六十六條 受託判事ハ證據調ニ關スル記録ヲ受託裁判所ニ送付スルコ
トヲ要ス

(旧法通) 第二百六十七條 疏明ハ即時ニ取調フルコトヲ得ヘキ證據ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス
裁判所ハ當事者若ハ法定代理人ヲシテ保證金ヲ供託セシメ又ハ其ノ主張ノ眞實ナルコ
トヲ宣誓セシメ之ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ得

第二百八十六條乃至第二百八十九條ノ規定ハ前項ノ宣誓ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第二百六十八條 前條第二項ノ規定ニ依リテ保證金ノ供託ヲ爲シタル當事者又ハ法定代
理人カ虚偽ノ申述ヲ爲シタルトキハ裁判所決定ヲ以テ保證金ヲ沒取ス

(變 更) 第二百六十九條 第二百六十七條第二項ノ規定ニ依リテ宣誓ヲ爲シタル當事者又ハ法定
代理人カ虚偽ノ申述ヲ爲シタルトキハ宣誓ヲ爲サシメタル裁判所決定ヲ以テ五千圓以
下ノ過料ニ處ス

旧第二百六十九條 第二百六十七條第二項ノ規定ニ依リテ宣誓ヲ爲シタル當事
者又ハ法定代理人カ虚偽ノ申述ヲ爲シタルトキハ宣誓ヲ爲サシメタル裁判所
決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス

(旧法通) 第二百七十條 第二百六十八條及前條ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(變 更) 第二節 證人訊問

旧第二款 證人訊問

(旧法通) 第二百七十一條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問
スルコトヲ得

(旧法通) 第二百七十二條 官吏又ハ官吏タリシ者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ

コト能ハサリシコトヲ疏明シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 前項但書ノ規定ハ第二百四十七條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス
 訴狀又ハ準備手續前ニ提出シタル準備書面ニ記載シタル事項ハ調書又ハ之ニ代ルヘキ
 準備書面ニ記載セサルモノト雖口頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ妨ケス
 (旧法通) 第二百五十六條 第二百二十六條乃至第二百二十九條、第三百三十一條、第三百三十三條乃至第
 百四十一條及第二百三十八條ノ規定ハ準備手續ニ之ヲ準用ス

(麥 更) 第三章 證據

旧第三節 證據

(麥 更) 第一節 總則

旧第一款 總則

(旧法通) 第二百五十七條 裁判所ニ於テ當事者カ自白シタル事實及顯著ナル事實ハ之ヲ證スルコ
 トヲ要セス

(旧法通) 第二百五十八條 證據ノ申出ハ證スヘキ事實ヲ表示シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
 證據ノ申出ハ期日前ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二百五十九條 當事者ノ申出テタル證據ニシテ裁判所ニ於テ不必要ト認ムルモノハ之

ヲ取調フルコトヲ要セス

(旧法通) 第二百六十條 證據調ニ付不定期間ノ障碍アルトキハ裁判所ハ證據調ヲ爲ササルコトヲ
 得

(削 除) 第二百六十一條 削除

旧第二百六十一條 裁判所ハ當事者ノ申出テタル證據ニ依リテ心證ヲ得ルコト
 能ハサルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ證據調ヲ爲スコトヲ
 得

(旧法通) 第二百六十二條 裁判所ハ必要ナル調査ヲ官廳若ハ公署、外國ノ官廳若ハ公署又ハ學
 校、商業會議所、取引所其ノ他ノ團體ニ囑託スルコトヲ得

(旧法通) 第二百六十三條 證據調ハ當事者カ期日ニ出願セサル場合ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第二百六十四條 外國ニ於テ爲スヘキ證據調ハ其ノ國ノ管轄官廳又ハ其ノ國ニ駐在スル
 日本ノ大使、公使若ハ領事ニ之ヲ囑託シテ爲スコトヲ要ス

外國ニ於テ爲シタル證據調ハ其ノ國ノ法律ニ違背スルモ本法ニ違背セサルトキハ其ノ
 效力ヲ有ス

(麥 更) 第二百六十五條 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ裁判所外ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ得此
 ノ場合ニ於テハ合議體ノ構成員ニ命シ又ハ地方裁判所若ハ簡易裁判所ニ囑託シテ證據

調ヲ爲サシムルコトヲ得
受託裁判官カ他ノ地方裁判所又ハ簡易裁判所ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ相當ト認ムル
トキハ更ニ證據調ノ囑託ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ受託裁判所及當事
者ニ通知スルコトヲ要ス

旧第二百六十五條 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ裁判所外ニ於テ證據調ヲ爲ス
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ部員ニ命シ又ハ區裁判所ニ囑託シテ證據調ヲ爲サ
シムルコトヲ得

受託判事カ他ノ區裁判所ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ相當ト認ムルトキハ更ニ
證據調ノ囑託ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ受託裁判所及當事者
ニ通知スルコトヲ要ス

(麥 更) 第二百六十六條 受託裁判官ハ證據調ニ關スル記録ヲ受託裁判所ニ送付スルコトヲ要ス
旧第二百六十六條 受託判事ハ證據調ニ關スル記録ヲ受託裁判所ニ送付スルコ
トヲ要ス

(旧法通) 第二百六十七條 疏明ハ即時ニ取調フルコトヲ得ヘキ證據ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス
裁判所ハ當事者若ハ法定代理人ヲシテ保證金ヲ供託セシメ又ハ其ノ主張ノ眞實ナルコ
トヲ宣誓セシメ之ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ得

第二百八十六條乃至第二百八十九條ノ規定ハ前項ノ宣誓ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第二百六十八條 前條第二項ノ規定ニ依リテ保證金ノ供託ヲ爲シタル當事者又ハ法定代
理人カ虚偽ノ申述ヲ爲シタルトキハ裁判所決定ヲ以テ保證金ヲ没取ス

(麥 更) 第二百六十九條 第二百六十七條第二項ノ規定ニ依リテ宣誓ヲ爲シタル當事者又ハ法定
代理人カ虚偽ノ申述ヲ爲シタルトキハ宣誓ヲ爲サシメタル裁判所決定ヲ以テ五千圓以
下ノ過料ニ處ス

旧第二百六十九條 第二百六十七條第二項ノ規定ニ依リテ宣誓ヲ爲シタル當事
者又ハ法定代理人カ虚偽ノ申述ヲ爲シタルトキハ宣誓ヲ爲サシメタル裁判所
決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス

(旧法通) 第二百七十條 第二百六十八條及前條ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(麥 更) 第二節 證人訊問

旧第二款 證人訊問

(旧法通) 第二百七十一條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問
スルコトヲ得

(旧法通) 第二百七十二條 官吏又ハ官吏タリシ者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ

於テハ裁判所ハ當該監督官廳ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ他ノ公務員ニ付之ヲ準用ス

(變 更) 第二百七十三條 內閣總理大臣其ノ他ノ國務大臣又ハ其ノ職ニ在リタル者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ內閣ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

舊第二百七十三條 國務大臣、宮内大臣、內大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ勅許ヲ得ルコトヲ要ス

(變 更) 第二百七十四條 衆議院若ハ參議院ノ議員又ハ議員タリシ者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ院ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

舊第二百七十四條 貴族院若ハ衆議院ノ議員又ハ議員タリシ者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ院ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百七十五條 證人訊問ノ申出ハ證人ヲ指定シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

(旧法通) 第二百七十六條 證人ノ呼出狀ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ表示

二 訊問事項ノ要領

三 出頭セサル場合ニ於ケル法律上ノ制裁

(變 更) 第二百七十七條 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

舊第二百七十七條 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(新 設) 第二百七十七條ノ二 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ五千圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ罰金及拘留ヲ併科スルコトヲ得

(旧法通) 第二百七十八條 裁判所ハ正當ノ事由ナクシテ出頭セサル證人ノ勾引ヲ命スルコトヲ得前項ノ勾引ニハ刑事訴訟法中勾引ニ關スル規定ヲ準用ス

(變 更) 第二百七十九條 左ノ場合ニ於テハ受命裁判官又ハ受託裁判官ヲシテ證人ノ訊問ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一 證人カ受訴裁判所ニ出頭スル義務ナキトキ又ハ正當ノ事由ニ因リ出頭スルコト

能ハサルトキ

二 證人カ受訴裁判所ニ出頭スルニ付不相當ノ費用又ハ時間ヲ要スルトキ

旧第二百七十九條 左ノ場合ニ於テハ受命判事又ハ受託判事ヲシテ證人ノ訊問ヲ爲サシムルコトヲ得

一 證人カ受訴裁判所ニ出頭スル義務ヲキトキ又ハ正當ノ事由ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキ

二 證人カ受訴裁判所ニ出頭スルニ付不相當ノ費用又ハ時間ヲ要スルトキ

(參 更) 第二百八十條 證言カ證人又ハ左ニ掲クル者ノ刑事上ノ訴追又ハ處罰ヲ招ク虞アル事項

ニ關スルトキハ證人ハ證言ヲ拒ムコトヲ得證言カ此等ノ者ノ恥辱ニ歸スヘキ事項ニ關スルトキ亦同シ

一 證人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ證人ト此等ノ親族關係アリタル者

二 證人ノ後見人又ハ證人ノ後見ヲ受クル者

三 證人カ主人トシテ仕フル者

旧第二百八十條 證言カ證人又ハ左ニ掲クル者ノ刑事上ノ訴追又ハ處罰ヲ招ク

(旧法通) 第二百八十一條 左ノ場合ニ於テハ證人ハ證言ヲ拒ムコトヲ得

一 第二百七十二條乃至第二百七十四條ノ場合

二 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辨理士、辯護人、公證人、宗教又ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者カ職務上知リタル事實ニシ

テ黙秘スヘキモノニ付訊問ヲ受クルトキ

三 技術又ハ職業ノ秘密ニ關スル事項ニ付訊問ヲ受クルトキ

前項ノ規定ハ證人カ黙秘ノ義務ヲ免セラレタル場合ニハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第二百八十二條 證言拒絶ノ理由ハ之ヲ説明スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二百八十三條 第二百八十一條第一項第二號ノ場合ヲ除クノ外證言拒絶ノ當否ニ付テ

ハ受訴裁判所當事者ヲ審訊シテ裁判ヲ爲ス

證言拒絶ニ關スル裁判ニ對シテハ當事者及證人ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(變 更) 第二百八十四條 證言拒絶ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後證人カ故ナク證言ヲ拒ムトキハ第二百七十七條及第二百七十七條ノ二ノ規定ヲ準用ス

旧第二百八十四條 證言拒絶ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後證人カ故ナク證言ヲ拒ムトキハ第二百七十七條ノ規定ヲ準用ス

(旧 法 通) 第二百八十五條 裁判長ハ證人ヲシテ訊問前宣誓ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アルトキハ訊問後之ヲ爲サシムルコトヲ得

(旧 法 通) 第二百八十六條 宣誓ハ起立シテ嚴肅ニ之ヲ行フコトヲ要ス

(旧 法 通) 第二百八十七條 裁判長ハ宣誓前宣誓ノ趣旨ヲ諭示シ且偽證ノ罰ヲ警告スルコトヲ要ス

(旧 法 通) 第二百八十八條 宣誓ハ證人ヲシテ宣誓書ヲ朗讀セシメ且之ニ署名捺印セシメテ之ヲ爲ス證人宣誓書ヲ朗讀スルコト能ハサルトキハ裁判長代リテ之ヲ朗讀ス

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

(旧 法 通) 第二百八十九條 左ニ掲クル者ヲ證人トシテ訊問スルニハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

- 一 十六年未滿ノ者
- 二 宣誓ノ趣旨ヲ理解スルコト能ハサル者

(旧 法 通) 第二百九十條 第二百八十條ノ規定ニ該當スル證人ニシテ證言拒絶ノ權利ヲ行ハサル者

ヲ訊問スルニハ宣誓ヲ爲サシメサルコトヲ得

(旧 法 通) 第二百九十一條 證人カ自己又ハ第二百八十條ニ掲クル者ニ著キ利害關係アル事項ニ付訊問ヲ受クルトキハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得

(旧 法 通) 第二百九十二條 宣誓ヲ爲サシメスシテ證人ヲ訊問シタルトキハ其ノ旨及事由ヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス

(變 更) 第二百九十三條 第二百七十七條、第二百七十七條ノ二、第二百八十二條及第二百八十三條ノ規定ニ三條ノ規定ハ證人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス

旧第二百九十三條 第二百七十七條、第二百八十二條及第二百八十三條ノ規定ハ證人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス

(新 設) 第二百九十四條 證人ハ其ノ訊問ノ申出ヲ爲シタル當事者先ツ之ヲ訊問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ當事者之ヲ訊問スルコトヲ得

裁判長ハ當事者ノ訊問ノ終リタル後證人ヲ訊問スルコトヲ得
裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ自ラ訊問シ又ハ當事者ノ訊問ヲ許スコト

ヲ得
當事者ノ訊問カ既ニ爲シタル訊問ト重複スルトキ、争點ニ關係ナキ事項ニ亙ルトキ其

ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ制限スルコトヲ得
陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ證人ヲ訊問スルコトヲ得

(新 設) 第二百九十五條 當事者ハ前條ノ規定ニ依ル訊問ノ許否又ハ制限ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所異議ニ付裁判ヲ爲ス

(旧二九四通) 第二百九十六條 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ證人相互ノ對質ヲ命スルコトヲ得

(旧二九五通) 第二百九十七條 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ證人ヲシテ文字ノ手記其ノ他必要ナル行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

(旧二九六通) 第二百九十八條 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ後ニ訊問スヘキ證人ニ在廷ヲ許スコトヲ得

(旧二九七通) 第二百九十九條 證人ハ書類ニ依リテ陳述ヲ爲スコトヲ得ス但シ裁判長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(削除) 第二百九十八條 陪席判事ハ裁判長ニ告ケ證人ニ對シテ問ヲ發スルコトヲ得
(削除) 第二百九十九條 當事者ハ裁判長ニ對シ必要ナル發問ヲ求メ又ハ其ノ許可ヲ得テ問ヲ發スルコトヲ得

當事者ハ發問ノ許否ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所異議ニ付裁判ヲ爲ス

(變 更) 第三百條 受命裁判官又ハ受託裁判官カ證人訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所及裁判長ノ職務ハ其ノ裁判官之ヲ行フ但シ第二百九十五條ノ規定ニ依ル異議ノ裁判ハ受託裁判所之ヲ爲ス

旧第三百條 受命判事又ハ受託判事カ證人訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所及裁判長ノ職務ハ其ノ判事之ヲ行フ但シ前條第二項ノ規定ニ依ル異議ノ裁判ハ受託裁判所之ヲ爲ス

(變 更) 第三節 鑑定
旧第三款 鑑定

(變 更) 第三百一條 鑑定ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前節ノ規定ヲ準用ス

(旧法通) 第三百一條 鑑定ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前款ノ規定ヲ準用ス
旧第三百二條 鑑定ニ必要ナル學識經驗アル者ハ鑑定ヲ爲ス義務ヲ負フ

第二百八十條又ハ第二百九十一條ノ規定ニ依リテ證言又ハ宣誓ヲ拒ミ得ル者ト同一ノ地位ニ在ル者及第二百八十九條ニ掲クル者ハ鑑定人タルコトヲ得ス

(旧法通) 第三百三條 鑑定人ハ之ヲ勾引スルコトヲ得ス

(變 更) 第三百四條 鑑定人ハ受託裁判所、受命裁判官又ハ受託裁判官之ヲ指定ス

旧第三百四條 鑑定人ハ受訴裁判所、受命判事又ハ受託判事之ヲ指定ス

(旧法通) 第三百五條 鑑定人ニ付誠實ニ鑑定ヲ爲ス事ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者ハ其ノ鑑定人カ鑑定事項ニ付陳述ヲ爲ス前之ヲ忌避スルコトヲ得陳述ヲ爲シタルトキト雖其ノ後ニ忌避ノ原因ヲ生シ又ハ當事者カ其ノ原因アルコトヲ知リタルトキ亦同シ

(變) 第三百六條 忌避ノ申立ハ受訴裁判所、受命裁判官又ハ受託裁判官ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

忌避ノ事由ハ之ヲ疏明スルコトヲ要ス

忌避ヲ理由アリトスル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス之ヲ理由ナシトスル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

旧第三百六條 忌避ノ申立ハ受訴裁判所、受命判事又ハ受託判事ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

忌避ノ事由ハ之ヲ疏明スルコトヲ要ス

忌避ヲ理由アリトスル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス之ヲ理由ナシトスル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第三百七條 宣誓書ニハ良心ニ從ヒ誠實ニ鑑定ヲ爲スコトヲ誓フ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

(旧法通) 第三百八條 裁判長ハ鑑定人ヲシテ書面又ハ口頭ヲ以テ共同ニテ又ハ各別ニ意見ヲ述ヘ

シムルコトヲ得

(旧法通) 第三百九條 特別ノ學識經驗ニ依リテ知り得タル事實ニ關スル訊問ニ付テハ證人訊問ニ

關スル規定ニ依ル

(變) 第三百十條 裁判所必要アリト認ムルトキハ官廳若ハ公署、外國ノ官廳若ハ公署又ハ相

當ノ設備アル法人ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ宣誓ニ關スル規定ヲ除クノ外本節ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ裁判所必要アリト認ムルトキハ官廳、公署又ハ法人ノ指定シタル者ヲシテ鑑定書ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

旧第三百十條 裁判所必要アリト認ムルトキハ官廳若ハ公署、外國ノ官廳若ハ

公署又ハ相當ノ設備アル法人ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ宣誓ニ關スル規定ヲ除クノ外本節ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ裁判所必要アリト認ムルトキハ官廳、公署又ハ法人ノ指定シタル者ヲシテ鑑定書ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

(變) 更)

第四節 書 證

旧第四款 書 證

(旧法通) 第三百十一條 書證ノ申出ハ文書ヲ提出シ又ハ之ヲ所持スル者ニ其ノ提出ヲ命セムコトヲ申立テ之ヲ爲スコトヲ要ス

(旧法通) 第三百十二條 左ノ場合ニ於テハ文書ノ所持者ハ其ノ提出ヲ拒ムコトヲ得ス

- 一 當事者カ訴訟ニ於テ引用シタル文書ヲ自ラ所持スルトキ
- 二 舉證者カ文書ノ所持者ニ對シ其ノ引渡又ハ閲覧ヲ求ムルコトヲ得ルトキ
- 三 文書カ舉證者ノ利益ノ爲ニ作成セラレ又ハ舉證者ト文書ノ所持者トノ間ノ法律關係ニ付作成セラレタルトキ

(旧法通) 第三百十三條 文書提出ノ申立ニハ左ノ事項ヲ明ニスルコトヲ要ス

- 一 文書ノ表示
- 二 文書ノ趣旨
- 三 文書ノ所持者
- 四 證スヘキ事實
- 五 文書提出ノ義務ノ原因

(旧法通) 第三百十四條 裁判所カ文書提出ノ申立ヲ理由アリト認メタルトキハ決定ヲ以テ文書ノ所持者ニ對シ其ノ提出ヲ命ス

第三者ニ對シ文書ノ提出ヲ命スル場合ニ於テハ其ノ第三者ヲ審訊スルコトヲ要ス

(旧法通) 第三百十五條 文書提出ノ申立ニ關スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第三百十六條 當事者カ文書提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ文書ニ關スル相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

(旧法通) 第三百十七條 當事者カ相手方ノ使用ヲ妨クル目的ヲ以テ提出ノ義務アル文書ヲ毀滅シ其ノ他之ヲ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタルトキハ裁判所ハ其ノ文書ニ關スル相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

(変) 更) 第三百十八條 第三者カ文書提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

旧第三百十八條 第三者カ文書提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第三百十九條 書證ノ申出ハ第三百十一條ノ規定ニ拘ラス文書ノ所持者ニ其ノ文書ノ送付ヲ囑託セムコトヲ申立テ之ヲ爲スコトヲ得但シ當事者カ法令ニ依リテ文書ノ正本又ハ謄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通) 第三百二十條 裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ提出又ハ送付ニ係ル文書ヲ留置クコトヲ得

(変) 更) 第三百二十一條 第二百六十五條ノ規定ニ依リテ受命裁判官又ハ受託裁判官ヲシテ文書

ニ付證據調ヲ爲サシムル場合ニ於テハ裁判所ハ受命裁判官又ハ受託裁判官ノ調書ニ記載スヘキ事項ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ調書ニハ文書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スルコトヲ要ス

旧第三百二十一條 第二百六十五條ノ規定ニ依リテ受命判事又ハ受託判事ヲシ

テ文書ニ付證據調ヲ爲サシムル場合ニ於テハ裁判所ハ受命判事又ハ受託判事

ノ調書ニ記載スヘキ事項ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ調書ニハ文書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スルコトヲ要ス

(旧法通) 第三百二十二條 文書ノ提出又ハ送付ハ原本、正本又ハ認證アル謄本ヲ以テ之ヲ爲スコ

トヲ要ス

裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ラス原本ノ提出ヲ命シ又ハ送付ヲ爲サシムルコトヲ得

裁判所ハ當事者ヲシテ其ノ引用シタル文書ノ謄本又ハ抄本ヲ提出セシムルコトヲ得

(旧法通) 第三百二十三條 文書ハ其ノ方式及趣旨ニ依リ官吏其ノ他ノ公務員カ職務上作成シタル

モノト認ムヘキトキハ之ヲ真正ナル公文書ト推定ス

公文書ノ眞否ニ付疑アルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ當該官廳又ハ公署ニ問合ヲ爲スコ

トヲ得

(旧法通) 第三百二十四條 前條ノ規定ハ外國ノ官廳又ハ公署ノ作成ニ係ルモノト認ムヘキ文書ニ

之ヲ準用ス

(旧法通) 第三百二十五條 私文書ハ其ノ真正ナルコトヲ證スルコトヲ要ス

(旧法通) 第三百二十六條 私文書ハ本人又ハ其ノ代理人ノ署名又ハ捺印アルトキハ之ヲ真正ナル

モノト推定ス

(旧法通) 第三百二十七條 文書ノ眞否ハ筆跡又ハ印影ノ對照ニ依リテモ之ヲ證スルコトヲ得

(變 更) 第三百二十八條 第三百十一條、第三百十四條乃至第三百十七條及第三百十九條乃至第

三百二十一條ノ規定ハ對照ノ用ニ供スヘキ筆跡又ハ印影ヲ具フル文書其ノ他ノ物件ノ

提出又ハ送付ニ之ヲ準用ス

第三者カ正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決

定ヲ以テ五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

旧第三百二十八條 第三百十一條、第三百十四條乃至第三百十七條及第三百十

九條乃至第三百二十一條ノ規定ハ對照ノ用ニ供スヘキ筆跡又ハ印影ヲ具フル

文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ送付ニ之ヲ準用ス

第三者カ正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁

判所ハ決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲

スコトヲ得

(旧法通) 第三百二十九條 對照ニ適當ナル筆跡ナキトキハ裁判所ハ對照ノ用ニ供スヘキ文字ノ手

記ヲ相手方ニ命スルコトヲ得

相手方カ正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル裁判所ノ命ニ従ハサルトキハ裁判所ハ
文書ノ眞否ニ關スル舉證者ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得書様ヲ變更シテ手記シタル
トキ亦同シ

(旧法通) 第三百三十條 對照ノ用ニ供シタル書類ノ原本、謄本又ハ抄本ハ之ヲ調書ニ添附スルコ

トヲ要ス

(變) 更) 第三百三十一條 當事者又ハ其ノ代理人カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ眞實ニ反シテ文

書ノ眞正ヲ争ヒタルトキハ裁判所決定ヲ以テ五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シ
テハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ文書ノ眞正ヲ争ヒタル當事者又ハ代理人カ訴訟ノ繫屬中其ノ眞正ナ
ルコトヲ認メタルトキハ裁判所ハ事情ニ依リ前項ノ決定ヲ取消スコトヲ得

旧第三百三十一條 當事者又ハ其ノ代理人カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ眞實

ニ反シテ文書ノ眞正ヲ争ヒタルトキハ裁判所決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ
處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ文書ノ眞正ヲ争ヒタル當事者又ハ代理人カ訴訟ノ繫屬中其

ノ眞正ナルコトヲ認メタルトキハ裁判所ハ事情ニ依リ前項ノ決定ヲ取消スコ
トヲ得

(變) 更) 第三百三十二條 本節ノ規定ハ證徴ノ爲作リタル物件ニシテ文書ニ非サルモノニ之ヲ準

用ス

旧第三百三十二條 本款ノ規定ハ證徴ノ爲作リタル物件ニシテ文書ニ非サルモ
ノニ之ヲ準用ス

(變) 更) 第五節 檢 證

旧第五款 檢 證

(旧法通) 第三百三十三條 檢證ノ申出ハ檢證ノ目的ヲ表示シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

(變) 更) 第三百三十四條 受命裁判官又ハ受託裁判官ハ檢證ヲ爲スニ當リ必要アリト認ムルトキ

ハ鑑定ヲ命スルコトヲ得

旧第三百三十四條 受命判事又ハ受託判事ハ檢證ヲ爲スニ當リ必要アリト認ム

ルトキハ鑑定ヲ命スルコトヲ得

(變) 更) 第三百三十五條 第三百十一條、第三百十四條乃至第三百十七條及第三百十九條乃至第

三百二十一條ノ規定ハ檢證ノ目的ノ提示又ハ送付ニ之ヲ準用ス

第三者カ正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル提示ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

旧第三百三十五條 第三百三十一條、第三百十四條乃至第三百十七條及第三百十九條乃至第三百二十一條ノ規定ハ檢證ノ目的ノ提示又ハ送付ニ之ヲ準用ス

九條乃至第三百二十一條ノ規定ハ檢證ノ目的ノ提示又ハ送付ニ之ヲ準用ス

第三者カ正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル提示ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲

スコトヲ得

(變 更)

第六節 當事者訊問

旧第六款 當事者訊問

(旧法通)

第三百三十六條 裁判所カ證據調ニ依リテ心證ヲ得ルコト能ハサルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ當事者本人ヲ訊問スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當事者ヲシテ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得

(旧法通)

第三百三十七條 裁判長必要アリト認ムルトキハ當事者相互又ハ當事者ト證人トノ對質ヲ命スルコトヲ得

(旧法通)

第三百三十八條 當事者カ正當ノ事由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ宣誓若ハ陳述ヲ拒ミタ

(變 更)

ルトキハ裁判所ハ訊問事項ニ關スル相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百三十九條 宣誓シタル當事者カ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ裁判所決定ヲ以テ五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百三十一條第二項ノ規定ハ前項ノ決定ニ之ヲ準用ス

旧第三百三十九條 宣誓シタル當事者カ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ裁判所決

定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ

得

第三百三十一條第二項ノ規定ハ前項ノ決定ニ之ヲ準用ス

(旧法通)

第三百四十條 當事者ヲ訊問シタルトキハ其ノ陳述及宣誓ヲ爲サシメ又ハ爲サシメサルコトヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス

(旧法通)

第三百四十一條 第三百三十六條乃至前條ノ規定ハ訴訟ニ於テ當事者ヲ代表スル法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ當事者本人ヲ訊問スルコトヲ妨ケス

(變 更)

第三百四十二條 第二百七十六條、第二百七十九條、第二百八十五條乃至第二百八十九條、第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十七條、第二百九十九條及第三百條ノ規定ハ本節ノ訊問ニ之ヲ準用ス

旧第三百四十二條 第二百七十六條、第二百七十九條、第二百八十五條乃至第

二百八十九條、第二百九十五條及第二百九十七條乃至第三百條ノ規定ハ本款ノ訊問ニ之ヲ準用ス

(變 更)

第七節 證據保全

旧第七款 證據保全

(變 更)

第三百四十三條

裁判所ハ豫メ證據調ヲ爲スニ非サレハ其ノ證據ヲ使用スルニ困難ナル事情アリト認ムルトキハ申立ニ因リ本章ノ規定ニ從ヒ證據調ヲ爲スコトヲ得

旧第三百四十三條

裁判所ハ豫メ證據調ヲ爲スニ非サレハ其ノ證據ヲ使用スルニ困難ナル事情アリト認ムルトキハ申立ニ因リ本節ノ規定ニ從ヒ證據調ヲ爲

スコトヲ得

(變 更)

第三百四十四條

證據保全ノ申立ハ訴訟ノ繫屬中ニ在リテハ其ノ證據ヲ使用スヘキ審級ノ裁判所ニ、其ノ提起前ニ在リテハ訊問ヲ受クヘキ者若ハ文書ヲ所持スル者ノ居所又ハ檢證物ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
急迫ナル場合ニ於テハ訴ノ提起後ト雖前項ノ地方裁判所又ハ簡易裁判所ニ證據保全ノ申立ヲ爲スコトヲ得

旧第三百四十四條

證據保全ノ申立ハ訴訟ノ繫屬中ニ在リテハ其ノ證據ヲ使用

スヘキ審級ノ裁判所ニ、其ノ提起前ニ在リテハ訊問ヲ受クヘキ者若ハ文書ヲ所持スル者ノ居所又ハ檢證物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

急迫ナル場合ニ於テハ訴ノ提起後ト雖前項ノ區裁判所ニ證據保全ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(旧法通)

第三百四十五條

證據保全ノ申立ニハ左ノ事項ヲ明ニスルコトヲ要ス

- 一 相手方ノ表示
- 二 證スヘキ事實
- 三 證據
- 四 證據保全ノ事由

證據保全ノ事由ハ之ヲ疏明スルコトヲ要ス

(旧法通)

第三百四十六條

證據保全ノ申立ハ相手方ヲ指定スルコト能ハサル場合ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ相手方ト爲ルヘキ者ノ爲ニ特別代理人ヲ選任スルコトヲ得

(旧法通)

第三百四十七條

裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ訴訟ノ繫屬中職權ヲ以テ證據保全ノ決定ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第三百四十八條 證據保全ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(旧法通) 第三百四十九條 證據調ノ期日ニハ申立人及相手方ヲ呼出スコトヲ要ス但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通) 第三百五十條 證據保全ニ關スル記録ハ本訴訟ノ記録ノ存スル裁判所ニ之ヲ送付スルコトヲ要ス

トヲ要ス

(旧法通) 第三百五十一條 證據保全ニ關スル費用ハ訴訟費用ノ一部トス

(新設) 第三百五十一條ノ二 證據保全ノ手續ニ於テ訊問シタル證人ニ付當事者カ口頭辯論ニ於ケル訊問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス

ケル訊問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス

(麥 更) 第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特則

旧第二章 區裁判所ノ訴訟手續

(麥 更) 第三百五十二條 簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手續ニ依リ迅速ニ紛議ヲ解決スルモノトス

ス

旧第三百五十二條 區裁判所ノ訴訟手續ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前

章ノ規定ヲ準用ス

(旧法通) 第三百五十三條 訴ハ口頭ヲ以テ之ヲ提起スルコトヲ得

(旧法通) 第三百五十四條 當事者雙方ハ任意ニ裁判所ニ出頭シ訴訟ニ付口頭辯論ヲ爲スコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ訴ノ提起ハ口頭ノ陳述ニ依リテ之ヲ爲ス

(麥 更) 第三百五十五條 被告カ反訴ヲ以テ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル請求ヲ爲シタル場合ニ於テ相手方ノ申立アルトキハ簡易裁判所ハ決定ヲ以テ本訴及反訴ヲ地方裁判所ニ移送ス

ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第三十二條及第三十四條ノ規定ヲ準用ス

移送ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

旧第三百五十五條 被告カ反訴ヲ以テ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル請求ヲ爲シタル場合ニ於テ相手方ノ申立アルトキハ區裁判所ハ決定ヲ以テ本訴及反訴ヲ地方裁判所ニ移送スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第三十二條及第三十四條ノ規定ヲ準用ス

規定ヲ準用ス

移送ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(麥 更) 第三百五十六條 民事上ノ争ニ付テハ當事者ハ請求ノ趣旨及原因並等ノ實情ヲ表示シテ

相手方ノ普通裁判籍所在地ヲ簡易裁判所ニ和解ノ申立ヲ爲スコトヲ得

和解調ヒタルトキハ之ヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス

和解調ハサル場合ニ於テ裁判所ハ和解ノ期日ニ出頭シタル當事者雙方ノ申立アルトキ

ハ直ニ訴訟ノ辯論ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ和解ノ申立ヲ爲シタル者ハ其ノ申立ヲ爲シタル時ニ於テ訴ヲ提起シタルモノト看做シ和解ノ費用ハ之ヲ訴訟費用ノ一部トス申立人又ハ相手方カ和解ノ期日ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ和解調ハサルモノト看做スコトヲ得

旧第三百五十六條 民事上ノ争ニ付テハ當事者ハ請求ノ趣旨及原因竝争ノ實情ヲ表示シテ相手方ノ普通裁判籍所在地ノ區裁判所ニ和解ノ申立ヲ爲スコトヲ得

和解調ヒタルトキハ之ヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス

和解調ハサル場合ニ於テ裁判所ハ和解ノ期日ニ出頭シタル當事者雙方ノ申立アルトキハ直ニ訴訟ノ辯論ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ和解ノ申立ヲ爲シタル者ハ其ノ申立ヲ爲シタ時ニ於テ訴ヲ提起シタルモノト看做シ和解ノ費用ハ之ヲ訴訟費用ノ一部トス

申立人又ハ相手方カ和解ノ期日ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ和解調ハサルモノト看做スコトヲ得

(新 設)

第三百五十六條ノ二 期日ニ於ケル呼出ハ第五百十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セサル當事者、證人又

(旧 法 通)

ハ鑑定人ニ對シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因ル不利益ヲ歸スルコトヲ得ス
第三百五十七條 口頭辯論ハ書面ヲ以テ之ヲ準備スルコトヲ要セス

相手方カ準備ヲ爲スニ非サレハ陳述ヲ爲スコト能ハスト認ムヘキ事項ハ前項ノ規定ニ拘ラス書面ヲ以テ之ヲ準備スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ準備書面ノ提出ニ代ヘ口頭辯論前直接ニ相手方ニ其ノ事項ヲ通知スルコトヲ得

第二百四十七條ノ規定ハ前項ノ通知ヲ爲ササル場合ニ之ヲ準用ス

(変 更)

第三百五十八條 第三百三十八條ノ規定ハ原告又ハ被告カ口頭辯論續行ノ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ本案ノ辯論ヲ爲ササル場合ニ之ヲ準用ス

旧第三百五十八條 準備手續ニ關スル規定ハ區裁判所ノ訴訟手續ニ之ヲ適用セス

(新 設)

第三百五十八條ノ二 調書ハ當事者ニ異議アル場合ヲ除クノ外裁判官ノ許可アルトキハ之ニ記載スヘキ事項ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ハ口頭辯論ノ方式ニ關スル規定ノ遵守竝和解、認諾、拋棄、取下及自白ニ付テハ之ヲ適用セス

(新 設)

第三百五十八條ノ三 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代ヘ書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得

(新 設) 第三百五十八條ノ四 裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ和解ヲ試ミルニ付司法委員ヲシテ補助ヲ爲サシメ又ハ司法委員ヲシテ審理ニ立會ハシメ事件ニ付其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

(新 設) 第三百五十八條ノ五 司法委員ノ員數ハ各事件ニ付一人以上トス
司法委員ハ毎年豫メ地方裁判所ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス前項ノ規定ニ依リ選任セラルル者ノ資格、員數其ノ他同項ノ選任ニ關シ必要ナル事項ハ最高裁判所之ヲ定ム

(新 設) 第三百五十八條ノ六 司法委員ニ對シテハ最高裁判所ノ定ムル額ノ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

(旧 法 通) 第三百五十九條 判決ニ事實及理由ヲ記載スルニハ請求ノ趣旨及原因ノ要旨、其ノ原因ノ有無並請求ヲ排斥スル理由タル抗辯ノ要旨ヲ表示スルヲ以テ足ル

(旧 法 通) 第三編 上 訴

(旧 法 通) 第一章 控 訴

(變 更) 第三百六十條 控訴ハ地方裁判所カ第一審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終

局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但シ終局判決後當事者雙方共ニ上告ヲ爲ス權利ヲ留保シテ控訴ヲ爲ササル旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條第二項ノ規定ハ前項ノ合意ニ之ヲ準用ス

旧第三百六十條 控訴ハ第一審ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但シ當事

者雙方共ニ控訴ヲ爲ササル旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ合意ハ上告ヲ爲ス權利ヲ留保シテ之ヲ爲スコトヲ得

第二十五條第二項ノ規定ハ第一項ノ合意ニ之ヲ準用ス

(旧 法 通) 第三百六十一條 訴訟費用ノ裁判ニ對シテハ獨立シテ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

(旧 法 通) 第三百六十二條 終局判決前ノ裁判ハ控訴裁判所ノ判斷ヲ受ク但シ不服ヲ申立ツルコト

ヲ得サル裁判及抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル裁判ハ此ノ限ニ在ラス

(旧 法 通) 第三百六十三條 控訴ハ控訴審ノ終局判決アル迄之ヲ取下クルコトヲ得

第二百三十六條第三項乃至第五項、第二百三十七條第一項及第二百三十八條ノ規定ハ

控訴ノ取下ニ之ヲ準用ス

(旧 法 通) 第三百六十四條 控訴ヲ爲ス權利ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得

(旧 法 通) 第三百六十五條 控訴權ノ拋棄ハ控訴提起前ニ在リテハ第一審裁判所、控訴提起後ニ在

リテハ控訴裁判所ニ對スル申述ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

控訴提起後ノ控訴權ノ拋棄ハ控訴ノ取下ト共ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

控訴權拋棄ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

(旧法通)

第三百六十六條 控訴ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

但シ其ノ期間前提起シタル控訴ノ效力ヲ妨ケス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

(旧法通)

第三百六十七條 控訴ノ提起ハ控訴狀ヲ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ニ提出シテ之ヲ爲

スコトヲ要ス

控訴狀ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 當事者及法定代理人

二 第一審判決ノ表示及其ノ判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨

(旧法通)

第三百六十八條 準備書面ニ關スル規定ハ控訴狀ニ之ヲ準用ス

(旧法通)

第三百六十九條 第一審裁判所ニ控訴狀ノ提出アリタルトキハ裁判所書記ハ訴訟記録ニ

控訴狀ヲ添附シテ遲滞ナク之ヲ控訴裁判所ノ書記ニ送付スルコトヲ要ス

控訴裁判所ニ控訴狀ノ提出アリタルトキハ裁判所書記ハ遲滞ナク第一審裁判所ノ書記

ニ訴訟記録ノ送付ヲ求ムルコトヲ要ス

(旧法通)

第三百七十條 第二百二十八條ノ規定ハ控訴狀カ第三百六十七條第二項ノ規定ニ違背ス

ル場合、法律ノ規定ニ從ヒ控訴狀ニ印紙ヲ貼用セサル場合及控訴狀ノ送達ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通)

第三百七十一條 控訴狀ハ之ヲ被控訴人ニ送達スルコトヲ要ス

(旧法通)

第三百七十二條 被控訴人ハ控訴權消滅ノ後ト雖口頭辯論ノ終結ニ至ル迄附帶控訴ヲ爲

スコトヲ得

(旧法通)

第三百七十三條 附帶控訴ハ控訴ノ取下アリタルトキ又ハ不適法トシテ控訴ノ棄却アリ

タルトキハ其ノ效力ヲ失フ但シ控訴ノ要件ヲ具備スルモノハ之ヲ獨立ノ控訴ト看做ス

(旧法通)

第三百七十四條 附帶控訴ニ付テハ控訴ニ關スル規定ニ依ル

(旧法通)

第三百七十五條 控訴裁判所ハ第一審ノ判決ニ付不服ノ申立ナキ部分ニ限り申立ニ因リ

決定ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲スコトヲ得

(旧法通)

第三百七十六條 假執行ニ關スル控訴審ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

前條ノ申立ヲ却下スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通)

第三百七十七條 口頭辯論ハ當事者カ第一審ノ判決ノ變更ヲ求ムル限度ニ於テノミ之ヲ

爲ス

當事者ハ第一審ニ於ケル口頭辯論ノ結果ヲ陳述スルコトヲ要ス

(變 更)

第三百七十八條 前編第一章乃至第三章ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外控訴審

ノ訴訟手續ニ之ヲ準用ス

旧第三百七十八條 前編第一章ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外控訴審ノ訴訟手續ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第三百七十九條 第一審ニ於テ爲シタル訴訟行爲ハ控訴審ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

(旧法通) 第三百八十條 第一審ニ於テ爲シタル準備手續ハ控訴審ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

(旧法通) 第三百八十一條 控訴審ニ於テハ當事者ハ第一審裁判所カ管轄權ヲ有セサルコトヲ主張スルコトヲ得ス但シ專屬管轄ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(旧法通) 第三百八十二條 反訴ハ相手方ノ同意アル場合ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

相手方カ異議ヲ述ヘスシテ反訴ノ本案ニ付辯論ヲ爲シタルトキハ反訴ノ提起ニ同意シタルモノト看做ス

(變 更) 第三百八十三條 不適法ナル控訴ニシテ其ノ欠缺カ補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第百十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

旧第三百八十三條 不適法ナル控訴ニシテ其ノ欠缺カ補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

(旧法通) 第三百八十四條 控訴裁判所ハ第一審判決ヲ相當トスルトキハ控訴ヲ棄却スルコトヲ要ス

ス

判決カ其ノ理由ニ依レハ不當ナル場合ニ於テモ他ノ理由ニ依リテ正當ナルトキハ控訴ヲ棄却スルコトヲ要ス

(新 設) 第三百八十四條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依リ控訴ヲ棄却スル場合ニ於テ控訴人カ訴訟

ノ完結ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ控訴ヲ提起シタルモノト認ムルトキハ控訴裁判所ハ之ニ對シ控訴狀ニ貼用スヘキ印紙金額ノ十倍以下ノ金錢ノ納付ヲ命スルコトヲ得

前項ノ裁判ハ判決主文ニ之ヲ掲クルコトヲ要ス

第一項ノ裁判ハ本案判決ヲ變更スル判決ノ言渡ニ因リ其ノ效力ヲ失フ

上告裁判所ハ上告ヲ棄却スル場合ニ於テモ第一項ノ裁判ヲ變更スルコトヲ得

(旧法通) 第三百八十五條 第一審判決ノ變更ハ不服申立ノ限度ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第三百八十六條 控訴裁判所ハ第一審判決ヲ不當トスルトキハ之ヲ取消スコトヲ要ス

(旧法通) 第三百八十七條 第一審ノ判決ノ手續カ法律ニ違背シタルトキハ控訴裁判所ハ判決ヲ取消スコトヲ要ス

消スコトヲ要ス

(旧法通) 第三百八十八條 訴ヲ不適法トシテ却下シタル第一審判決ヲ取消ス場合ニ於テハ控訴裁判所ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要ス

判所ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要ス

(旧法通) 第三百八十九條 前條ノ場合ノ外控訴裁判所カ第一審判決ヲ取消ス場合ニ於テ事件ニ付

尙辯論ヲ爲ス必要アルトキハ之ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得
第一審裁判所ニ於ケル訴訟手續カ法律ニ違背シタルコトヲ理由トシテ事件ヲ差戻スト
キハ其ノ訴訟手續ハ之ニ因リテ取消サレタルモノト看做ス

(旧法通) 第三百九十條 事件カ管轄違ナルコトヲ理由トシテ第一審判決ヲ取消ストキハ控訴裁判
所ハ判決ヲ以テ事件ヲ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ要ス

(旧法通) 第三百九十一條 判決ニ事實及理由ヲ記載スルニハ第一審判決ヲ引用スルコトヲ得

(旧法通) 第三百九十二條 訴訟完結シタル後上訴ノ提起ナクシテ上訴期間満了シタルトキハ裁判
所書記ハ判決又ハ第三百七十條ノ規定ニ依ル命令ノ正本ヲ訴訟記録ニ添附シ之ヲ第一
審裁判所ノ書記ニ送付スルコトヲ要ス

(旧法通) 第二章 上告

(麥 更) 第三百九十三條 上告ハ高等裁判所カ第二審又ハ第一審トシテ爲シタル終局判決ニ對シ
テハ最高裁判所ニ、地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ高等裁判
所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三百六十條第一項但書ノ場合ニ於テハ地方裁判所ノ判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、
簡易裁判所ノ判決ニ對シテハ高等裁判所ニ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得

旧第三百九十三條 上告ハ控訴審ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第三百六十條第二項ノ場合ニ於テハ第一審判決ニ對シ直ニ上告ヲ爲スコトヲ
得

(旧法通) 第三百九十四條 上告ハ判決カ法令ニ違背シタルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲ス
コトヲ得

(麥 更) 第三百九十五條 判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ニ違背シタルモノトス

- 一 法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ
 - 二 法律ニ依リ判決ニ關與スルコトヲ得サル裁判官カ判決ニ關與シタルトキ
 - 三 專屬管轄ニ關スル規定ニ違背シタルトキ
 - 四 法定代理權、訴訟代理權又ハ代理人カ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權ノ欠缺ア
リタルトキ
 - 五 口頭辯論公開ノ規定ニ違背シタルトキ
 - 六 判決ニ理由ヲ附セス又ハ理由ニ齟齬アルトキ
- 前項第四號ノ規定ハ第五十四條又ハ第八十七條ノ規定ニ依ル追認アルタル場合ニハ之
ヲ適用セス

旧第三百九十五條 判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ニ違背シタルモノトス

- 一 法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ
 - 二 法律ニ依リ判決ニ關與スルコトヲ得サル判事カ判決ニ關與シタルトキ
 - 三 專屬管轄ニ關スル規定ニ違背シタルトキ
 - 四 法定代理權、訴訟代理權又ハ代理人カ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權ノ欠缺アリタルトキ
 - 五 口頭辯論公開ノ規定ニ違背シタルトキ
 - 六 判決ニ理由ヲ附セス又ハ理由ニ齟齬アルトキ
- 前項第四號ノ規定ハ第五十四條又ハ第八十七條ノ規定ニ依ル追認アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第三百九十六條 前章ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外上告及上告審ノ訴訟手續ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第三百九十七條 上告裁判所ノ書記ハ原裁判所ノ書記ヨリ訴訟記録ノ送付ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ當事者ニ通知スルコトヲ要ス

(旧法通) 第三百九十八條 上告狀ニ上告ノ理由ヲ記載セサルトキハ前條ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日內ニ上告理由書ヲ提出スルコトヲ要ス

(旧法通) 第三百九十九條 上告人カ前條ノ規定ニ違背シ上告理由書ヲ提出セサルトキハ上告裁判

所ハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ得

(旧法通) 第四百條 裁判長ハ相當ノ期間ヲ定メ答辯書ヲ提出スヘキコトヲ被告人ニ命スルコトヲ得

(旧法通) 第四百一條 上告裁判所カ上告狀、上告理由書、答辯書其ノ他ノ書類ニ依リ上告ヲ理由ナシト認ムルトキハ口頭辯論ヲ經スシテ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スルコトヲ得

(旧法通) 第四百二條 上告裁判所ハ上告理由ニ基キ不服ノ申立アリタル限度ニ於テノミ調査ヲ爲ス

(旧法通) 第四百三條 原判決ニ於テ適法ニ確定シタル事實ハ上告裁判所ヲ羈束ス

(旧法通) 第四百四條 第三百九十三條第二項ノ規定ニ依ル上告アリタル場合ニ於テハ上告裁判所ハ原判決ニ於ケル事實ノ確定カ法律ニ違背シタルコトヲ理由トシテ其ノ判決ヲ破毀スルコトヲ得ス

(旧法通) 第四百五條 第四百二條乃至前條ノ規定ハ裁判所カ職權ヲ以テ調査スヘキ事項ニ之ヲ適用セス

(旧法通) 第四百六條 上告裁判所ハ原判決ニ付不服ノ申立ナキ部分ニ限り申立ニ因リ決定ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲スコトヲ得

(新設) 第四百六條ノ二 高等裁判所カ上告裁判所タル場合ニ於テ最高裁判所ノ定ムル事由アル

トキハ決定ヲ以テ事件ヲ最高裁判所ニ移送スルコトヲ要ス

(旧法通) 第四百七條 上告ヲ理由アリトスルトキハ上告裁判所ハ原判決ヲ破毀シ事件ヲ原裁判所

ニ差戻シ又ハ同等ナル他ノ裁判所ニ移送スルコトヲ要ス

差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ新口頭辯論ニ基キ裁判ヲ爲スコトヲ要ス但シ上告裁

判所カ破毀ノ理由ト爲シタル事實上及法律上ノ判斷ニ羈束セラル

原判決ニ關與シタル判事ハ前項ノ裁判ニ關與スルコトヲ得ス

(變 更) 第四百八條 左ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ事件ニ付裁判ヲ爲スコトヲ要ス

一 確定シタル事實ニ付法令ノ適用ヲ誤リタルコトヲ理由トシテ判決ヲ破毀スル場

合ニ於テ事件カ其ノ事實ニ基キ裁判ヲ爲スニ熟スルトキ

二 事件カ裁判所ノ權限ニ屬セサルコトヲ理由トシテ判決ヲ破毀スルトキ

旧第四百八條 左ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ事件ニ付裁判ヲ爲スコトヲ要ス

一 確定シタル事實ニ付法令ノ適用ヲ誤リタルコトヲ理由トシテ判決ヲ破

毀スル場合ニ於テ事件カ其ノ事實ニ基キ裁判ヲ爲スニ熟スルトキ

二 事件カ通常裁判所ノ權限ニ屬セサルコトヲ理由トシテ判決ヲ破毀スル

トキ

(旧法通) 第四百九條 差戻又ハ移送ノ判決アリタルトキハ裁判所書記ハ其ノ判決ノ正本ヲ訴訟記

録ニ添附シ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ノ書記ニ之ヲ送付スルコトヲ要ス

(新 設) 第四百九條ノ二 高等裁判所カ上告審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ其ノ判決ニ於

テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付爲シタル判斷ノ不當ナルコト

ヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ更ニ上告ヲ爲スコトヲ得

(新 設) 第四百九條ノ三 前條ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニハ其ノ性質ニ反セサル限り第二

審又ハ第一審ノ終局判決ニ對スル上告ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四百三條中原判決

トアルハ之ヲ地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決

トス

(新 設) 第四百九條ノ四 上告裁判所ノ判決ニ對シテハ其ノ判決カ法令ニ違背スルコトヲ理由ト

スル場合ニ限り其ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(新 設) 第四百九條ノ五 異議ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス

但シ其ノ期間前申立テタル異議ノ效力ヲ妨ケス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

(新 設) 第四百九條ノ六 異議ヲ理由アリトスルトキハ上告裁判所ハ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ要

ス

異議ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第九十三條ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第三章 抗 告

(旧法通) 第四百十條 口頭辯論ヲ經スシテ訴訟手續ニ關スル申立ヲ却下シタル決定又ハ命令ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第四百十一條 決定又ハ命令ヲ以テ裁判ヲ爲スコトヲ得サル事項ニ付決定又ハ命令ヲ爲シタルトキハ當事者ハ之ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得

(變 更) 第四百十二條 受命裁判官又ハ受託裁判官ノ裁判ニ對シ不服アル當事者ハ受託裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ裁判カ受託裁判所ノ裁判ナル場合ニ於テ之ニ對シ抗告ヲ爲シ得ルモノナルトキニ限ル

抗告ハ異議ニ付テノ裁判ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得
第一項ノ規定ハ最高裁判所又ハ高等裁判所ニ繫屬スル事件ニ付受命裁判官又ハ受託裁判官ノ爲シタル裁判ニ之ヲ準用ス

旧第四百十二條 受命判事又ハ受託判事ノ裁判ニ對シ不服アル當事者ハ受託裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ裁判カ受託裁判所ノ裁判ナル場合ニ於テ之ニ對シ抗告ヲ爲シ得ルモノナルトキニ限ル

抗告ハ異議ニ付テノ裁判ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得
第一項ノ規定ハ大審院ニ繫屬スル事件ニ付受命判事又ハ受託判事ノ爲シタル裁判ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第四百十三條 抗告裁判所ノ決定ニ對シテハ其ノ決定カ法令ニ違背シタルコトヲ理由トスル場合ニ限り更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第四百十四條 抗告及抗告裁判所ノ訴訟手續ニハ其ノ性質ニ反セサル限り第一章ノ規定ヲ準用ス但シ前條ノ抗告及之ニ關スル訴訟手續ニハ前章ノ規定ヲ準用ス

(旧法通) 第四百十五條 即時抗告ハ裁判ノ告知アリタル日ヨリ一週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

(旧法通) 第四百十六條 抗告ハ原裁判所又ハ抗告裁判所ニ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

抗告裁判所カ抗告ヲ受ケタル場合ニ於テ適當ト認ムルトキハ事件ヲ原裁判所ニ送付スルコトヲ得

(旧法通) 第四百十七條 原裁判所カ抗告ヲ受ケ又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ事件ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ抗告ヲ理由アリト認ムルトキハ其ノ裁判ヲ更正スルコトヲ要ス
抗告ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ事件ヲ抗告裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

(變 更) 第四百十八條 抗告ハ即時抗告ニ限り執行停止ノ效力ヲ有ス

抗告裁判所又ハ原裁判ヲ爲シタル裁判所若ハ裁判官ハ抗告ニ付決定アル迄原裁判ノ執行ヲ停止シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

旧第四百十八條 抗告ハ即時抗告ニ限り執行停止ノ效力ヲ有ス

抗告裁判所又ハ原裁判ヲ爲シタル裁判所若ハ判事ハ抗告ニ付決定アル迄原裁判ノ執行ヲ停止シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

(旧法通) 第四百十九條 抗告裁判所ハ抗告ニ付口頭辯論ヲ命セサル場合ニ於テハ抗告人其ノ他ノ

利害關係人ヲ審訊スルコトヲ得

(新 設) 第四百十九條ノ二 不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及命令ニ對シテハ其ノ裁判ニ於テ

法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所カ爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ特ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ抗告ノ提起期間ハ五日トス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

(新 設) 第四百十九條ノ三 前條ノ控告及之ニ關スル訴訟手續ニハ第四百十八條第二項ノ規定ヲ

準用スルノ外其ノ性質ニ反セサル限り第四百九條ノ二ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニ關スル規定ヲ準用ス

(旧法通) 第四編 再 審

(變 更) 第四百二十條 左ノ場合ニ於テハ確定ノ終局判決ニ對シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツル

コトヲ得但シ當事者カ上訴ニ依リ其ノ事由ヲ主張シタルトキ又ハ之ヲ知りテ主張セザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

一 法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ

二 法律ニ依リ裁判ニ關與スルコトヲ得サル裁判官カ裁判ニ關與シタルトキ

三 法定代理權、訴訟代理權又ハ代理人カ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權ノ欠缺アリタルトキ

四 裁判ニ關與シタル裁判官カ事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルトキ

五 刑事上罰スヘキ他人ノ行爲ニ因リ自白ヲ爲スニ至リタルトキ又ハ判決ニ影響ヲ

及ホスヘキ攻撃若ハ防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ妨ケラレタルトキ

六 判決ノ證據ト爲リタル文書其ノ他ノ物件カ偽造又ハ變造セラレタルモノナリシ

トキ

七 證人、鑑定人、通事又ハ宣誓シタル當事者若ハ法定代理人ノ虛偽ノ陳述カ判決

ノ證據ト爲リタルトキ

- 八 判決ノ基礎ト爲リタル民事若ハ刑事ノ判決其ノ他ノ裁判又ハ行政處分カ後ノ裁判又ハ行政處分ニ依リテ變更セラレタルトキ
 - 九 判決ニ影響ヲ及ホスヘキ重要ナル事項ニ付判斷ヲ遺脱シタルトキ
 - 十 不服ノ申立アル判決カ前ニ言渡サレタル確定判決ト抵觸スルトキ
- 前項第四號乃至第七號ノ場合ニ於テハ罰スヘキ行爲ニ付有罪ノ判決若ハ過料ノ裁判確定シタルトキ又ハ證據欠缺外ノ理由ニ因リ有罪ノ確定判決若ハ過料ノ確定裁判ヲ得ルコト能ハサルトキニ限り再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- 控訴審ニ於テ事件ニ付本案判決ヲ爲シタルトキハ第一審ノ判決ニ對シ再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

旧第四百二十條 左ノ場合ニ於テハ確定ノ終局判決ニ對シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得但シ當事者カ上訴ニ依リ其ノ事由ヲ主張シタルトキ又ハ之ヲ知リテ主張セサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ
- 二 法律ニ依リ裁判ニ關與スルコトヲ得サル判事カ裁判ニ關與シタルトキ
- 三 法定代理權、訴訟代理權又ハ代理人カ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル授權ノ欠缺アリタルトキ

- 四 裁判ニ關與シタル判事カ事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルトキ
 - 五 刑事上罰スヘキ他人ノ行爲ニ因リ自白ヲ爲スニ至リタルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ホスヘキ攻撃若ハ防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ妨ケラレタルトキ
 - 六 判決ノ證據ト爲リタル文書其ノ他ノ物件カ偽造又ハ變造セラレタルモノナリシトキ
 - 七 證人、鑑定人、通事又ハ宣誓シタル當事者若ハ法定代理人ノ虚偽ノ陳述カ判決ノ證據ト爲リタルトキ
 - 八 判決ノ基礎ト爲リタル民事若ハ刑事ノ判決其ノ他ノ裁判又ハ行政處分カ後ノ裁判又ハ行政處分ニ依リテ變更セラレタルトキ
 - 九 判決ニ影響ヲ及ホスヘキ重要ナル事項ニ付判斷ヲ遺脱シタルトキ
 - 十 不服ノ申立アル判決カ前ニ言渡サレタル確定判決ト抵觸スルトキ
- 前項第四號乃至第七號ノ場合ニ於テハ罰スヘキ行爲ニ付有罪ノ判決若ハ過料ノ裁判確定シタルトキ又ハ證據欠缺外ノ理由ニ因リ有罪ノ確定判決若ハ過料ノ確定裁判ヲ得ルコト能ハサルトキニ限り再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- 控訴審ニ於テ事件ニ付本案判決ヲ爲シタルトキハ第一審ノ判決ニ對シ再審ノ

訴ヲ提起スルコトヲ得ス

(旧法通) 第四百二十一條 判決ノ基本タル裁判ニ付前條ニ定メタル事由アルトキハ其ノ裁判ニ對シ獨立ノ不服ノ方法ヲ定メタル場合ニ於テモ其ノ事由ヲ以テ判決ニ對スル再審ノ理由ト爲スコトヲ得

(旧法通) 第四百二十二條 再審ハ不服ノ申立アル判決ヲ爲シタル裁判所ノ專屬管轄トス

審級ヲ異ニスル裁判所カ同一事件ニ付爲シタル判決ニ對スル再審ノ訴ハ上級裁判所併セテ之ヲ管轄ス

(旧法通) 第四百二十三條 再審ノ訴訟手續ニハ其ノ性質ニ反セサル限り各審級ニ於ケル訴訟手續ニ關スル規定ヲ準用ス

(旧法通) 第四百二十四條 再審ノ訴ハ當事者カ判決確定後再審ノ事由ヲ知リタル日ヨリ三十日內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス
判決確定後五年ヲ經過シタルトキハ再審ノ訴ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス
再審ノ事由カ判決確定後ニ生シタルトキハ前項ノ期間ハ其ノ事由發生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

(旧法通) 第四百二十五條 前條ノ規定ハ代理權ノ欠缺及第四百二十條第一項第十號ニ掲クル事項

ヲ理由トスル再審ノ訴ニハ之ヲ適用セス

(旧法通) 第四百二十六條 訴狀ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者及法定代理人
- 二 不服ノ申立アル判決ノ表示及其ノ判決ニ對シ再審ヲ求ムル旨
- 三 不服ノ理由

(旧法通) 第四百二十七條 本案ノ辯論及裁判ハ不服ノ範圍內ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得

不服ノ理由ハ之ヲ變更スルコトヲ得

(旧法通) 第四百二十八條 再審ノ事由アル場合ニ於テモ判決ヲ正當トスルトキハ裁判所ハ再審ノ訴ヲ却下スルコトヲ要ス

(旧法通) 第四百二十九條 即時抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル決定又ハ命令カ確定シタル場合ニ於テ第四百二十條第一項ニ掲クル事由アルトキハ確定判決ニ對スル第四百二十條乃至前條ノ規定ニ準シ再審ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第五編 督促手續

(旧法通) 第四百三十條 金錢其ノ他ノ代替物又ハ有價證券ノ一定ノ數量ノ給付ヲ目的トスル請求

ニ付テハ裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ支拂命令ヲ發スルコトヲ得但シ日本ニ於テ公示

送達ニ依ラスシテ其ノ命令ノ送達ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ニ限ル

(變 更) 第四百三十一條 督促手續ハ債務者ノ普通裁判籍所在地ノ簡易裁判所又ハ第九條ノ規定ニ依ル管轄簡易裁判所ノ專屬管轄トス

旧第四百三十一條 督促手續ハ債務者ノ普通裁判籍所在地ノ區裁判所又ハ第九條ノ規定ニ依ル管轄區裁判所ノ專屬管轄トス

(旧法通) 第四百三十二條 支拂命令ノ申立ニハ其ノ性質ニ反セサル限り訴ニ關スル規定ヲ準用ス

(旧法通) 第四百三十三條 支拂命令ノ申立カ第四百三十條若ハ管轄ニ關スル規定ニ違背スルトキ

又ハ申立ノ趣旨ニ依リ請求ノ理由ナキコト明ナルトキハ其ノ申立ハ之ヲ却下スルコトヲ要ス請求ノ一部ニ付支拂命令ヲ發スルコトヲ得サルトキ其ノ一部ニ付亦同シ

申立却下ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(旧法通) 第四百三十四條 支拂命令ハ債務者ヲ審訊セスシテ之ヲ發ス

債務者ハ支拂命令ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第四百三十五條 支拂命令ニハ當事者、法定代理人竝請求ノ趣旨及原因ヲ記載シ且債務

者カ支拂命令送達ノ日ヨリ二週間内ニ異議ヲ申立テサルトキハ債權者ノ申立ニ因リ假執行ノ宣言ヲ爲スヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

(旧法通) 第四百三十六條 支拂命令ハ之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス

(旧法通) 第四百三十七條 債務者カ假執行ノ宣言前異議ヲ申立テタルトキハ支拂命令ハ其ノ異議ノ範圍内ニ於テ效力ヲ失フ

(旧法通) 第四百三十八條 債務者カ支拂命令送達ノ日ヨリ二週間内ニ異議ヲ申立テサルトキハ裁判所ハ債權者ノ申立ニ因リ支拂命令ニ手續ノ費用額ヲ附記シ假執行ノ宣言ヲ爲スコト

ヲ要ス但シ其ノ宣言前異議ノ申立アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

假執行ノ宣言ハ支拂命令ノ原本及正本ニ之ヲ記載シ其ノ正本ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス

假執行ノ申立却下ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(旧法通) 第四百三十九條 債權者カ假執行ノ申立ヲ爲スコトヲ得ル時ヨリ三十日内ニ其ノ申立ヲ爲ササルトキハ支拂命令ハ其ノ效力ヲ失フ

(旧法通) 第四百四十條 假執行ノ宣言ヲ附シタル支拂命令送達ノ日ヨリ二週間ヲ經過シタルトキハ債務者ハ其ノ支拂命令ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

(變 更) 第四百四十一條 簡易裁判所カ異議ヲ不適法ト認ムルトキハ請求カ地方裁判所ノ管轄ニ

屬スル場合ニ於テモ決定ヲ以テ其ノ異議ヲ却下スルコトヲ要ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

旧第四百四十一條 區裁判所カ異議ヲ不適法ト認ムルトキハ請求カ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ決定ヲ以テ其ノ異議ヲ却下スルコトヲ要ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(變 更)

第四百四十二條 支拂命令ニ對シ適法ナル異議ノ申立アリタルトキハ異議アル請求ニ付テハ其ノ目的ノ價額ニ從ヒ支拂命令ノ申立ノ時ニ於テ其ノ命令ヲ發シタル簡易裁判所又ハ其ノ簡易裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ訴ノ提起アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ督促手續ノ費用ハ之ヲ訴訟費用ノ一部トス
前項ノ規定ニ依リテ地方裁判所ニ訴ノ提起アリタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ裁判所書記ハ遲滯ナク訴訟記録ヲ地方裁判所ノ書記ニ送付スルコトヲ要ス

旧第四百四十二條 支拂命令ニ對シ適法ナル異議ノ申立アリタルトキハ異議アル請求ニ付テハ其ノ目的ノ價額ニ從ヒ支拂命令ノ申立ノ時ニ於テ其ノ命令ヲ發シタル區裁判所又ハ其ノ區裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ訴ノ提起アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ督促手續ノ費用ハ之ヲ訴訟費用ノ一部トス
前項ノ規定ニ依リテ地方裁判所ニ訴ノ提起アリタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ裁判所書記ハ遲滯ナク訴訟記録ヲ地方裁判所ノ書記ニ送付スルコト

ヲ要ス

(旧法通)

第四百四十三條 假執行ノ宣言ヲ附シタル支拂命令ニ對シ異議ノ申立ナキトキ又ハ異議却下ノ決定確定シタルトキハ支拂命令ハ確定判決ト同一ノ效力ヲ有ス

(旧法通)

第四百四十四條乃至第四百四十六條 削除

(旧法通) 第六編 強制執行 (抜粹)

(旧法通) 第一章 總 則

(變 更)

第四百九十八條 判決ハ適法ナル異議ノ申立又ハ適法ナル上訴(第四百九條ノ二ノ上告ヲ除ク)ノ提起ニ付キ定メタル期間ノ滿了前ニハ確定セサルモノトス
判決ノ確定ハ異議若クハ上訴(第四百九條ノ二ノ上告ヲ除ク)ヲ其期間内ニ申立若クハ提起スルニ因リ之ヲ遮斷ス

旧第四百九十八條 判決ハ適法ナル故障ノ申立又ハ適法ナル上訴ノ提起ニ付キ定メタル期間ノ滿了前ニハ確定セサルモノトス
判決ノ確定ハ故障若クハ上訴ヲ其期間内ニ申立若クハ提起スルニ因リ之ヲ遮斷ス

(變) 更) **第五百條** 第四百九條ノ二ノ上告ノ提起アルトキ又ハ再審ヲ求ムル申立アルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保證ヲ立テシメ又ハ保證ヲ立テシメスシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命シ又ハ保證ヲ立テシメテ強制執行ヲ爲スコトヲ命シ及ヒ保證ヲ立テシメテ其爲シタル強制處分ヲ取消ス可キヲ命スルコトヲ得

保證ヲ立テシメスシテ爲ス強制執行ノ停止ハ其執行ニ因リ償フコト能ハサル損害ヲ生ス可キコトヲ疏明スルトキニ限り之ヲ許ス

右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得其裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

旧第五百條 再審ヲ求ムル申立アルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保證ヲ立テシメ又ハ保證ヲ立テシメスシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命シ又ハ保證ヲ立テシメテ強制執行ヲ爲スコトヲ命シ及ヒ保證ヲ立テシメテ其爲シタル強制處分ヲ取消ス可キヲ命スルコトヲ得

保證ヲ立テシメスシテ爲ス強制執行ノ停止ハ其執行ニ因リ償フコト能ハサル損害ヲ生ス可キコトヲ疏明スルトキニ限り之ヲ許ス

右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得其裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(變) 更) **第五百十三條** 本編ノ規定ニ從ヒ原告若クハ被告ニ保證ヲ立ツル義務ヲ負ハシメ若クハ保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲スコトヲ許シタル場合ニ於テハ原告若クハ被告ハ其普通裁判籍ヲ有スル地ノ地方裁判所又ハ執行裁判所ニ保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲スコトヲ得

保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲シタルコトニ付テハ求ニ因リ證明書ヲ付與ス可シ

第百十二條、第百十三條、第百十五條及ヒ第百十六條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル保證ニ付キ之ヲ準用ス

旧第五百十三條 本編ノ規定ニ從ヒ原告若クハ被告ニ保證ヲ立ツル義務ヲ負ハシメ若クハ保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲スコトヲ許シタル場合ニ於テハ原告若クハ被告ハ其普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所又ハ執行裁判所ニ保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲スコトヲ得

保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲シタルコトニ付テハ求ニ因リ證明書ヲ付與ス可シ

第百十二條、第百十三條、第百十五條及ヒ第百十六條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル保證ニ付キ之ヲ準用ス

(變) 更) **第五百十四條** 外國裁判所ノ判決ニ因レル強制執行ハ本邦ノ裁判所ニ於テ執行判決ヲ以テ其適法ナルコトヲ言渡シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

執行判決ヲ求ムル訴ニ付テハ債務者ノ普通裁判籍ヲ有スル地ノ地方裁判所之ヲ管轄シ

又普通裁判籍ナキトキハ第八條ノ規定ニ從ヒテ債務者ニ對スル訴ヲ管轄スル裁判所之ヲ管轄ス

一一三

旧第五百十四條 外國裁判所ノ判決ニ因レル強制執行ハ本邦ノ裁判所ニ於テ執

行判決ヲ以テ其適法ナルコトヲ言渡シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

執行判決ヲ求ムル訴ニ付テハ債務者ノ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所又ハ

地方裁判所之ヲ管轄シ又普通裁判籍ナキトキハ第八條ノ規定ニ從ヒテ債務者

ニ對スル訴ヲ管轄スル裁判所之ヲ管轄ス

(變) 更) 第五百二十七條 債權者ハ執行ヲ爲ス可キ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ

事務所ヲモ有セサルトキハ其所在地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ届出ツ可シ

旧第五百二十七條 債權者ハ執行ヲ爲ス可キ地ヲ管轄スル區裁判所ノ所在地ニ

住居ヲモ事務所ヲモ有セサルトキハ其所在地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所

ニ届出ツ可シ

(削) 除) 第五百三十條 削除

旧第五百三十條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對シテ爲ス強制執

行ハ其上班司令官廳ニ通知ヲシタル後ニ限り之ヲ始ムルコトヲ得

此官廳ハ債權者ノ求ニ因リ通知ノ受取證ヲ付與ス可シ

(變) 更) 第五百三十一條 強制執行ハ此法律ニ於テ別段ノ規定ナキトキニ限り執行吏之ヲ實施ス

債權者ハ強制執行ヲ委任スル爲ニ地方裁判所書記ノ補助ヲ求ムルコトヲ得

裁判所書記ノ委任シタル執行吏ハ債權者ノ委任シタルモノト看做ス

旧第五百三十一條 強制執行ハ此法律ニ於テ別段ノ規定ナキトキニ限り執達吏

之ヲ實施ス

債權者ハ強制執行ヲ委任スル爲ニ區裁判所書記ノ補助ヲ求ムルコトヲ得

裁判所書記ノ委任シタル執達吏ハ債權者ノ委任シタルモノト看做ス

(變) 更) 第五百三十三條 債權者執行力アル正本ヲ交付シテ強制執行ヲ委任シタルトキハ執行吏

ハ特別ノ委任ヲ受ケサルトキト雖モ支拂其他ノ給付ヲ受取リ其受取リタルモノニ付キ

有效ニ受取ノ證書ヲ作り之ヲ交付シ且債務者ニ於テ其義務ヲ完全ニ盡シタルトキハ執

行力アル正本ヲ債務者ニ交付スルコトヲ得

旧第五百三十三條 債權者執行力アル正本ヲ交付シテ強制執行ヲ委任シタルト

キハ執達吏ハ特別ノ委任ヲ受ケサルトキト雖モ支拂其他ノ給付ヲ受取リタル

モノニ付キ有效ニ受取ノ證書ヲ作り之ヲ交付シ且債務者ニ於テ其義務ヲ完全

ニ盡シタルトキハ執行力アル正本ヲ債務者ニ交付スルコトヲ得

(變) 更) 第五百三十四條 執行吏ハ執行力アル正本ヲ所持スルヲ以テ債務者及ヒ第三者ニ對シ強

一一三

制執行及ヒ前條ニ掲ケタル行爲ヲ實施スル權利ヲ有ス債權者ハ此等ノ者ニ對シ委任ノ欠缺又ハ制限ヲ主張スルコトヲ得ス

執行吏ハ其正本ヲ携帶シ關係人ノ求アルトキハ其資格ヲ證スル爲ニ之ヲ示ス可シ

旧第五百三十四條 執達吏ハ執行力アル正本ヲ所持スルヲ以テ債務者及ヒ第三

者ニ對シ強制執行及ヒ前條ニ掲ケタル行爲ヲ實施スル權利ヲ有ス債權者ハ此

等ノ者ニ對シ委任ノ欠缺又ハ制限ヲ主張スルコトヲ得ス

執達吏ハ其正本ヲ携帶シ關係人ノ求アルトキハ其資格ヲ證スル爲ニ之ヲ示ス

可シ

參

更

第五百三十五條

執行吏ハ債務者カ其義務ヲ完全ニ盡シタルトキハ執行力アル正本及ヒ受取ノ證ヲ之ニ交付シ又其義務ノ一分ヲ盡シタルトキハ執行力アル正本ニ其旨ヲ附記シ且受取ノ證ヲ債務者ニ交付ス可シ

債務者カ後ニ債權者ニ對シ受取ノ證ヲ求ムル權利ハ前項ノ規定ニ因リテ妨ケラルルコト無シ

旧第五百三十五條 執達吏ハ債務者カ其義務ヲ完全ニ盡シタルトキハ執行力ア

ル正本及ヒ受取ノ證ヲ之ニ交付シ又其義務ノ一分ヲ盡シタルトキハ執行力ア

ル正本ニ其旨ヲ附記シ且受取ノ證ヲ債務者ニ交付ス可シ

參

更

第五百三十六條

執行吏ハ執行ノ爲メ必要ナル場合ニ於テハ債務者ノ住居、倉庫及ヒ筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉及ヒ筐匣ヲ開カシムル權利ヲ有ス

抵抗ヲ受クル場合ニ於テハ執行吏ハ威力ヲ用キ且警察上ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

旧第五百三十六條 執達吏ハ執行ノ爲メ必要ナル場合ニ於テハ債務者ノ住居、

倉庫及ヒ筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉及ヒ筐匣ヲ開カシムル權利ヲ有ス

抵抗ヲ受クル場合ニ於テハ執達吏ハ威力ヲ用キ且警察上ノ援助ヲ求ムルコト

ヲ得若シ兵力ヲ要スルトキハ之ヲ執行裁判所ニ申立可シ

參

更

第五百三十七條

執行吏ハ執行行爲ヲ爲スニ際シ抵抗ヲ受クルトキ又ハ債務者ノ住居ニ於テ執行行爲ヲ爲スニ際シ債務者又ハ成長シタル共同居ノ親族若クハ雇人ニ出會ハサルトキハ成丁者二人又ハ市町村若クハ警察ノ吏員一人ヲ證人トシテ立會ハシム可シ

旧第五百三十七條 執達吏ハ執行行爲ヲ爲スニ際シ抵抗ヲ受クルトキ又ハ債務

者ノ住居ニ於テ執行行爲ヲ爲スニ際シ債務者又ハ成長シタル其家族若クハ雇

人ニ出會ハサルトキハ成丁者二人又ハ市町村若クハ警察ノ吏員一人ヲ證人ト

シテ立會ハシム可シ

(變 更) 第五百三十八條 強制執行ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル各人ニハ其求ニ因リ執行吏ノ記録

ノ閱覽ヲ許シ及ヒ記録中ニ存スル書類ノ謄本ヲ付與スルコトヲ要ス

旧第五百三十八條 強制執行ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル各人ニハ其求ニ因リ執

達吏ノ記録ノ閱覽ヲ許シ及ヒ記録中ニ存スル書類ノ謄本ヲ付與スルコトヲ要ス

(變 更) 第五百四十條 執行吏ハ各執行行為ニ付キ調書ヲ作ル可シ

此調書ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 調書ヲ作りタル場所、年月日

第二 執行行為ノ目的物及ヒ其重要ナル事情ノ略記

第三 執行ニ與カリタル各人ノ表示

第四 右各人ノ署名捺印

第五 調書ヲ其各人ニ讀聞セ又ハ閱覽セシメ其承諾ノ後署名捺印ヲ爲シタルコトノ

開示

第六 執行吏ノ署名捺印

第四號及ヒ第五號ノ要件ヲ具備スルコト能ハサルトキハ其理由ヲ記載ス可シ

旧第五百四十條 執達吏ハ各執行行為ニ付キ調書ヲ作ル可シ

此調書ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 調書ヲ作りタル場所、年月日

第二 執行行為ノ目的物及ヒ其重要ナル事情ノ略記

第三 執行ニ與カリタル各人ノ表示

第四 右各人ノ署名捺印

第五 調書ヲ其各人ニ讀聞セ又ハ閱覽セシメ其承諾ノ後署名捺印ヲ爲シタ

ルコトノ開示

第六 執達吏ノ署名捺印

第四號及ヒ第五號ノ要件ヲ具備スルコト能ハサルトキハ其理由ヲ記載ス可シ

(變 更) 第五百四十一條 執行行為ニ屬スル催告其他ノ通知ハ執行吏口頭ヲ以テ之ヲ爲シ且調書

ニ之ヲ記載ス可シ

若シ口頭ヲ以テ催告又ハ通知ヲ爲ス能ハサルトキハ第六十七條、第六十八條、第

百七十一條及ヒ第七十二條ノ規定ヲ準用シテ其調書ノ謄本ヲ送達シ又別ニ送達證ヲ

作ラサルトキハ調書ニ其送達ヲ爲シタルコトヲ記載ス可シ

若シ強制執行ノ地ニ於テモ執行裁判所ノ管轄内ニ於テモ送達ヲ爲ス能ハサルトキハ催

告又ハ通知ヲ受ク可キ者ニ郵便ヲ以テ調書ノ謄本ヲ送達シ且之ヲ郵便ニ付シタルコト

ヲ調書ニ記載ス可シ

旧第五百四十一條 執行行為ニ屬スル催告其他ノ通知ハ執達吏口頭ヲ以テ之ヲ爲シ且調書ニ之ヲ記載ス可シ

若シ口頭ヲ以テ催告又ハ通知ヲ爲ス能ハサルトキハ第六十七條、第六十八條、第七十一條及ヒ第七十二條ノ規定ヲ準用シテ其調書ノ謄本ヲ送達シ又別ニ送達證ヲ作ラサルトキハ調書ニ其送達ヲ爲シタルコトヲ記載ス可シ若シ強制執行ノ地ニ於テモ執行裁判所ノ管轄内ニ於テモ送達ヲ爲ス能ハサルトキハ催告又ハ通知ヲ受ク可キ者ニ郵便ヲ以テ調書ノ謄本ヲ送達シ且之ヲ郵便ニ付シタルコトヲ調書ニ記載ス可シ

(變)

更)

第五百四十三條

此法律ニ於テ裁判所ニ任カセタル執行行為ノ處分又ハ其行為ノ共力ハ執行裁判所トシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬ス

法律ニ於テ別段ニ裁判所ヲ指定セサル各箇ノ場合ニ於テハ執行手續ヲ爲ス可キ地又ハ之ヲ爲シタル地ヲ管轄スル地方裁判所ヲ以テ執行裁判所ト看做ス
執行裁判所ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

旧第五百四十三條 此法律ニ於テ裁判所ニ任カセタル執行行為ノ處分又ハ其行為ノ共力ハ執行裁判所トシテ區裁判所ノ管轄ニ屬ス
法律ニ於テ別段ニ裁判所ヲ指定セサル各箇ノ場合ニ於テハ執行手續ヲ爲スコ

キ地又ハ之ヲ爲シタル地ヲ管轄スル區裁判所ヲ以テ執行裁判所ト看做ス
執行裁判所ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

(變)

更)

第五百四十四條

強制執行ノ方法又ハ執行ニ際シ執行吏ノ遵守ス可キ手續ニ關スル申立及ヒ異議ニ付テハ執行裁判所之ヲ裁判ス又執行裁判所ハ第五百二十二條第二項ニ定メタル命ヲ發スル權ヲ有ス

執行吏カ執行委任ヲ受クルヲ拒ミ若クハ委任ニ從ヒ執行行為ヲ實施スルコトヲ拒ミタルトキ又ハ執行吏ノ計算セシ手数料ニ付キ異議アルトキハ執行裁判所ハ之ヲ裁判スル權ヲ有ス

旧第五百四十四條 強制執行ノ方法又ハ執行ニ際シ執達吏ノ遵守ス可キ手續ニ關ル申立及ヒ異議ニ付テハ執行裁判所之ヲ裁判ス又執行裁判所ハ第五百二十二條第二項ニ定メタル命ヲ發スル權ヲ有ス
執達吏カ執行委任ヲ受クルヲ拒ミ若クハ委任ニ從ヒ執行行為ヲ實施スルコトヲ拒ミタルトキ又ハ執達吏ノ計算セシ手数料ニ付キ異議アルトキハ執行裁判所ハ之ヲ裁判スル權ヲ有ス

(變)

更)

第五百四十九條

第三者カ強制執行ノ目的物ニ付キ所有權ヲ主張シ其他目的物ノ讓渡若クハ引渡ヲ妨クル權利ヲ主張スルトキハ訴ヲ以テ債權者ニ對シ其強制執行ニ對スル異

議ヲ主張シ又債務者ニ於テ其異議ヲ正當ナリトセサルトキハ債權者及ヒ債務者ニ對シテ之ヲ主張ス可シ

右訴ヲ債權者及ヒ債務者ニ對シテ起ストキハ之ヲ共同被告ト爲ス

右訴ハ執行裁判所ノ管轄ニ屬ス

強制執行ノ停止及ヒ既ニ爲シタル執行處分ノ取消ニ付テハ第五百四十七條及ヒ第五百四十八條ノ規定ヲ準用ス但執行處分ノ取消ハ保證ヲ立テシメスシテ之ヲ爲スコトヲ得

旧第五百四十九條 第三者カ強制執行ノ目的物ニ付キ所有權ヲ主張シ其他目的物ノ讓渡若クハ引渡ヲ妨クル權利ヲ主張スルトキハ訴ヲ以テ債權者ニ對シ其

強制執行ニ對スル異議ヲ主張シ又債務者ニ於テ其異議ヲ正當ナリトセサルト

キハ債權者及ヒ債務者ニ對シテ之ヲ主張ス可シ

右訴ヲ債權者及ヒ債務者ニ對シテ起ストキハ之ヲ共同被告ト爲ス

右訴ハ執行裁判所ノ管轄ニ屬ス然レトモ訴訟物カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサル

トキハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄ス

強制執行ノ停止及ヒ既ニ爲シタル執行處分ノ取消ニ付テハ第五百四十七條及

ヒ第五百四十八條ノ規定ヲ準用ス但執行處分ノ取消ハ保證ヲ立テシメスシテ

之ヲ爲スコトヲ得

(創 除) 第五百五十三條 創除

旧第五百五十三條 強制執行ノ開始後ニ戶主タリシ債務者カ其地位ヲ辭シ又ハ

之ヲ失ヒタルトキハ此變更ノ生セシ當時債務者ノ所持シタル財産ニ付キ前條

ノ規定ヲ準用ス

(創 除) 第五百五十六條 創除

旧第五百五十六條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對シ兵營及ヒ軍

專用廳舎又ハ軍艦ニ於テ強制執行ヲ爲スコキトキハ債權者ノ申立ニ因リ執行

裁判所ハ管轄ノ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス

囑託ニ因リ差押ヘタル物ハ債權者ノ委任シタル執達吏ニ之ヲ交付ス可シ

(變 更) 第五百六十條 前條ニ掲ケタル債務名義及ヒ訴訟上ノ和解並ニ請求ノ拋棄又ハ認諾ニ因

レル強制執行ニハ第五百十六條乃至第五百二十九條、第五百三十一條乃至第五百五十

二條、第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條ノ規定

ヲ準用ス但第五百六十一條、第五百六十二條ノ規定ニ依リ差異ノ生スルトキハ此限ニ

在ラス

旧第五百六十條 前條ニ掲ケタル債務名義及ヒ訴訟上ノ和解並ニ請求ノ拋棄又

ハ認諾ニ因レル強制執行ニハ第五百十六條乃至第五百五十八條ノ規定ヲ準用

ス但第五百六十一條、第五百六十二條ノ規定ニ依リ差異ノ生スルトキハ此限ニ在ラス

(變 更)

第五百六十一條

假執行ノ宣言ヲ付シタル支拂命令ニハ其命令ヲ發シタル後債權者又ハ債務者ニ於テ承繼アル場合ニ限り執行文ヲ附記スルコトヲ要ス

請求ニ關スル異議ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル支拂命令ノ送達後ニ生シタル原因ニ基クトキニ限り之ヲ許ス

執行文付與ニ付テノ訴又ハ請求ニ關シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付與ノ際到來シタルト認メタル承繼ヲ争フ訴ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル支拂命令ヲ發シタル簡易裁判所之ヲ管轄ス但其請求カ簡易裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキハ管轄地方裁判所ニ其訴ヲ起ス可シ

旧第五百六十一條

假執行ノ宣言ヲ付シタル支拂命令ニハ其命令ヲ發シタル後

債權者又ハ債務者ニ於テ承繼アル場合ニ限り執行文ヲ附記スルコトヲ要ス

請求ニ關スル異議ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル支拂命令ノ送達後ニ生シタル原

因ニ基クトキニ限り之ヲ許ス

執行文付與ニ付テノ訴又ハ請求ニ關シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付與ノ際到來シタルト認メタル承繼ヲ争フ訴ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル支拂命令ヲ發

シタル區裁判所之ヲ管轄ス但其請求カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキハ管轄地方裁判所ニ其訴ヲ起ス可シ

(變 更)

第五百六十一條ノ二

過料ノ裁判及ヒ第三百八十四條ノ二第一項ノ裁判ハ檢察官ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

旧第五百六十一條ノ二

過料ノ裁判ハ檢察官ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ

執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

(變 更)

第五百六十二條

公證人ノ作りタル證書ノ執行力アル正本ハ其證書ヲ保存スル公證人之ヲ付與ス

執行文付與ニ關スル異議ニ付テノ裁判及ヒ更ニ執行文付與ニ付テノ裁判ハ公證人職務上ノ住所ヲ有スル地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

請求ニ關スル異議ノ主張ニ付テハ第五百四十五條第二項ニ規定シタル制限ニ從ハス
執行文付與ニ付テノ訴又ハ請求ニ關シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付與ノ際證明シタルト認メタル事實ノ到來ニ係リ此ニ因リテ證書ノ執行ヲ爲シ得ヘキノヲ争フ訴ハ債務者カ本邦ニ於テ普通裁判籍ヲ有スル地ノ裁判所又ハ此裁判所ナキトキハ第八條ノ規定ニ從ヒテ債務者ニ對シ訴ヲ起シ得ヘキ裁判所之ヲ管轄ス

旧第五百六十二條 公證人ノ作りタル證書ノ執行力アル正本ハ其證書ヲ保存ス

ル公證人之ヲ付與ス

執行文付與ニ關スル異議ニ付テノ裁判及ヒ更ニ執行文付與ニ付テノ裁判ハ公證人職務上ノ住所ヲ有スル地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

請求ニ關スル異議ノ主張ニ付テハ第五百四十五條第二項ニ規定シタル制限ニ從ハス

執行文付與ニテ付テノ訴又ハ請求ニ關シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付與ノ際證明シタリト認メタル事實ノ到來ニ係リ此ニ因リテ證明ノ執行ヲ爲シ得ヘキモノヲ爭フ訴ハ債務者カ本邦ニ於テ普通裁判籍ヲ有スル地ノ裁判所又ハ此裁判所ナキトキハ第八條ノ規定ニ從ヒテ債務者ニ對シ訴ヲ起シ得ヘキ裁判所之ヲ管轄ス

(旧法通)

第二章 金錢ノ債權ニ付テノ強制執行

(旧法通)

第一節 動産ニ對スル強制執行

(旧法通)

第二款 有體動産ニ對スル強制執行

(變 更)

第五百六十六條 債務者ノ占有中ニ在ル有體動産ノ差押ハ執行吏其物ヲ占有シテ之ヲ爲ス

其物ハ債權者ノ承諾アルトキ又ハ其選撥ヲ爲スニ付キ重大ナル困難アルトキハ之ヲ債務者ノ保管ニ任ス可シ此場合ニ於テハ封印其他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスルトキニ限り其效力ヲ生ス

執行吏ハ債務者ニ其差押ヲ爲シタルコトヲ通知ス可シ

旧第五百六十六條 債務者ノ占有中ニ在ル有體動産ノ差押ハ執行吏其物ヲ占有シテ之ヲ爲ス

其物ハ債權者ノ承諾アルトキ又ハ其選撥ヲ爲スニ付キ重大ナル困難アルトキハ之ヲ債務者ノ保管ニ任ス可シ此場合ニ於テハ封印其他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスルトキニ限り其效力ヲ生ス

執行吏ハ債務者ニ其差押ヲ爲シタルコトヲ通知ス可シ

(變 更)

第五百七十條 左ニ掲クル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一 衣服、寢具、家具及ヒ厨具但此物カ債務者及ヒ其同居ノ親族ノ爲メ缺ク可カラサルトキニ限ル

第二 債務者及ヒ其同居ノ親族ニ必要ナル三ヶ月間ノ食料及ヒ薪炭

第三 技術者、職工、勞役者及ヒ穩婆ニ在テハ其營業上缺ク可カラサル物

第四 農業者ニ在テハ其農業上缺ク可カラサル農具、家畜、肥料及ヒ次ノ收穫マテ

農業ヲ續行スル爲メ缺ク可カラサル農産物

第五 官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、辯護士、公證人及ヒ醫師ニ在テハ其職業ヲ執行スル爲メ缺ク可カラサル物竝ニ身分相當ノ衣服

第六 官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ニ在テハ第六百十八條ニ規定スル職務上ノ收入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

第七 藥舖ニ在テハ調藥ヲ爲ス爲メ缺ク可カラサル器具及ヒ藥品

第八 勳章及ヒ名譽ノ證標

第九 實印其他職業ニ必要ナル印

第十 神體、佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物

第十一 系譜

第十二 債務者又ハ其同居ノ親族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其同居ノ親族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本

第十三 債務者及ヒ其同居ノ親族カ學校ニ於テ使用ニ供スル書籍

前項第二號ノ場合ニ於テ食料又ハ薪炭ニ各數種ノモノアルトキハ執行吏ハ債務者ノ利益ヲ考慮シテ差押ヲ爲ササル範圍ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ執行吏ハ一應差押ヲ爲シタル上執行裁判所ニ差押フ可キ物ノ指定ヲ求ムルコトヲ得此指定ニ對シテハ當事者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス
債務者ノ承諾アルトキハ第一項第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除ク外之ヲ差押フルコトヲ得

旧第五百十條 左ニ掲ケル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一 衣服、寢具、家具及ヒ厨具但此物カ債務者及ヒ其家族ノ爲メ缺ク可カラサルトキニ限ル

第二 債務者及ヒ其家族ニ必要ナル三ヶ月間ノ食料及ヒ薪炭

第三 技術者、職工、勞役者及ヒ隠婆ニ在テハ其營業上缺ク可カラサル物

第四 農業者ニ在テハ其農業上缺ク可カラサル農具、家畜、肥料及ヒ次ノ收穫マテ農業ヲ續行スル爲メ缺ク可カラサル農産物

第五 文武ノ官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、辯護士、公證人及ヒ醫師ニ在テハ其職業ヲ執行スル爲メ缺ク可カラサル物竝ニ身分相當ノ衣服

第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ニ在テハ第六百十八條ニ規定スル職務上ノ收入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押

ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

第七 藥舖ニ在テハ調藥ヲ爲ス爲メ缺ク可カラサル器具及ヒ藥品

第八 勳章及ヒ名譽ノ證標

第九 實印其他職業ニ必要ナル印

第十 神體、佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物

第十一 系譜

第十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又

ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本

第十三 債務者及ヒ其家族カ學校ニ於テ使用ニ供スル書籍

前項第二號ノ場合ニ於テ食料又ハ薪炭ニ各數種ノモノアルトキハ執達吏ハ債務者ノ利益ヲ考慮シテ差押ヲ爲ササル範圍ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏ハ一應差押ヲ爲シタル上執行裁判所ニ差押フ可キ物ノ指定ヲ求ムルコトヲ得此指定ニ對シテハ當事者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス債務者ノ承諾アルトキハ第一項第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除外之ヲ差押フルコトヲ得

(變 更) 第五百七十一條 差押物保存ノ爲メ特別ノ處分ヲ必要トスルトキハ執行吏ハ適當ノ方法

ヲ以テ之ヲ爲ス可シ若シ此カ爲ニ費用ヲ要スルトキハ債權者ヲシテ之ヲ豫納セシメ又債權者數名關係スルトキハ其要求額ノ割合ニ從ヒテ其各債權者ヨリ之ヲ豫納セシム可シ

旧第五百七十一條 差押物保存ノ爲メ特別ノ處分ヲ必要トスルトキハ執達吏ハ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ爲ス可シ若シ此カ爲ニ費用ヲ要スルトキハ債權者ヲシテ之ヲ豫納セシメ又債權者數名關係スルトキハ其要求額ノ割合ニ從ヒテ其各債權者ヨリ之ヲ豫納セシム可シ

(變 更) 第五百七十二條 執行吏ハ差押ヲ實施シタル後債權者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セスシテ以下數條ノ規定ニ從ヒテ公ノ競賣方法ヲ以テ其差押物ヲ賣却ス可シ

旧第五百七十二條 執達吏ハ差押ヲ實施シタル後債權者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セスシテ以下數條ノ規定ニ從ヒテ公ノ競賣方法ヲ以テ其差押物ヲ賣却ス可シ

(變 更) 第五百七十三條 競賣ス可キ物ノ中ニ高價ノモノ有ルトキハ執行吏ハ適當ナル鑑定人ヲシテ其評價ヲ爲サシム可シ

旧第五百七十三條 競賣ス可キ物ノ中ニ高價ノモノ有ルトキハ執達吏ハ適當ナル鑑定人ヲシテ其評價ヲ爲サシム可シ

(變 更) 第五百七十四條 差押金錢ハ之ヲ債權者ニ引渡ス可シ

執行吏カ金錢ヲ取立テタルトキハ債務者ヨリ支拂ヲ爲シタルモノト看做ス但保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲シテ執行ヲ免カルルコトヲ債務者ニ許シタルトキハ此限ニ在ラス

旧第五百七十四條 差押金錢ハ之ヲ債權者ニ引渡ス可シ

執行吏カ金錢ヲ取立テタルトキハ債務者ヨリ支拂ヲ爲シタルモノト看做ス但保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲シテ執行ヲ免カルルコトヲ債務者ニ許シタルトキハ此限ニ在ラス

(變 更) 第五百七十九條 執行吏賣得金ヲ領收シタルトキハ債務者ヨリ支拂ヲ爲シタルモノト看

做ス但保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲シテ執行ヲ免カルルコトヲ債務者ニ許シタルトキハ此限ニ在ラス

旧第五百七十九條 執行吏賣得金ヲ領收シタルトキハ債務者ヨリ支拂ヲ爲シタルモノト看做ス但保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲シテ執行ヲ免カルルコトヲ債務者ニ許シタルトキハ此限ニ在ラス

(變 更) 第五百八十條 金銀物ハ其金銀ノ實價ヨリ以下ニ競落スルコトヲ許サス其實價マテニ競

買ヲ爲ス者ナキトキハ執行吏ハ金銀ノ實價ニ達スル價額ヲ以テ適宜ニ之ヲ賣却スルコトヲ得

旧第五百八十條 金銀物ハ其金銀ノ實價ヨリ以下ニ競落スルコトヲ許サス其實價マテニ競買ヲ爲ス者ナキトキハ執行吏ハ金銀ノ實價ニ達スル價額ヲ以テ適宜ニ之ヲ賣却スルコトヲ得

(變 更) 第五百八十一條 執行吏有價證券ヲ差押ヘタルトキハ相場アルモノハ賣却日ノ相場ヲ以

テ適宜ニ之ヲ賣却シ其相場ナキモノハ一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ競賣ス可シ

旧第五百八十一條 執行吏有價證券ヲ差押ヘタルトキハ相場アルモノハ賣却日ノ相場ヲ以テ適宜ニ之ヲ賣却シ其相場ナキモノハ一般ノ規定ニ從ヒテ之ヲ競賣ス可シ

(變 更) 第五百八十二條 有價證券ノ記名ナルトキハ執行裁判所ハ買主ノ氏名ニ書換ヲ爲サシメ

及ヒ此カ爲メ必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リ爲ス權ヲ執行吏ニ與フルコトヲ得

旧第五百八十二條 有價證券ノ記名ナルトキハ執行裁判所ハ買主ノ氏名ニ書換ヲ爲サシメ及ヒ此カ爲メ必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リ爲ス權ヲ執行吏ニ與フルコトヲ得

(變 更) 第五百八十三條 無記名ノ證券ニシテ記名ニ換ヘ又ハ他ノ方法ニ依リ流通ヲ止メタルモ

ノナルトキハ執行裁判所ハ其流通回復ヲ爲サシメ及ヒ此カ爲メ必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リテ爲ス權ヲ執行吏ニ與フルコトヲ得

旧第五百八十三條 無記名ノ證券ニシテ記名ニ換ヘ又ハ他ノ方法ニ依リ流通ヲ止メタルモノナルトキハ執行裁判所ハ其流通回復ヲ爲サシメ及ヒ此カ爲メ必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リテ爲ス權ヲ執達吏ニ與フルコトヲ得

(麥) 更)

第五百八十四條 土地ヨリ離レサル前ニ差押ヘタル果實ノ競賣ハ其成熟ノ後始メテ之ヲ爲スコトヲ許ス執行吏ハ競賣ノ爲メ其收穫ヲ爲サシムル權利アリ

差押ヘタル蠶ノ競賣ハ全ク繭ト爲リタル後始メテ之ヲ爲スコトヲ許ス

旧第五百八十四條 土地ヨリ離レサル前ニ差押ヘタル果實ノ競賣ハ其成熟ノ後始メテ之ヲ爲スコトヲ許ス執達吏ハ競賣ノ爲メ其收穫ヲ爲サシムル權利アリ
差押ヘタル蠶ノ競賣ハ全ク繭ト爲リタル後始メテ之ヲ爲スコトヲ許ス

(麥) 更)

第五百八十五條 差押債權者、執行力アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者又ハ債務者ノ申立ニ因リ執行裁判所ハ前數條ノ規定ニ依ラス他ノ方法又ハ他ノ場所ニ於テ差押物ノ賣却ヲ爲スコキ旨又ハ執行吏ニ依ラス他ノ者ヲシテ競賣ヲ爲サシム可キ旨ヲ命スルコトヲ得

旧第五百八十五條 差押債權者、執行力アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者又ハ債務者ノ申立ニ因リ執行裁判所ハ前數條ノ規定ニ依ラス他ノ方法又ハ他ノ場所ニ於テ差押物ノ賣却ヲ爲スコキ旨又ハ執行吏ニ依ラス他ノ者ヲシテ競

(麥)

更)

第五百八十六條 執行吏ハ既ニ差押ヘタル物ニ付キ他ノ債權者ノ爲メ更ニ差押ヘノ手續ヲ爲スコトヲ得ス
賣ヲ爲サシム可キ旨ヲ命スルコトヲ得

執行吏ハ既ニ差押ヲ爲シタル執行吏ニ差押調書ノ閱覽ヲ求メテ物ノ照査ヲ爲シ未タ差押ニ係ラサル物アルトキハ之ヲ差押ヘ既ニ差押ヲ爲シタル執行吏ニ差押調書ヲ交付シ且總テノ差押物ヲ競賣ニ付スコキコトヲ求ム可シ若シ差押フ可キ物アラサルトキハ照査調書ヲ作り既ニ差押ヲ爲シタル執行吏ニ之ヲ交付ス可シ

前項ノ求ニ因リ執行ニ關スル債權者ノ委任ハ既ニ差押ヲ爲シタル執行吏ニ法律上移轉ス

假差押ニ係ル物ニ付テハ本條ノ規定ヲ適用セス

旧第五百八十六條 執達吏ハ既ニ差押ヘタル物ニ付キ他ノ債權者ノ爲メ更ニ差押ノ手續ヲ爲スコトヲ得ス

執達吏ハ既ニ差押ヲ爲シタル執達吏ニ差押調書ノ閱覽ヲ求メテ物ノ照査ヲ爲シ未タ差押ニ係ラサル物アルトキハ之ヲ差押ヘ既ニ差押ヲ爲シタル執達吏ニ差押調書ヲ交付シ且總テノ差押物ヲ競賣ニ付スコキコトヲ求ム可シ若シ差押フ可キ物アラサルトキハ照査調書ヲ作り既ニ差押ヲ爲シタル執達吏ニ之ヲ

交付ス可シ
前項ノ求ニ因リ執行ニ關スル債權者ノ委任ハ既ニ差押ヲ爲シタル執達吏ニ法律上移轉ス

假差押ニ係ル物ニ付テハ本條ノ規定ヲ適用セス

〔變〕

更)

第五百八十八條 適當ナル期間經過スルモ執行吏競賣ヲ爲ササルトキハ差押債權者及ヒ執行力アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者ハ一定ノ期間内ニ競賣ヲ爲ス可キコトヲ催告シ其催告ノ效アラサルトキハ相當ノ命令アランコトヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得

旧第五百八十八條 適當ナル期間經過スルモ執達吏競賣ヲ爲ササルトキハ差押債權者及ヒ執行力アル正本ニ因リ配當ヲ要求スル債權者ハ一定ノ期間内ニ競賣ヲ爲ス可キコトヲ催告シ其催告ノ效アラサルトキハ相當ノ命令アランコトヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得

〔變〕

更)

第五百九十條 前條ノ配當要求ハ其原因ヲ開示シ且裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ有セサル者ハ假住所ヲ選定シ執行吏ニ之ヲ爲ス可シ
旧第五百九十條 前條ノ配當要求ハ其原因ヲ開示シ且裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有セサル者ハ假住所ヲ選定シ執達吏ニ之ヲ爲ス可シ

〔變〕

更)

第五百九十一條 第五百八十六條第二項及ヒ第五百九十條ノ場合ニ於テ執行吏ハ配當要求ノ有リタルコトヲ配當ニ與カル各債權者及ヒ債務者ニ通知ス可シ
執行力アル正本ニ因ラスシテ配當ヲ要求スル債權者アルトキハ債務者ハ執行吏ノ通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ其債權ヲ認諾スルヤ否ヤヲ執行吏ニ申立ツ可シ
債務者カ認諾セサルコトヲ執行吏ヨリ通知アリタルトキハ債權者ハ其通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ債務者ニ對シ訴ヲ起シ其債權ヲ確定ス可シ

旧第五百九十一條 第五百八十六條第二項及ヒ第五百九十條ノ場合ニ於テ執達吏ハ配當要求ノ有リタルコトヲ配當ニ與カル各債權者及ヒ債務者ニ通知ス可シ
執行力アル正本ニ因ラスシテ配當ヲ要求スル債權者アルトキハ債務者ハ執達吏ノ通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ其債權ヲ認諾スルヤ否ヤヲ執達吏ニ申立ツ可シ
債務者カ認諾セサルコトヲ執達吏ヨリ通知アリタルトキハ債權者ハ其通知アリタルヨリ三日ノ期間内ニ債務者ニ對シ訴ヲ起シ其債權ヲ確定ス可シ

〔變〕

更)

第五百九十三條 賣得金ヲ以テ配當ニ與カル各債權者ヲ満足セシムルニ足ラサル場合ニ於テ債權者間ニ配當ノ協議調ハサルトキハ其賣得金ヲ供託ス可シ

數多ノ債權者ノ爲メ同時ニ金錢ヲ差押ヘタルトキ之ヲ以テ各債權者ヲ満足セシムルニ足ラサル場合ニ於テモ亦同シ

右ノ場合ニ於テ執行吏ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ツ可ク其届書ニハ執行手續ニ關スル書類ヲ添附ス可シ

旧第五百九十三條 賣得金ヲ以テ配當ニ與カル各債權者ヲ満足セシムルニ足ラサル場合ニ於テ債權者間ニ配當ノ協議調ハサルトキハ其賣得金ヲ供託ス可シ
數多ノ債權者ノ爲メ同時ニ金錢ヲ差押ヘタルトキ之ヲ以テ各債權者ヲ満足セシムルニ足ラサル場合ニ於テモ亦同シ

右ノ場合ニ於テ執達吏ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ツ可ク其届書ニハ執行手續ニ關スル書類ヲ添附ス可シ

(旧法通)

第三款 債權及ヒ他ノ財産權ニ對スル強制執行

(變 更)

第五百九十五條 執行裁判所トシテハ債務者ノ普通裁判籍ヲ有スル地ノ地方裁判所、此

地方裁判所ナキトキハ差押フヘキ債權ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所管轄權ヲ有ス
差押フヘキ債權ハ第三債務者ノ普通裁判籍ノ所在地ニ在ルモノトス但物ノ引渡ヲ目的トスル債權及ヒ物上ノ擔保權ヲ有スル債權ハ其物ノ所在地ニ在ルモノトス

旧第五百九十五條 執行裁判所トシテハ債務者ノ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁

判所、此區裁判所ナキトキハ差押フヘキ債權ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所管轄權ヲ有ス

差押フヘキ債權ハ第三債務者ノ普通裁判籍ノ所在地ニ在ルモノトス但物ノ引渡ヲ目的トスル債權及ヒ物上ノ擔保權ヲ有スル債權ハ其物ノ所在地ニ在ルモノトス

(變 更)

第六百三條 手形其他裏書ヲ以テ移轉スルコトヲ得ル證券ニ因レル債權ノ差押ハ執行吏

其證券ヲ占有シテ之ヲ爲ス

旧第六百三條 手形其他裏書ヲ以テ移轉スルコトヲ得ル證券ニ因レル債權ノ差押ハ執達吏其證券ヲ占有シテ之ヲ爲ス

(變 更)

第六百十五條 有體動産ノ請求ノ差押ニ付テハ其動産ヲ債權者ノ委任シタル執行吏ニ引

渡ス可キコトヲ命ス可シ

右動産ノ換價ニ付テハ差押物ノ換價ニ關スル規定ヲ適用ス

旧第六百十五條 有體動産ノ請求ノ差押ニ付テハ其動産ヲ債權者ノ委任シタル執達吏ニ引渡ス可キコトヲ命ス可シ

右動産ノ換價ニ付テハ差押物ノ換價ニ關スル規定ヲ適用ス

(變 更)

第六百十六條 不動産ノ請求ノ差押ニ付テハ債權者ノ申立ニ因リ其不動産ヲ不動産所在

地ノ地方裁判所ヨリ命シタル保管人ニ引渡ス可キコトヲ命ス可シ
引渡シタル不動産ニ付テノ強制執行ハ不動産ニ對スル強制執行ニ付テノ規定ニ從ヒテ
之ヲ爲ス

旧第六百十六條 不動産ノ請求ノ差押ニ付テハ債權者ノ申立ニ因リ其不動産ヲ
不動産所在地ノ區裁判所ヨリ命シタル保管人ニ引渡ス可キコトヲ命ス可シ
引渡シタル不動産ニ付テノ強制執行ハ不動産ニ對スル強制執行ニ付テノ規定
ニ從ヒテ之ヲ爲ス

第六百十八條 左ニ掲クル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

- 第一 法律上ノ養料
 - 第二 債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈惠ニ因リ受クル繼續ノ收入但債務者
及ヒ其同居ノ親族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル
 - 第三及ヒ第四 削除
 - 第五 官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及ヒ其遺
族ノ扶助料
 - 第六 職工、勞役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ爲ニ受クル報酬
- 第一號、第五號及ヒ第六號ニ掲ケル收入ニ付テハ一年間ニ受ク可キ總額ノ四分ノ三

ヲ超過スル部分ニ限リ之ヲ差押フルコトヲ得但シ差押ニ因リ債務者カ其生活上窮迫ノ
状態ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其二分ノ一ニ達スルマテ之ヲ差押フル
コトヲ得

旧第六百十八條 左ニ掲クル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

- 第一 法律上ノ養料
 - 第二 債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈惠ニ因リ受クル繼續ノ收入
但債務者及ヒ其家族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル
 - 第三 下士、兵卒ノ給料並ニ恩給及ヒ其遺族ノ扶助料
 - 第四 出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ屬スル軍人、軍屬ノ
職務上ノ收入
 - 第五 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、
恩給及ヒ其遺族ノ扶助料
 - 第六 職工、勞役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ爲ニ受クル報酬
- 第一號、第五號、第六號ノ場合ニ於テ職務上ノ收入、恩給其他ノ收入カ一年
年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得

第六百十八條ノ二 第五百七十條ノ二ノ規定ハ前條第二項本文ノ規定ニ依リ差押ヲ爲ス

場合ニ之ヲ準用ス

(更) 第六百二十條 執行力アル正本ヲ有スル債權者及ヒ民法ニ從ヒ配當ノ要求ヲ爲シ得ヘキ債權者ハ差押債權者カ取立ヲ爲シ其旨ヲ執行裁判所ニ届出ツルマテ又ハ執行吏カ賣得金ヲ領收スルマテ配當ヲ要求スルコトヲ得但執行力アル正本ニ因ラスシテ配當ヲ要求スル債權者ニ付テハ第五百九十條及ヒ第五百九十一條第二項第三項ノ規定ヲ適用ス

支拂ニ換ヘテノ轉付ノ命令アリタル後ハ配當ノ要求ヲ爲スコトヲ得ス

右配當要求ハ職權ヲ以テ之ヲ第三債務者、債務者及ヒ差押債權者ニ送達シ又既ニ爲シタル差押カ取消ト爲リタルトキハ執行力アル正本ニ因リ要求シタル債權者ノ爲メ要求ノ順序ニ因リ差押ノ效力ヲ生ス

旧第六百二十條 執行力アル正本ヲ有スル債權者及ヒ民法ニ從ヒ配當ノ要求ヲ爲シ得ヘキ債權者ハ差押債權者カ取立ヲ爲シ其旨ヲ執行裁判所ニ届出ツルマテ又ハ執行吏カ賣得金ヲ領收スルマテ配當ヲ要求スルコトヲ得但執行力アル正本ニ因ラスシテ配當ヲ要求スル債權者ニ付テハ第五百九十條及ヒ第五百九十一條第二項第三項ノ規定ヲ適用ス

支拂ニ換ヘテノ轉付ノ命令アリタル後ハ配當ノ要求ヲ爲スコトヲ得ス

右配當要求ハ職權ヲ以テ之ヲ第三債務者、債務者及ヒ差押債權者ニ送達シ又

既ニ爲シタル差押カ取消ト爲リタルトキハ執行力アル正本ニ因リ要求シタル債權者ノ爲メ要求ノ順序ニ因リ差押ノ效力ヲ生ス

(更) 第六百二十二條 請求カ不動産ニ關スルトキハ第三債務者ハ其不動産所在地ノ地方裁判所カ差押債權者又ハ第三債務者ノ申立ニ因リ命シタル保管人ニ事情ヲ開示シ且送達セラレタル命令ヲ添ヘ其不動産ヲ引渡ス權利ヲ有シ又ハ差押債權者ノ求ニ因リ之ヲ引渡ス義務アリ

旧第六百二十二條 請求カ不動産ニ關スルトキハ第三債務者ハ其不動産所在地ノ區裁判所カ差押債權者又ハ第三債務者ノ申立ニ因リ命シタル保管人ニ事情ヲ開示シ且送達セラレタル命令ヲ添ヘ其不動産ヲ引渡ス權利ヲ有シ又ハ差押債權者ノ求ニ因リ之ヲ引渡ス義務アリ

(旧法通)

第四款 配當手續

(更) 第六百二十九條 裁判所ハ配當表ニ關スル陳述及ヒ配當實施ノ爲メ期日ヲ指定シ其期日ニハ各債權者及ヒ債務者ヲ呼出ス可シ但債務者ノ所在明カナラサルトキ又ハ外國ニ在ルトキハ呼出ヲ爲スコトヲ要セス

配當表ハ各債權者及ヒ債務者ニ閱覽セシムル爲メ遅クトモ期日ノ三日前ニ裁判所ニ之ヲ備置ク可シ

旧第六百二十九條 裁判所ハ配當表ニ關スル陳述及ヒ配當實施ノ爲メ期日ヲ指定シ其期日ニハ各債權者及ヒ債務者ヲ呼出ス可シ但債務者ノ所在明カナラサルトキ又ハ外國ニ在ルトキハ呼出ヲ爲スコトヲ要セス
配當表ハ各債權者及ヒ債務者ニ閱覽セシムル爲メ遅クトモ期日ノ三日前ニ裁判所書記課ニ之ヲ備置ク可シ

(變 更) 第六百三十五條 異議ヲ申立テタル債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之ヲ管轄ス

旧第六百三十五條 異議ヲ申立テタル債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之ヲ管轄ス然レトモ訴訟物カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ其配當裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄ス若シ數箇ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ一ノ訴ヲ地方裁判所カ管轄スルトキハ其他ノ訴ヲモ亦之ヲ管轄ス但各債權者總テノ異議ニ付キ配當裁判所ノ裁判ヲ受ク可キコトヲ合意シタルトキハ此限ニ在ラス

(旧法通) 第二節 不動産ニ對スル強制執行

(旧法通) 第一款 通則

(變 更) 第六百四十一條 不動産ニ對スル強制執行ニ付テハ其不動産所在地ノ地方裁判所執行裁

判所トシテ之ヲ管轄ス若シ其不動産數箇ノ地方裁判所ノ管轄區内ニ散在スルトキハ各地方裁判所管轄權ヲ有ス此場合ニ於テ裁判所必要アリト認ムルトキハ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所ニ移送スルコトヲ得
強制執行ハ申立ニ因リテ裁判所之ヲ爲ス

旧第六百四十一條 不動産ニ對スル強制執行ニ付テハ其不動産所在地ノ區裁判所執行裁判所トシテ之ヲ管轄ス若シ其不動産數箇ノ區裁判所ノ管轄區内ニ散在スルトキハ各區裁判所管轄權ヲ有ス此場合ニ於テ裁判所必要アリト認ムルトキハ事件ヲ他ノ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得
強制執行ハ申立ニ因リテ裁判所之ヲ爲ス

(旧法通) 第二款 強制競賣

(變 更) 第六百四十三條 申立ニハ執行力アル正本ノ外左ノ證書ヲ添附ス可シ

- 第一 登記簿ニ債務者ノ所有トシテ登記シタル不動産ニ付テハ登記官吏ノ認證書
- 第二 登記簿ニ登記アラサル不動産ニ付テハ債務者ノ所有タルコトヲ證ス可キ證書
- 第三 地所ニ付テハ國郡市町村、字、番地、地目、反別若クハ坪數、土地臺帳ニ登録シタル賃貸價格及ヒ其地所ニ付キ納ム可キ一年ノ租稅其他ノ公課ヲ證ス可キ證書

第四 建物ニ付テハ國郡市町村、字、番地、構造ノ種類、建坪及ヒ其建物ニ付キ納ム可キ一ケ年ノ公課ヲ證ス可キ證書

第五 地所、建物ニ付キ賃貸借アル場合ニ於テハ其期限竝ニ借賃及ヒ借賃ノ前拂又ハ敷金ノ差入アルトキハ其額ヲ證ス可キ證書

第二號、第三號及ヒ第四號ノ要件ニ付テハ債權者公簿ヲ主管スル官廳ニ其證明書ヲ求ムルコトヲ得

第四號及ヒ第五號ノ要件ヲ證明スル能ハサルトキハ債權者ハ競賣申立ノ際其取調ヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得但此場合ニ於テハ裁判所ハ執行吏ヲシテ其取調ヲ爲サシム可シ

強制管理ノ爲メ既ニ不動産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ其執行記録ニ第一號乃至第五號ノ要件ヲ記載シタルモノ有ルトキハ其證書ヲ添附スルコトヲ要セス

旧第六百四十三條 申立ニハ執行力アル正本ノ外左ノ證書ヲ添附ス可シ

第一 登記簿ニ債務者ノ所有トシテ登記シタル不動産ニ付テハ登記判事ノ認證書

第二 登記簿ニ登記アラサル不動産ニ付テハ債務者ノ所有タルコトヲ證ス可キ證書

第三 地所ニ付テハ國郡市町村、字、番地、地目、反別若クハ坪數、土地臺帳ニ登録シタル賃貸價格及ヒ此地所ニ付キ納ム可キ一ケ年ノ租稅其ノ他ノ公課ヲ證ス可キ證書

第四 建物ニ付テハ國郡市町村、字、番地、構造ノ種類、建坪及ヒ其建物ニ付キ納ム可キ一ケ年ノ公課ヲ證ス可キ證書

第五 地所、建物ニ付キ賃貸借アル場合ニ於テハ其期限竝ニ借賃及ヒ借賃ノ前拂又ハ敷金ノ差入アルトキハ其額ヲ證ス可キ證書

第二號、第三號及ヒ第四號ノ要件ニ付テハ債權者公簿ヲ主管スル官廳ニ其證明書ヲ求ムルコトヲ得

第四號及ヒ第五號ノ要件ヲ證明スル能ハサルトキハ債權者ハ競賣申立ノ際其取調ヲ執行裁判所ニ申請スルコトヲ得但此場合ニ於テハ裁判所ハ執行吏ヲシテ其取調ヲ爲サシム可シ

強制管理ノ爲メ既ニ不動産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ其執行記録ニ第一號乃至第五號ノ要件ヲ記載シタルモノ有ルトキハ其證書ヲ添附スルコトヲ要セス

第六百五十一條 裁判所ハ競賣手續開始ノ決定ヲ爲ス際職權ヲ以テ競賣ノ申立アリタルコトヲ登記簿ニ記入ス可キ旨ヲ登記官吏ニ囑託ス可シ

登記官吏へ前項ノ囑託ニ從ヒテ記入ヲ爲ス可シ

旧第六百五十一條 裁判所ハ競賣手續開始ノ決定ヲ爲ス際職權ヲ以テ競賣ノ申立アリタルコトヲ登記簿ニ記入ス可キ旨ヲ登記判事ニ囑託ス可シ
登記判事へ前項ノ囑託ニ從ヒテ記入ヲ爲ス可シ

〔變〕

更)

第六百五十二條 登記官吏へ前條ニ掲ケタル記入ヲ爲シタル後登記簿ノ謄本ヲ裁判所ニ送付シ不動産上權利者ヨリ差出シタル證書アルトキハ其抄本ヲモ送付ス可シ

旧第六百五十二條 登記判事へ前條ニ掲ケタル記入ヲ爲シタル後登記簿ノ謄本ヲ裁判所ニ送付シ不動産上權利者ヨリ差出シタル證書アルトキハ其抄本ヲモ送付ス可シ

〔變〕

更)

第六百五十三條 豫メ知ルニ於テハ手續ノ開始ヲ妨ク可キ事實カ登記官吏ノ通知ニ依リ顯ハルルトキハ裁判所ハ其事情ニ因リ直チニ手續ヲ取消シ又ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル期間内ニ其障礙ノ消滅シタルコトヲ證明ス可キコトヲ債權者ニ命ス可シ其期間内ニ此證明ヲ爲ササルトキハ期間ノ滿了後職權ヲ以テ手續ヲ取消ス可シ

旧第六百五十三條 豫メ知ルニ於テハ手續ノ開始ヲ妨ク可キ事實カ登記判事ノ通知ニ依リ顯ハルルトキハ裁判所ハ其事情ニ因リ直チニ手續ヲ取消シ又ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル期間内ニ其障礙ノ消滅シタルコトヲ證明ス可キコト

ヲ債權者ニ命ス可シ其期間内ニ此證明ヲ爲ササルトキハ期間ノ滿了後職權ヲ以テ手續ヲ取消ス可シ

〔變〕

更)

第六百五十五條 裁判所ハ登記官吏及ヒ租稅其他ノ公課ヲ主管スル官廳ヨリ通知ヲ受ケタル後鑑定人ヲシテ不動産ノ評價ヲ爲サシメ其評價額ヲ以テ最低競賣價額ト爲ス

旧第六百五十五條 裁判所ハ登記判事及ヒ租稅其他ノ公課ヲ主管スル官廳ヨリ通知ヲ受ケタル後鑑定人ヲシテ不動産ノ評價ヲ爲サシメ其評價額ヲ以テ最低競賣價額ト爲ス

〔變〕

更)

第六百五十八條 競賣期日ノ公告ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 不動産ノ表示

第二 租稅其他ノ公課

第三 賃貸借アル場合ニ於テハ其期限並ニ借賃及ヒ借賃ノ前拂又ハ敷金ノ差入アルトキハ其額

第四 強制執行ニ因リ競賣ヲ爲ス旨

第五 競賣期日ノ場所、日時及ヒ競賣ヲ爲ス可キ執行吏ノ氏名並ニ住所

第六 最低競賣價額

第七 競落期日ノ場所及ヒ日時

第八 執行記録ヲ閱覽シ得ヘキ場所

第九 登記簿ニ記入ヲ要セサル不動産上權利ヲ有スル者其債權ヲ申出ツ可キ旨

第十 利害關係人競賣期日ニ出頭ス可キ旨

旧第六百五十八條 競賣期日ノ公告ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 不動産ノ表示

第二 租税其他ノ公課

第三 貸貸借アル場合ニ於テハ其期限並ニ借賃及ヒ借賃ノ前拂又ハ敷金ノ

差入アルトキハ其額

第四 強制執行ニ因リ競賣ヲ爲ス旨

第五 競賣期日ノ場所、日時及ヒ競賣ヲ爲ス可キ執達吏ノ氏名並ニ住所

第六 最低競賣價額

第七 競落期日ノ場所及ヒ日時

第八 執行記録ヲ閱覽シ得ヘキ場所

第九 登記簿ニ記入ヲ要セサル不動産上權利ヲ有スル者其債權ヲ申出ツ可

キ旨

第十 利害關係人競賣期日ニ出頭ス可キ旨

(麥 更)

第六百五十九條 競賣期日ハ公告ノ日ヨリ少ナクトモ十四日ノ後タル可シ

此期日ハ裁判所ノ意見ヲ以テ裁判所内又ハ其他ノ場所ニ於テ執行吏ヲシテ之ヲ開カシム

旧第六百五十九條 競賣期日ハ公告ノ日ヨリ少ナクトモ十四日ノ後タル可シ

此期日ハ裁判所ノ意見ヲ以テ裁判所内又ハ其他ノ場所ニ於テ執達吏ヲシテ之ヲ開カシム

(麥 更)

第六百六十二條ノ二 裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ本款ニ掲ケタル賣却條

件ヲ變更スルコトヲ得

右裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ執行吏ヲシテ不動産ニ付必要ナル取消ヲ爲サシムルコトヲ得

旧第六百六十二條ノ二 裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ本款ニ掲ケ

タル賣却條件ヲ變更スルコトヲ得

右裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ執達吏ヲシテ不動産ニ付キ必要ナル取調ヲ爲サシムルコトヲ得

〔變 更〕 第六百六十三條 競賣期日ヲ開キタル後執行吏ハ執行記録ヲ各人ノ閱覽ニ供シ又特別ノ賣却條件アルトキハ之ヲ告知シ且競買價額申出ヲ催告ス可シ

旧第六百六十三條 競賣期日ヲ開キタル後執達吏ハ執行記録ヲ各人ノ閱覽ニ供シ又特別ノ賣却條件アルトキハ之ヲ告知シ且競買價額申出ヲ催告ス可シ

〔變 更〕 第六百六十四條 競買人カ保證トシテ競買價額十分ノ一ニ當ル金額ヲ現金又ハ有價證券ヲ以テ直チニ執行吏ニ預クルトキニ非サレハ其競買ヲ許サス

旧第六百六十四條 競買人カ保證トシテ競買價額十分ノ一ニ當ル金額ヲ現金又ハ有價證券ヲ以テ直チニ執達吏ニ預クルトキニ非サレハ其競買ヲ許サス

〔變 更〕 第六百六十六條 執行吏ハ最高價競買人ノ氏名及ヒ其價額ヲ呼上ケタル後競賣ノ終局ヲ告知ス可シ

他ノ各競買人ハ右ノ告知ニ因リ其競買ノ責務ヲ免カレ且即時ニ保證ノ返還ヲ求ムル權利アリ

旧第六百六十六條 執達吏ハ最高價競買人ノ氏名及ヒ其價額ヲ呼上ケタル後競賣ノ終局ヲ告知ス可シ

他ノ各競買人ハ右ノ告知ニ因リ其競買ノ責務ヲ免カレ且即時ニ保證ノ返還ヲ求ムル權利アリ

〔變 更〕 第六百六十七條 競賣ニ付キ作ル可キ調書ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 不動産ノ表示

第二 差押債權者ノ表示

第三 執行記録ヲ各人ノ閱覽ニ供シタルコト又特別賣却條件アルトキハ之ヲ告知シタルコト

第四 競買價額ノ申出ヲ催告シタル日時

第五 總テノ競買價額並ニ其申出人ノ氏名、住所又ハ許ス可キ競買ノ申出ナキコト

第六 競賣ノ終局ヲ告知シタル日時

第七 競買ノ爲メ保證ヲ立テタルコト又ハ保證ヲ立テサル爲メ其競買ヲ許ササルコト

第八 最高價競買人ノ氏名及ヒ其價額ヲ呼上ケタルコト

最高價競買人及ヒ出頭シタル利害關係人ハ調書ニ署名捺印ス可シ若シ此等ノ者調書ノ作成前ニ退席シタルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

競買ノ保證ノ爲メ預リタル金錢又ハ有價證券ヲ返還シタルトキハ執行吏ハ受取證ヲ取リ之ヲ調書ニ添附ス可シ

旧第六百六十七條 競賣ニ付キ作ル可キ調書ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要

ス

第一 不動産ノ表示

第二 差押債権者ノ表示

第三 執行記録ヲ各人ノ閱覽ニ供シタルコト又特別賣却條件アルトキハ之ヲ告知シタルコト

第四 競買價額ノ申出ヲ催告シタル日時

第五 總テノ競買價額並ニ其申出人ノ氏名、住所又ハ許ス可キ競買ノ申出ナキコト

第六 競賣ノ終局ヲ告知シタル日時

第七 競買ノ爲メ保證ヲ立テタルコト又ハ保證ヲ立テサル爲メ其競買ヲ許ササルコト

第八 最高價買競人ノ氏名及ヒ其價額ヲ呼上ケタルコト

最高價競買人及ヒ出頭シタル利害關係人ハ調書ニ署名捺印ス可シ若シ此等ノ者調書ノ作成前ニ退席シタルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

競買ノ保證ノ爲メ預リタル金錢又ハ有價證券ヲ返還シタルトキハ執達吏ハ受取證ヲ取り之ヲ調書ニ添附ス可シ

(麥 更)

第六百六十八條 執行吏ハ調書及ヒ總テ競買ノ保證ノ爲メ預リタル金錢又ハ有價證券ニシテ返還セサルモノハ三日内ニ裁判所書記ニ之ヲ渡ス可シ

旧第六百六十八條 執達吏ハ調書及ヒ總テ競買ノ保證ノ爲メ預リタル金錢又ハ有價證券ニシテ返還セサルモノハ三日内ニ裁判所書記ニ之ヲ渡ス可シ

(麥 更)

第六百六十九條 最高價競買人執行裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有セサルトキハ其所在地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ届出ツ可シ若シ之ヲ怠リタルトキハ第七十條第二項及ヒ第七十三條ノ規定ヲ準用ス

住所ノ選定ハ執行吏ニ口述シ其調書ヲ作ラシメテ之ヲ爲スコトヲ得

旧第六百六十九條 最高價競買人執行裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有

セサルトキハ其所在地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ届出ツ可シ若シ之ヲ怠リタルトキハ第七十條第二項及ヒ第七十三條ノ規定ヲ準用ス

住所ノ選定ハ執行吏ニ口述シ其調書ヲ作ラシメテ之ヲ爲スコトヲ得

(麥 更)

第六百八十七條 競落人ハ代金ノ全額ヲ支拂ヒタル後ニ非サレハ不動産ノ引渡ヲ求ムルコトヲ得ス

競落人若クハ債権者競落ヲ許ス決定アリタル後引渡アルマテ管理人ヲシテ不動産ヲ管理セシメンコトヲ申立テタルトキハ裁判所ハ之ヲ命ス可シ

債務者カ引渡ヲ拒ミタルトキハ競落人若クハ債権者ノ申立ニ因リ裁判所ハ執行吏ヲシテ債務者ノ占有ヲ解キ其不動産ヲ管理人ニ引渡サシム可シ

旧第六百八十七條 競落人ハ代金ノ全額ヲ支拂ヒタル後ニ非サレハ不動産ノ引渡ヲ求ムルコトヲ得ス

競落人若クハ債権者競落ヲ許ス決定アリタル後引渡アルマテ管理人ヲシテ不動産ヲ管理セシメントコトヲ申立テタルトキハ裁判所ハ之ヲ命ス可シ

債務者カ引渡ヲ拒ミタルトキハ競落人若クハ債権者ノ申立ニ因リ裁判所ハ執行吏ヲシテ債務者ノ占有ヲ解キ其不動産ヲ管理人ニ引渡サシム可シ

(麥) 更) 第六百九十條 競賣申立カ競落ヲ許スコト無クシテ完結シタルトキハ裁判所ハ第六百五十一條ノ規定ニ從ヒテ爲シタル記入ノ抹消ヲ登記官吏ニ囑託ス可シ

旧第六百九十條 競賣申立カ競落ヲ許スコト無クシテ完結シタルトキハ裁判所ハ第六百五十一條ノ規定ニ從ヒテ爲シタル記入ノ抹消ヲ登記判事ニ囑託ス可シ

(麥) 更) 第七百條 配當表ヲ實施シタル後裁判所ハ配當調書及ヒ競落決定ノ正本ヲ登記官吏ニ送付シテ左ノ諸件ヲ囑託ス可シ

第一 競落人ノ所有權ノ登記

第二 競落人ノ引受ケサル不動産上負擔記入ノ抹消

第三 第六百五十一條ノ規定ニ從ヒ爲シタル記入ノ抹消

右登記及ヒ抹消ニ關スル總テノ費用ハ競落人之ヲ負擔ス可シ

旧第七百條 配當表ヲ實施シタル後裁判所ハ配當調書及ヒ競落決定ノ正本ヲ登記判事ニ送付シテ左ノ諸件ヲ囑託ス可シ

第一 競落人ノ所有權ノ登記

第二 競落人ノ引受ケサル不動産上負擔記入ノ抹消

第三 第六百五十一條ノ規定ニ從ヒ爲シタル記入ノ抹消

右登記及ヒ抹消ニ關スル總テノ費用ハ競落人之ヲ負擔ス可シ

(麥) 更) 第七百三條 入札ハ入札期日ニ於テ執行吏ニ之ヲ差出ス可シ

入札ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 入札人ノ氏名及ヒ住所

第二 不動産ノ表示

第三 入札價額

旧第七百三條 入札ハ入札期日ニ於テ執達吏ニ之ヲ差出ス可シ

入札ニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 第一 入札人ノ氏名及ヒ住所
- 第二 不動産ノ表示
- 第三 入札價額

(變 更)

第七百四條

執行吏ハ入札人ノ面前ニ於テ入札ヲ開封シ之ヲ朗讀ス可シ

二人以上同價額ノ入札アルトキハ執行吏ハ其者ヲシテ追加ノ入札ヲ爲サシメ最高價入札人ヲ定ム

一定ノ金額ヲ以テ入札價額ヲ表セスシテ他ノ入札價額ニ對スル比例ヲ以テ價額ヲ表シタル入札ハ之ヲ詐サス

旧第七百四條

執達吏ハ入札人ノ面前ニ於テ入札ヲ開封シ之ヲ朗讀ス可シ

二人以上同價額ノ入札アルトキハ執達吏ハ其者ヲシテ追加ノ入札ヲ爲サシメ最高價入札人ヲ定ム

一定ノ金額ヲ以テ入札價額ヲ表セスシテ他ノ入札價額ニ對スル比例ヲ以テ價額ヲ表シタル入札ハ之ヲ詐サス

(旧法通)

第三款 強制管理

(變 更)

第七百十一條

管理人ハ裁判所之ヲ任命ス但債權者ハ適當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得

管理人ハ管理及ヒ收益ノ爲メ自ラ不動産ヲ占有スル權ヲ有ス此場合ニ於テ抵抗ヲ受ク

ルトキハ執行吏ヲ立會ハシムルコトヲ得

管理人ノ任命ハ債務者ニ代リ第三者ノ給付ス可キ收益ヲ取立ツル權ヲ授與スルモノトス

旧第七百十一條

管理人ハ裁判所之ヲ任命ス但債權者ハ適當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得

トヲ得

管理人ハ管理及ヒ收益ノ爲メ自ラ不動産ヲ占有スル權ヲ有ス此場合ニ於テ抵抗ヲ受クルトキハ執達吏ヲ立會ハシムルコトヲ得

抗ヲ受クルトキハ執達吏ヲ立會ハシムルコトヲ得

管理人ノ任命ハ債務者ニ代リ第三者ノ給付ス可キ收益ヲ取立ツル權ヲ授與ス

ルモノトス

(變 更)

第七百十六條

強制管理ノ取消ハ裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

此取消ハ各債權者不動産ノ收益ヲ以テ辨濟ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

若シ管理續行ノ爲メ特別ノ費用ヲ要スルトキ債權者カ必要ナル金額ヲ豫納セサルニ於テハ裁判所ハ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得

裁判所ハ右ノ取消ヲ決定スル際登記官吏ニ強制管理ニ關スル記入ノ抹消ヲ囑託ス可シ

旧第七百十六條

強制管理ノ取消ハ裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ爲ス

此取消ハ各債權者不動産ノ收益ヲ以テ辨濟ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ之ヲ

爲ス
若シ管理續行ノ爲メ特別ノ費用ヲ要スルトキ債權者カ必要ナル金額ヲ豫納セ
サルニ於テハ裁判所ハ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得
裁判所ハ右ノ取消ヲ決定スル際登記判事ニ強制管理ニ關スル記入ノ抹消ヲ囑
託ス可シ

(旧法通)

第三節 船舶ニ對スル強制執行

(變 更)

第七百十八條 船舶ノ強制競賣ニ付テハ船舶カ差押ノ當時碇泊スル港ノ地方裁判所ヲ以
テ管轄執行裁判所トス

旧第七百十八條 船舶ノ強制競賣ニ付テハ船舶カ差押ノ當時碇泊スル港ノ區裁
判所ヲ以テ管轄執行裁判所トス

(變 更)

第七百二十五條 定繫港ノ地方裁判所管轄外ニ於テ差押ヲ爲シタルトキハ執行裁判所ハ
競賣期日ノ公告ヲ定繫港ノ地方裁判所ニ送付シ其裁判所ノ掲示板ニ提示ス可キコトヲ
囑託ス可シ

旧第七百二十五條 定繫港ノ區裁判所管轄外ニ於テ差押ヲ爲シタルトキハ執行
裁判所ハ競賣期日ノ公告ヲ定繫港ノ區裁判所ニ送付シ其裁判所ノ掲示板ニ揭

示ス可キコトヲ囑託ス可シ

(變 更)

第七百二十六條 船舶ノ股分ニ對スル強制執行ハ第六百二十五條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲
ス其執行ニ付テハ定繫港ノ地方裁判所之ヲ管轄ス

旧第七百二十六條 船舶ノ股分ニ對スル強制執行ハ第六百二十五條ノ規定ニ從
ヒテ之ヲ爲ス其執行ニ付テハ定繫港ノ區裁判所之ヲ管轄ス

(旧法通)

第三章 金錢ノ支拂ヲ目的トセサル債權ニ
付テノ強制執行

(變 更)

第七百三十條 債務者カ特定ノ動産又ハ代替物ノ一定ノ數量ヲ引渡ス可キトキハ執行吏
ハ之ヲ債務者ヨリ取上ケテ債權者ニ引渡ス可シ

旧第七百三十條 債務者カ特定ノ動産又ハ代替物ノ一定ノ數量ヲ引渡ス可キト
キハ執行吏ハ之ヲ債務者ヨリ取上ケテ債權者ニ引渡ス可シ

(變 更)

第七百三十一條 債務者カ不動産又ハ人ノ住居スル船舶ヲ引渡シ又ハ明渡ス可キトキハ
執行吏ハ債務者ノ占有ヲ解キ債權者ニ其占有ヲ得セシム可シ

此強制執行ハ債權者又ハ其代理人カ受取ノ爲メ出頭シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ
得

強制執行ノ目的物ニ非サル動産ハ執行吏之ヲ取除キテ債務者ニ引渡ス可シ若シ債務者不在ナルトキハ其代理人又ハ債務者ノ成長シタル同居ノ親族若クハ雇人ニ之ヲ引渡ス可シ

債務者及ヒ前項ニ掲ケタル者不在ナルトキハ執行吏ハ右ノ動産ヲ債務者ノ費用ニテ保管ニ付ス可シ

債務者カ其動産ノ受取ヲ怠ルトキハ執行吏ハ執行裁判所ノ許可ヲ得テ差押物ノ競賣ニ關スル規定ニ從ヒテ之ヲ賣却シ其費用ヲ控除シタル後其代金ヲ供託ス可シ

旧第七百三十一條 債務者カ不動産又ハ人ノ住居スル船舶ヲ引渡シ又ハ明渡ス可キトキハ執達吏ハ債務者ノ占有ヲ解キ債權者ニ其占有ヲ得セシム可シ

此強制執行ハ債權者又ハ其代理人カ受取ノ爲メ出頭シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

強制執行ノ目的物ニ非サル動産ハ執達吏之ヲ取除キテ債務者ニ引渡ス可シ若シ債務者不在ナルトキハ其代理人又ハ債務者ノ成長シタル家族若クハ雇人ニ之ヲ引渡ス可シ

債務者及ヒ前項ニ掲ケタル者不在ナルトキハ執達吏ハ右ノ動産ヲ債務者ノ費用ニテ保管ニ付ス可シ

債務者カ其不動産ノ受取ヲ怠ルトキハ執達吏ハ執行裁判所ノ許可ヲ得テ差押物ノ競賣ニ關スル規定ニ從ヒテ之ヲ賣却シ其費用ヲ控除シタル後其代金ヲ供託ス可シ

(旧法通) 第四章 假差押及ヒ假處分

(變 更) 第七百三十九條 假差押ノ命令ハ假ニ差押フ可キ物ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ本案ノ管轄裁判所之ヲ管轄ス

旧第七百三十九條 假差押ノ命令ハ假ニ差押フ可キ物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ本案ノ管轄裁判所之ヲ管轄ス

(變 更) 第七百五十條 動産ニ對スル假差押ノ執行ハ各差押ト同一ノ原則ニ從ヒテ之ヲ爲ス

債權ノ假差押ニ付テハ其命令ヲ發シタル裁判所ヲ以テ管轄執行裁判所トス
債權ノ假差押ニ付テハ第三債務者ニ對シ債務者ニ支拂ヲ爲スコトヲ禁スル命令ノミヲ爲ス可シ

假差押ノ金錢ハ之ヲ供託ス可シ其他假差押物ノ競賣及ヒ假差押有價證券ノ換價ハ一時之ヲ爲サス然レトモ假差押物ニ著シキ價額ノ減少ヲ生スル恐アルトキ又ハ其貯藏ニ付キ不相應ナル費用ヲ生ス可キトキハ執行裁判所ハ申立ニ因リ其物ヲ競賣シ賣得金ヲ供

託ス可キ旨ヲ執行吏ニ命スルコトヲ得

旧第七百五十條 動産ニ對スル假差押ノ執行ハ各差押ト同一ノ原則ニ從ヒテ之ヲ爲ス

債權ノ假差押ニ付テハ其命令ヲ發シタル裁判所ヲ以テ管轄執行裁判所トス債權ノ假差押ニ付テハ第三債務者ニ對シ債務者ニ支拂ヲ爲スコトヲ禁スル命令ノミヲ爲ス可シ

假差押ノ金錢ハ之ヲ供託ス可シ其他假差押物ノ競賣及ヒ假差押有價證券ノ換價ハ一時之ヲ爲サス然レトモ假差押物ニ著シキ價額ノ減少ヲ生スル恐アルトキ又ハ其貯藏ニ付キ不相應アル費用ヲ生ス可キトキハ執行裁判所ハ申立ニ因リ其物ヲ競賣シ賣得金ヲ供託ス可キ旨ヲ執達吏ニ命スルコトヲ得

(變) 更) 第七百六十一條 急迫ナル場合ニ於テハ係争物ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ハ假處分ノ當否ニ付テノ口頭辯論ノ爲メ本案ノ管轄裁判所ニ相手方ヲ呼出ス可キ申立ノ期間ヲ定メ假處分ヲ命スルコトヲ得

此期間ヲ徒過シタル後地方裁判所ハ申立ニ因リ其命シタル假處分ヲ取消ス可シ
右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

旧第七百六十一條 急迫ナル場合ニ於テハ係争物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所

ハ假處分ノ當否ニ付テノ口頭辯論ノ爲メ本案ノ管轄裁判所ニ相手方ヲ呼出ス可キ申立ノ期間ヲ定メ假處分ヲ命スルコトヲ得
此期間ヲ徒過シタル後區裁判所ハ申立ニ因リ其命シタル假處分ヲ取消ス可シ
右裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

民法通) 第七編 公示催告手續 (抜粹)

(變) 更) 第七百六十四條 請求又ハ權利ノ届出ヲ爲サシムル爲メノ裁判上ノ公示催告ハ其届出ヲ爲ササルトキハ失權ヲ生スル效力ヲ以テ法律ニ定メタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得
公示催告手續ハ簡易裁判所之ヲ管轄ス

旧第七百六十四條 請求又ハ權利ノ届出ヲ爲サシムル爲メノ裁判上ノ公示催告ハ其届出ヲ爲ササルトキハ失權ヲ生スル效力ヲ以テ法律ニ定メタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

公示催告手續ハ區裁判所之ヲ管轄ス

(變) 更) 第七百七十四條 除權判決ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

除權判決ニ對シテハ左ノ場合ニ於テ申立人ニ對スル訴ヲ以テ催告裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第一 法律ニ於テ公示催告手續ヲ許ス場合ニ非サルトキ

第二 公示催告ニ付テノ公告ヲ爲サス又ハ法律ニ定メタル方法ヲ以テ公告ヲ爲ササルトキ

第三 公示催告ノ期間ヲ遵守セサルトキ

第四 判決ヲ爲ス裁判官カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタルトキ

第五 請求又ハ權利ノ届出アリタルニ拘ハラズ判決ニ於テ其届出ヲ法律ニ從ヒ願ミサルトキ

第六 第四百二十條第四號乃至第八號ノ場合ニ於テ再審ノ訴ヲ許ス條件ノ存スルトキ

旧第七百七十四條 除權判決ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

除權判決ニ對シテハ左ノ場合ニ於テ申立人ニ對スル訴ヲ以テ催告裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第一 法律ニ於テ公示催告手續ヲ許ス場合ニ非サルトキ

第二 公示催告ニ付テノ公告ヲ爲サス又ハ法律ニ定メタル方法ヲ以テ公告ヲ爲ササルトキ

第三 公示催告ノ期間ヲ遵守セサルトキ

第四 判決ヲ爲ス判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタルトキ

第五 請求又ハ權利ノ届出アリタルニ拘ハラズ判決ニ於テ其届出ヲ法律ニ從ヒ願ミサルトキ

第六 第四百二十條第四號乃至第八號ノ場合ニ於テ再審ノ訴ヲ許ス條件ノ存スルトキ

(旧法通) 第八編 仲裁手續 (抜萃)

(參 更) 第七百九十二條 當事者ハ裁判官ヲ忌避スル權利アルト同一ノ理由及ヒ條件ヲ以テ仲裁人ヲ忌避スルコトヲ得

此他仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ其責務ノ履行ヲ不當ニ遲延スルトキハ亦之ヲ忌避スルコトヲ得

無能力者、聾者、啞者及ヒ公權ノ剝奪又ハ停止中ノ者ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

旧第七百九十二條 當事者ハ判事ヲ忌避スル權利アルト同一ノ理由及ヒ條件ヲ以テ仲裁人ヲ忌避スルコトヲ得

此他仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ其責務ノ履行ヲ不當ニ遲延スルトキハ亦之ヲ忌避スルコトヲ得

(變 更)

無能力者、聾者、啞者及ヒ公權ノ剝奪又ハ停止中ノ者ハ之ヲ應避スルコトヲ得
第七百九十九條 仲裁判斷ニハ其作リタル年月日ヲ記載シテ仲裁人之ニ署名捺印ス可シ
仲裁人ノ署名捺印シタル判斷ノ正本ハ之ヲ當事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ證書ヲ添ヘ
テ管轄裁判所ニ之ヲ預ケ置ク可シ

旧第七百九十九條 仲裁判斷ニハ其作リタル年月日ヲ記載シテ仲裁人之ニ署名
捺印ス可シ
仲裁人ノ署名捺印シタル判斷ノ正本ハ之ヲ當事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ證

書ヲ添ヘテ管轄裁判所ノ書記課ニ之ヲ預ケ置ク可シ
第八百五條 仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコト、仲裁手續

(變 更)

ヲ許ス可カラサルコト、仲裁判斷ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ爲スコトヲ目的トスル
訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シタル簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ其指定ナキト
キハ請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ
管轄ス

前項ニ依リ管轄ヲ有スル裁判所數箇アルトキハ當事者又ハ仲裁人カ最初ニ關係セシメ
タル裁判所之ヲ管轄ス
旧第八百五條 仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコ

ト、仲裁手續ヲ許ス可カラサルコト、仲裁判斷ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ
爲スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シタル區裁判所又ハ地方裁
判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有
ス可キ區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄ス
前項ニ依リ管轄ヲ有スル裁判所數箇アルトキハ當事者又ハ仲裁人カ最初ニ關
係セシメタル裁判所之ヲ管轄ス

附 則 (大正十五年法律第六十一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和四年勅令第百五號ヲ以テ同年十月一日ヨリ
施行)

附 則 (昭和六年法律第十七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和六年勅令第百八十九號ヲ以テ同年八月一日
ヨリ施行) 但シ第六百四十三條ノ改正規定ハ地租法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十年法律第十五號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十年勅令第八十九號ヲ以テ同年五月一日ヨ
リ施行)

本法施行前ニ開始シタル強制執行ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル但シ第五百七十條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ開始シタル強制執行ニ付テモ亦之ヲ適用ス
國稅徵收法第十六條第二號中「一箇月」ヲ「三箇月」ニ改ム

附則第二項本文ノ規定ハ前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ關シ之ヲ準用ス

附則(昭和十三年法律第十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年勅令第三百七十三號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ開始シタル強制執行ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附則(昭和十六年法律第五十七號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十六年三月八日公布)

附則(昭和二十三年法律第四百十九號)

第一條 この法律中、附則第八條以外の規定は、昭和二十四年一月一日から、附則第八條の規定は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第二條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民事訴訟法をいふ、旧法とは、従前の民事訴訟法をいう。

第三條 新法は、特別の定めある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び昭和二十二年法律第七十五號によつて生じた効力を妨げない。

第四條 新法第七十九條第一項但書及び第二項の規定は、地方裁判所が裁判所法施行令第三條第一項の規定に基いて従前の例によれば区裁判所の権限に属する事件を取り扱う場合にこれを準用する。

第五條 新法施行前に旧法によつて過料に処すべき行爲をした者で新法施行の際まだその裁判を受けていないものは、旧法により処罰する。

第六條 東京高等裁判所が裁判所法施行令第四條の規定により裁判権を有する事件についてした終局判決については、新法第三百九十三條の規定は、これを適用しない。

前項の終局判決については、新法第四百九條ノ二及び第四百九條ノ三の規定を準用する。

第七條 昭和二十年法律第四十六號の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五條」を削る。

第八條 昭和二十二年法律第七十五號の一部を次のように改正する。

第八條を削る。

附則第二項中「昭和二十三年七月十五日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。

民事訴訟用印紙法

(明治二十三年八月十六日法律第六十五號)

改正、明治四三—法律一五、大正一五—法律六四、昭和六一—法律一八、昭和二三—法律一

〇一

民事訴訟用印紙法

第一條 民事訴訟ノ書類ニハ以下數條ノ規定ニ從ヒ其正本ニ印紙ヲ貼用ス可シ但裁判所書記ニ口述シテ調書ヲ作ラシメタルトキハ其調書ニ印紙ヲ貼用ス可シ

第二條 財産權上ノ請求ニ係ル第一審ノ訴狀ニハ訴訟物ノ價額ニ應シ左ノ區別ニ從ヒ印紙ヲ貼用ス可シ

訴訟物ノ價額金五百圓マテ 十五圓

同 二千圓マテ 三十圓

同 五千圓マテ 五十圓

同 五千圓ヲ超ユルモノハ五千圓ヲ超エ十萬圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ十圓、十萬圓ヲ超エ五十萬圓マテノ部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ七圓、五十萬圓ヲ超ユル部分ニ付テハ千圓ニ達スル毎ニ五圓ヲ加フ

訴訟物ノ價額ヲ算定スルニハ民事訴訟法第二十二條第一項及ヒ第二十三條ノ規定ニ從フ

第三條 財産權上ノ請求ニ非サル訴訟ニ付テハ其訴訟物ノ價額六千圓ト看做シ印紙ヲ貼用ス可シ

財産權上ノ請求ニ非サル訴訟ト其訴訟ニ由テ生スル財産權上ノ訴訟ト併合スルトキハ其多額ナル一方ノ訴訟物ノ價額ニ依リ印紙ヲ貼用ス可シ

第四條 本訴ト反訴ト其目的カ同一ノ訴訟物ナルトキハ反訴ノ訴狀ニ印紙ヲ貼用スルヲ要セス

第五條 控訴狀ニハ第二條ノ規定ニ從ヒ其半額上告狀ニハ其全額ノ印紙ヲ加貼ス可シ

第五條ノ二 民事訴訟法第七十一條又ハ第七十五條ノ規定ニ依ル參加ノ申出書ニハ第二條、第三條及

ヒ前條ノ規定ニ準シ印紙ヲ貼用ス可シ

第六條 支拂命令ノ申立ニハ第二條ニ依リ第一審ノ訴狀ニ貼用ス可キ印紙金額ノ半額ノ印紙ヲ貼用ス

可シ

第六條ノ二 左ニ掲クル申立、申出又ハ申請ニシテ訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額五千圓以下ナル場合ニ於テハ五圓ノ印紙ヲ、五千圓ヲ超過スル場合ニ於テハ十圓ノ印紙ヲ貼用ス可シ

一 期日指定ノ申立

二 中斷又ハ中止シタル訴訟手續ノ受繼ノ申立

三 民事訴訟法第六十四條ノ參加ノ申出

四 除斥又ハ愚避ノ申立

五 和解ノ申立

- 六 費用額確定ノ申立
- 七 假執行ニ關スル申立
- 八 強制執行ノ停止若クハ續行又ハ執行處分ノ取消ノ申立
- 九 配當要求
- 十 強制競賣又ハ強制管理ノ申立
- 十一 債權又ハ他ノ財産權差押ノ申請
- 十二 民事訴訟法第七百三十二條乃至第七百三十四條ノ申立
- 第六條ノ三 左ニ掲クル申立、申出又ハ申請ニシテ訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額五千圓以下ナル場合ニ於テハ十圓ノ印紙ヲ、五千圓ヲ超過スル場合ニ於テハ二十圓ノ印紙ヲ貼用ス可シ
 - 一 抗告
 - 二 削除
 - 三 證據ノ申立
 - 四 假差押又ハ假處分ノ申請
 - 五 削除
 - 六 執行力アル正本ヲ求ムル申立但二通以上ヲ求ムルトキハ一通毎ニ印紙ヲ貼用ス可シ
- 第七條 和解及ヒ督促手續ニ付キ民事訴訟法第三百五十六條第三項又ハ第四百四十二條ノ規定ニ依リ

訴訟カ繫屬スルトキハ第二條及ヒ第三條ノ規定ニ從ヒ印紙ヲ貼用ス可シ但第六條又ハ第十條ノ規定ニ依リ貼用シタル印紙ノ額ヲ通算ス

第八條 再審ヲ求ムルノ訴狀ニハ其訴ヲ爲ス可キ裁判所ノ審級ニ依リ相當ノ印紙ヲ貼用ス可シ

第九條 (削除)

第十條 答辯書其他前數條ニ掲ケサル申立、申出又ハ申請ニシテ訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額五千圓以下ナル場合ニ於テハ五圓ノ印紙ヲ、五千圓ヲ超過スル場合ニ於テハ七圓ノ印紙ヲ貼用ス可シ

第十一條 民事訴訟法第二百十條第一號ノ場合ノ外此法律ニ從ヒ印紙ヲ貼用セサル民事訴訟ノ書類ハ其效ナキモノトス但印紙ヲ貼用セス又ハ貼用スルモ不足アルトキハ裁判所ハ相當印紙ヲ貼用セシメ之ヲ有效ナラシムルヲ得

第十二條乃至第十五條 (削除)

第十六條 非訟事件ニ關スル申立又ハ申請ニシテ請求ノ價額五千圓以下ナル場合ニ於テハ五圓ノ印紙ヲ、五千圓ヲ超過スル場合ニ於テハ七圓ノ印紙ヲ貼用ス可シ但第六條ノ三ノ規定ハ非訟事件ニ之ヲ

準用ス

左ニ掲クル申立又ハ申請ニシテ請求ノ價額五千圓以下ナル場合ニ於テハ十圓ノ印紙ヲ、五千圓ヲ超過スル場合ニ於テハ二十圓ノ印紙ヲ貼用ス可シ

一 裁判上代位ノ申請